

深圳市政府との意見交換会

# 議事録及び 追加説明

日本貿易振興機構広州事務所  
深圳市科技工貿和信息化委員会

2010年1月22日

# 目次

式次第	3
1. SITIC王玲副巡視員よりご挨拶	5
2. 日本貿易振興機構広州事務所横田光弘所長よりご挨拶	6
3. 深圳日本商工会澤井副会長よりご挨拶	7
4. SITIC推广処王志毅処長より深圳ビジネス環境について説明	7
5. SITICハイテク産業化処伍源超処長よりハイテク企業の認定方法について説明	10
6. SITIC加工貿易処邱小南副処長より深圳市の来料加工企業法人化の状況について説明	13
7. 各種問題に対する質疑応答	15
1. 来料加工企業の法人化について	15
2. 労働問題について	26
3. 加工貿易製品の国内販売について	28
4. 税務問題について	31
5. 特区の計画について	33
添付資料	34
1. <a href="#">ハイテク企業認定管理弁法 概略説明</a>	
2. <a href="#">ハイテク企業認定管理弁法 全文</a>	
3. <a href="#">ハイテク企業認定管理作業手引 概略説明</a>	
4. <a href="#">ハイテク企業認定管理作業手引 全文</a>	
5. <a href="#">国が重点的にサポートするハイテク分野</a>	
6. <a href="#">税関総署公告 2009 年第 62 号</a>	
7. <a href="#">広東省の対外貿易経済合作庁等 11 部門が協同で公布する来料加工企業が生産停止せずに三資企業に転換するための指針に関する通知</a>	
8. <a href="#">深圳市来料加工企業が現地で生産停止せず外商投資企業へモデルチェンジに関する意見</a>	
9. <a href="#">法人の主要税務処理方法</a>	
10. <a href="#">広東省人力資源と社会保障庁の高温手当問題について回答</a>	

# 深圳市政府との意見交換会

## 式次第

時 間：1月22日（金）午前9：30-12：00

場 所：市民中心B区多効能庁

主 催：深圳市科技工貿と信息化委員会  
日本貿易振興機構広州事務所

特別支持：深圳日本商工会

協 力：深圳市加工貿易協会  
深圳市中日經濟文化交流促進会  
瑞穂コーポレート銀行 香港支店

司 会：深圳市科技工貿と信息化委員会  
（以下は「S I T I C」と称する）  
王玲副巡視員

9：00 受付

9：30 S I T I C 王玲副巡視員よりご挨拶

9：35 日本貿易振興機構広州事務所横田光弘所長よりご挨拶

9：40 深圳日本商工会澤井副会長よりご挨拶

9：45 S I T I C 推广処王志毅処長より深圳ビジネス環境について説明

9 : 55 S I T I Cハイテク産業化処伍源超処長よりハイテク企業の認定方法について説明

以下 質疑応答

10:00 S I T I C加工貿易処邱小南副処長より深圳市の来料加工企業法人化の状況について質問回答

(質問 1.1~1.2)

10 : 20 市場管理監督局王淑傑副局長 (質問 1.3)

10 : 25 国税局政策法規処丁浩副処長 (質問 1.4~1.5)

10 : 40 S I T I C加工貿易処邱小南副処長

(質問 1.6~1.11)

11 : 05 深圳税関劉子健副処長(質問 1.12)

11 : 08 人力資源保障局労働関係処馮力主任科員

(質問 2.1~2.3)

11 : 12 住房建設局房改処李穎副処長 (質問 2.4)

11 : 15 S I T I C保税処康麗輝副処長 (質問 3.1)

11 : 25 S I T I C加工貿易処邱小南副処長

(質問 3.2~3.2)

11 : 35 地稅局稅政二処谷家良副処長 (質問 4.1~4.2)

11 : 35 S I T I C推廣処王志毅処長 (質問 5.1~5.2)

11 : 50 S I T I C保税処康麗輝副処長 (質問 5.3)

11 : 55 S I T I C推廣処王志毅処長(質問 5.4)

12 : 00 會議終了

## 1. S I T I C王玲副巡視員よりご挨拶

ご来場の日系企業の皆様、お早うございます。

2010年の冒頭に日本貿易振興機構広州事務所と深圳日系企業政策説明会をここに共同主催することができますこと、非常に嬉しく存じます。

私、深圳市S I T I Cを代表致しまして、本日御出席の81社の日系企業の皆様を歓迎致します。

さて、本日の交流会は深圳日本商工会の特別な支持、深圳市加工貿易協会、深圳市中日経済文化交流促進会、瑞穂コーポレート銀行香港支店の協力の下で実施いたします。また、国税、地税、市場監管、住宅建設、人力資源と社会保障局など関連機構にご協力を頂きましたこと、心よりお礼申し上げます。

ご存知の通り、世界経済に於いては未だ国際金融危機の影響が尾を引いております。2009年、深圳市は工業貿易へ百人規模のチームで政府サービスを提供するなど、一連の支援策を打ち出し、金融危機による世界的な景気後退を乗り越えられるように積極的に取り組んできました。

こうした状況の下、優秀な日系企業の皆様は引き続き深圳の投資環境に期待を持ち、深圳への投資戦略を強化して来られました。本日、日系企業向け政策説明会を開催することは、皆様のご期待に応えると共に、皆様に深圳市の最新産業政策と支援措置をより深く理解していただき、産業構造の高度化、内需市場の拡大を通じて持続的な経済成長を実現していくためには極めて重要であると思います。

本日の説明会が、日系企業と深圳市政府の交流を促進し、企業のモデルチェンジ、産業向上につながることを期待しております。深圳市政府はよりよいサービスを提供することを承諾し、皆様が深圳で投資することは賢明な選択であることを確保させていただきたいとおもいます。

深圳は中国でもっとも豊かな珠江デルタ地域に位置しており、改革開放の窓口として、奇跡のようなスピードで1000万人口を超える近代都市に成長して参りました。経済総合実力は全国でも有数な大都市になります。2009年、日本との貿易総額は177.78億米ドル、日本からの直接投資は3942万米ドルに達し、深圳で投資している121カ国の中で先頭に立っています。これは深圳でのビジネスチャンスを捉える皆様の努力で遂げたすばらしい実績であり、ご尽力を頂いたジェトロ広州事務所、関連協会、商会のお陰です。深圳市政府としては引き続き皆様にご満足いただけるサービスを提供いたします。

## 2. 日本貿易振興機構広州事務所横田光弘所長よりご挨拶

日本貿易振興機構の横田です。一言ご挨拶させていただきます。

王玲深圳市政府副秘書長、深圳市科技工貿と信息化委員会、深圳市政府関連部署の皆様、おはようございます。今回深圳市政府との意見交換会を開催することができ、本当に有難うございます。改めて御礼申し上げます。

深圳商工会に参加している会員企業は約400社あり、実際深圳に進出している日系企業はそれを大きく上回り、おそらく600社を超えていると思います。中国でビジネスをするには、制度がいろいろと変動することがあり、このように政策説明と意見交換会を深圳市政府から開催いただきましたこと、心より感謝いたします。今回の説明会では、深圳市科技工貿と信息化委員会をはじめ、国税、地税、税関、市場監管、住宅建設、人力資源と社会保障局の方々から出席いただき、さらに質問に対して予め回答の準備をいただき、有難うございます。

最後になりますが、本日の会議が円満に行うことを祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

### 3. 深圳日本商工会代表よりご挨拶

深圳市政府の王玲様はじめ関係各部署のみな様、お忙しいところ今回の意見交換会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。また会場にお越しの日系企業各社の皆様、大変ご苦勞様でございます。

今回皆様のご尽力で、このような意見交換会を開催できますことを深セン日本商工会を代表いたしまして御礼申し上げます。

第1回目の会議は昨年夏に開催いたしました。初回ということもあり、参加者は商工会幹部の一部にとどまりましたが、今回は多くの企業の関係者にもお越しいただきました。会議の内容としましても、今回からより具体的なお話を伺えることになろうかと思えます。

深圳における日系企業は、現在様々な問題を抱えております。加えまして世界的な経済不況の波を受け、経営面でも日々大きな決断を迫られておる状態でございます。

これらの問題を直接、市政府の関係者の皆様にお伝えできる場としまして、また具体的な解決の方向性が確認できるような場としても、この意見交換会が今後も継続しますように願っております。

本日の開催にあたりましては、主催者各位のご努力の賜物と存じております。この場を借りまして再度御礼申し上げます。

### 4. S I T I C 推广处王志毅处长より深圳ビジネス環境について説明

まず、ご来場の皆様が深圳を選んで進出し、経済発展に大きく貢献してきたことに対して深謝いたします。企業の成長に伴い、いかに事業を拡大させ、産業を高度化させることは緊迫した課題であり、この都市とともに成長していくには現地事情を適切に把握する必要があります。この場を借りまして、深圳のインフラ施設、産業構造、政治組織などビジネスに密接する要素を説明させていただきたく、皆さまの事業計画のお役たてば幸いと存じます。

## 1. インフラ施設

深圳市は以下の面で中国一を誇っている。

- ・ 都市総合競争力は香港に次いで国内一位；
- ・ 1人当たり GDP は 2008 年北京、上海を越え国内一位になった。2009 年の GDP は 10.5%増の 8,250 億米ドルになるとの見込み；
- ・ 2009 年の輸出入総額は 2,701 億 6 千万米ドル、そのうち、輸出額は 1,619 億 8 千万米ドル、連続 17 年間中国一位。
- ・ 労働力が豊富、技術力が高く、便利な交通施設と完備な物流サービスが備わっているため、深圳を中心に 2 時間以内の地域に必要な電子部品、金型などの原材料を調達できる産業集積地を創設するのに成功した。
- ・ 物流施設について、中国大陸で唯一の空港、港、陸上で通関できる都市であり、合計 12 か所の通関検問所を有し、そのうち、6 か所が香港と直通、24 時間通関できる。深セン港のコンテナ取扱量は世界第 4 位であり、宝安国際空港は中国で 4 番目に大きい空港である。
- ・ 金融面では、中国最初の証券取引所、外資系銀行、証券会社が深圳で設立された。最近、証券第 2 部も深圳でオープンし、190 社のベンチャー企業が集まり、中小企業にとっては優れた融資環境を持っている。

## 2. 産業構造

ハイテク産業、製造業を中心に、サービス業が補助する産業構造を形成、ハイテク、物流、金融といったコンテンツを深圳の柱産業として育ててきました。そのうちハイテク産業はすでにもっとも重要な産業になり、工業生産高の 60%、GDP 総額の 1/3 を占めています。特に電子、情報産業の規模は中国一位になり、深セン市の規模以上工業生産高の 56% 占めており、広東省の同業種の 57%、全国の 1/6 を占めています。

昨今の金融危機の影響を受けながら、新しいビジネスチャンスも生じたと考え、深セン市政府は新エネ、バイオロジー、インターネットなどの新興産業に対して強力な政策と財政支援を与えました。また、これらの新興産業の成長に伴い、省エネ、新材料、環境、コンテンツ、アウトソーシング、海洋経済に係る産業の発展を促進することも図っています。

### 3. 政治組織改革

企業にとってより透明、公正、良質な行政サービスを提供するために、去年7月に深圳市政府は大きな機構改革を行いました。政府部門の部署数は46から31に縮小、政府機能は計画策定を中心とする政治政府からサービス提供を中心とする行政政府に変貌を遂げました。効率の良い行政サービスを提供することにより、優れたビジネス環境作りを行っています。

深圳市科技工貿と信息化委員会は元の科学技術局、貿易工業局、ハイテク区、保税區など五つの局、7つの部署から構成され、産業管理、資源整合、企業指導、ハイテク区管理などの総合機能を持ち、企業に対してワンストップな行政サービスを提供しております。

深圳市投資促進署は国内外の投資者及び各業界、機構に対して投資に係る情報の提供と行政指導を行う機能を持っており、来料加工企業が法人化する際に困ったことがある際は、ご連絡いただければ、問題解決に尽力させていただきます。

## 5. SITICハイテク産業化処伍源超処長よりハイテク企業の認定

### 方法について説明

#### 1. 政策根拠

2007年3月に全国人民代表会で審議通過された「企業所得税法」とハイテク企業の関連優遇政策に基づき、我が国のハイテク企業の自主創造能力を高め、産業の高度化を実現するため、科技部、財政部、国家税務総局は連名で2008年4月14日に「ハイテク企業認定管理弁法」([添付資料1](#)、[添付資料2](#))、2008年7月8日に「ハイテク企業認定管理作業手引」([添付資料3](#)、[添付資料4](#))が制定、発布された。

#### 2. 政策のポイント

ハイテク企業を認定する目的は我が国のハイテク企業の自主研究開発を核心とする総合創造能力の増強と、ハイテク産業の高度化である。「ハイテク企業認定弁法」の核心は自主研究開発能力と創造能力が有するかを基準にしてハイテク企業を認定する。認定されるハイテク企業は国家が重点的にサポートするハイテク分野で、研究開発と技術成果の転換を持続的に実施し、中核的、自主的な知的財産権を形成し、これを基礎に経営活動を展開、中国国内（香港、マカオ、台湾を除く）で1年以上登録した居民企業を指す。具体的には以下のようにご理解いただきたい。：

- ① 企業が従事する研究開発と製造経営活動が国家が重点的にサポートする産業技術であり、「国家が重点的に支持するハイテク領域」([添付資料5](#))に明記する範囲に帰属する。
- ② ハイテク企業を認定する前提条件は研究開発を持続的に実施する能力と革新技術に対して自主知的財産権を有すること。
- ③ 企業が取り扱う主要事業においてその研究開発と成果物商品化活動とが密接に関連していること。

上記条件に満たさない企業はハイテク企業と認定されない。研究開発活動を展開せず、単なるハイテク製品を製造加工する企業はハイテク企業として認定されない。

### 3. 優遇政策

ハイテク企業として認定される場合、以下の優遇税制を受けられる：

- ① 「企業所得税法」第 28 条により、15%の税率が適用される。
- ② 経済特区に登録するハイテク企業は 2008 年 1 月 1 日以降に設立しても「2 免 3 減半」の優遇税制が適用される。すなわち、製造経営収入を取得年から 1 年目と 2 年目は企業所得税を免除、3 年目から 5 年目は 25%の法定税率の半分で企業所得税を納付することができる。

### 4. 認定条件

以下の六つ条件に全部該当する場合、ハイテク企業として認定される：

- ① 過去 3 年間で自主開発、譲渡、贈与、M&A などの方式で、または 5 年間以上の許諾方式で、主要製品（サービス）の核心技術に対して自主知財権を有する。
- ② 製品（サービス）は「国家が重点的に支持するハイテク領域」に帰属する。
- ③ 短大以上の学歴の技術者の人数が企業従業員数の 30%以上を占め、そのうち、研究開発に従事する人数は従業員の 10%を上回る。
- ④ 研究開発活動を持続的に実施しており、直近 3 年間の会計年度において、研究開発費用の売上に占める比率は以下の条件を満たさなければならない：

前年度の売上	研究開発費用の売りに占める比率下限
5000 万元以下	6 %
5000 万～2 億元	4 %
2 億元以上	3 %

- ⑤ ハイテク製品（サービス）の売上は企業売上総額の 60%を上回る。
- ⑥ 研究開発管理能力、成果物商品化能力、自主知財権数量、売上と資産成長率などの指標は「ハイテク企業認定管理ガイドライン」の要求を満たすこと。評価指標は 100 点を満点とし、そのうち、知的財産権は 30 点、成果物商品化能力は 30 点、研究開発管理能力は 30 点、生業成長率は 20 点を占め、ハイテク企業を認定する最低得点数は 70 点とする。

## 5. 申請、認定手順

- ① 企業は関連規定と認定基準に対照しながら自己評価を行い、認定条件に合致すると思う場合、「ハイテク企業認定管理工作網」というホームページにログインする。
- ② ログインする際に、まずログイン情報を入力した上、ユーザー名とパスワードを取得する。
- ③ 取得したユーザー名とパスワードを使って、「ハイテク企業認定申請書」をオンラインで入力して、認定機構に提出する。
- ④ 認定機構は企業の提出資料に基づいて専門家チームの審査を手配し、その審査認定意見により認定企業リストを作成する。
- ⑤ 認定企業リストを「ハイテク企業認定管理工作網」で15日間公示し、その公示に異議がない場合、国家ハイテク企業認定リーダーグループにハイテク企業として登録、認定機構より「ハイテク企業証書」が発布される。  
公示に異議がある場合、認定機構が再度審査を行う。

## 6. SITIC加工貿易処邱小南副処長より深圳市の来料加工企業法人化の状況について説明

### 1. 深圳市の来料加工の現状

来料加工とは外国側から中国の委託先に原材料を無償提供（材料代金を外貨送金する必要がない）、完成品を外国側に返送、委託先は加工賃のみを取得するという貿易方式であり、進料加工とともに加工貿易を称する。

深圳市では改革開放の発展に伴い、来料加工の取扱量は年々伸長してきた。90年代半ばのピーク時には来料加工企業が9000社を超え、加工貿易総額の80%を占めていた。

来料加工は外貨決済する必要がないというメリットがあるものの、法人格がない為自社名義で輸出入できない、国内販売できないなどのデメリットもあるため、90年代の後半から法人を設立して進料加工に移行する企業が多く、来料加工の企業数と取扱量は年々減っている。2009年末に、実質運営している来料加工企業は4020社、取扱量は加工貿易総額の14.8%に下がった。2009年度には金融危機の影響を受けたため、来料加工の輸出は138億米ドル（昨年同期比19.9%減）、輸入は61億米ドル（同25.74%減）と大幅に減少した。

表1：深圳市の来料加工輸出推移

単位：億米ドル、%

	来料加工輸出総額	前年同期比	来料加工が輸出総額に占める割合
2007	164	16.1	9.7
2008	173	5.2	9.6
2009	138	-19.9	8.5

深圳市の来料加工企業は特区内に僅か300社、主に特区外に集まり、約3700社は宝安、龍崗、光明新区と坪山新区に位置している。業種からみると、プラスチック、金属加工、印刷、通信設備、機械製造など20業種に亘る。

### 2. 関連政策

#### 2.1 来料加工の安定的な発展を維持する

改革開放の初期に、来料加工は中国の対外貿易の主要方式であり、輸出拡大、外資誘致、就業促進に大きく貢献してきた。近年、来料加工の行方が話題となっているが、国家と省、市レベルの政策上では来料加工を排除することは全くないということを明確にし、強調しなければならない。世界的な金融危機の影響を受け、深セン市の経済が回復期における現在、来料加工の安定的な発展を維持することが重要である。

## 2. 2 来料加工の高度化を促進する

国家は2004年に加工貿易の高度化戦略を打ち出し、加工貿易企業の技術開発と創造能力を高め、製品構造の改良による付加価値を増加、産業集積を拡大させ、国内販売を奨励するという方針を明らかにした。

深圳市は従来通りに加工貿易の促進を重視しており、「深圳市加工貿易のモデルチェンジを促進する若干意見」、「深圳市来料加工企業が現地で生産停止せず外商投資企業へ転換するマニュアル」、「深圳市加工貿易企業が国内販売を促進する奨励マニュアル」、「深圳市来料加工企業が現地転換する専門支援資金実施細則」などの政策を行い、加工貿易の高度化を促進してきた。

来料加工の高度化を促進することは、具体的にいえば、来料加工企業を生産停止せず法人化に転換させることである。法人化に転換する主体は企業であり、その決断は企業により市場規律に基づいて分析判断が行われるべきである。政府としては企業意思を尊重、産業発展の実況に合わせて、便利良質な行政サービスを提供する。

来料加工企業が生産を停止せず法人化に転換することをサポートするために、国家、広東省、深圳市レベルでは優遇政策を発布した。税関総署2009年第62号公告では、2011年6月30日までに法人化する場合、非法人の来料加工企業は税関監督期間未満の設備を免税で法人企業に出資できると明記、広東省政府は生産停止せず法人化に転換するガイドラインを制定、深圳市政府は国家と省の関連規定に従い、深圳市の実況に合わせて法人化転換のマニュアルを発布、さらに法人化転換の専門支援資金を用意し、良質な転換企業に対して財政支援を行う。今年、深圳市科技工貿と信息委員会をはじめとする連合調査チームは調査結果に基づき、来料加工企業の法人化を促進する奨励政策を提出することを予定している。

一言でいえば、法人化に転換することは加工貿易の発展に従う必至結果であり、政府としては企業意思の決断を尊重し、市場規律に基づいて法人化を促進する方針である。企業実況に合わせて、期限付きの優遇政策を活用して早めに法人化することを期待している。

## 7. 各種問題に対する質疑応答

### 1、来料加工企業の法人化について

- 1.1 来料加工から法人化転換する方法如何。転換に関し企業支援策はあるか。その内容如何。  
現実に法人化している来料加工はあるのか状況如何。

○ SITIC 投資促進処より回答：

<来料加工から法人化転換の方法>

来料加工から法人化へ転換する主要方法は二つあり、一つは関連法規に従い来料加工工場を閉鎖して、新しい法人を設立すること；もう一つは政府が制定する生産停止せず法人化転換マニュアルに従い、関連優遇政策を利用して期限内で法人化手続きを完了することである。この場を借りて強調したいのは、生産停止せず法人化転換することは政府が提出する法人化の選択肢の一種であり、それを利用するかどうかは企業の自己意思を尊重する。ゆえに強制的に実施するものではない。どちらの方法を利用するか実況に合わせて企業自ら判断すべく。

<転換に関する企業支援策>

転換に関して、国家、広東省、深セン市政府は企業支援策を制定、以下の一覧にご参考頂きたい：

- ・ 税関総署 2009 年第 62 号公告 ([添付資料 6](#))：  
2011 年 6 月 30 日までに法人化する場合、非法人の来料加工企業は税関監督期間未満の設備を免税で法人企業に出資できる。
- ・ 広東省「生産停止せず法人化に転換するガイドライン」（粵外経貿加字[2008]7 号）  
([添付資料 7](#))
- ・ 深圳市政府「深圳市来料加工企業が現地生産停止せず外商投資企業へ転換するマニュアル」（深府弁[2008]91 号）([添付資料 8](#))
- ・ 深圳市 SITIC と財政委員会連名で「深圳市来料加工企業が現地生産停止せず法人化転換の専門援助資金実施細則」（深財企[2009]190 号）  
法人化転換後当年度の売り上げが 500 万元を上回る企業に対して一括的に 100 万元上限と

する研究開発援助を与える。

#### < 来料加工から法人化の実況 >

来料加工企業法人化の関連規定が備えているため、現実、法人化している来料加工企業が増えており、2009 年末時点で、来料加工生産停止せず法人化手続きを完了した企業は 200 社近くになっている。

- 1.2 来料加工から法人化への操作マニュアルは制定されサービス提供が実施されているのか。独資転換には各部門との調整が必要であることから、多くの企業は来料独資化を専門的にサポートしていただけるワンストップサービス機構の設置を望んでおり、それにより益々の独資転換促進に繋がると考えております。また、市政府と市政府が管轄する各地域の政府の協調による政策の統一性と安定性の維持を希望しております。

#### ○ SITIC 加工貿易処より回答：

##### < 来料加工から法人化へ転換操作マニュアル >

深圳市各区の加工貿易主管部門は来料加工企業から法人へ転換操作マニュアルを制定した。例えば、龍崗区貿易工業局では「龍崗区来料加工企業現地生産停止せず転換工作方案」を制定、法人化へ転換にかかわる各部門は来料加工企業の終了手続と新法人の設立手続を同時に遂行することができる。そのステップを簡単に説明すると、まず、貿易工業局で来料加工企業の終了手続を行いながら、来料加工企業の有効期間内にある加工契約を持って引き続き製造と輸出入を継続できる。と同時に、新法人の設立登録を行い、貿易工業局と税関で新法人の加工貿易契約を新規登録、来料加工企業の加工契約に残存した原材料と設備を新規登録した新法人の加工貿易契約に繰越、新法人として加工貿易業務を展開できる。新法人の運営が安定することを確認してから、税関などで来料加工企業の取消し手続を遂行する。

##### < 来料独資化のワンストップサービス、政策の統一性と安定性を維持 >

来料独資化を専門的にサポートするワンストップサービス機構を設置するのは非常にいい提案であり、来料加工企業が法人化に転換するには深圳市政府は調査研究した上極力支援していく所存である。現在、深圳市の主要機構は市民センター行政サービス大庁に窓

口を設けており、日常的な行政事項についてワンストップサービスを提供している。

政策の統一性と安定性について重視しており、中央政府と地方政府が発布された政策措置を着実に貫くことに尽力する。

### 1.3 来料加工貿易ライセンス（広東省対外来料加工特準営業証）の新規発行/既存延長を認めないという地域があると聞いていますが、実体如何か。

#### ○ 市場管理監督局王淑傑副局長より回答：

<来料加工の安定を維持する意義>

深圳市の来料加工業務は年々減少しているが、対外貿易経済の重要部分であり、輸出総額の8.5%を占め、150万人を超える人口を雇用し、1200万㎡の工場を賃貸利用している等、深圳市基幹工業団地の経済を支えてきた。世界的な金融危機の影響を受け、経済回復期における現在、来料加工の安定的な発展を維持することは重要課題である。

<来料加工廠の営業許可証の継続問題>

来料加工貿易ライセンス（広東省対外来料加工特準営業証）の新規発行/既存延長を停止する背景：

来料加工廠には法人格がない。93年に施行された「広東省対外加工装配件業務条例」第10条に基づき、工商局から「対外来料加工特準営業証」が発行され、来料加工業務に従事することができる。

この条例は04年7月29日に広東省第10回人民代表大会の12回会議で改正され、第10条が削除されたため、「対外来料加工特準営業証」を発行する根拠がなくなった。このため、深圳の工商局では「対外来料加工装配件特準営業証」を新規発行/既存延長を停止されてきた経緯がある。

09年深圳市の行政機構改革で、ライセンス発行業務が市場監督管理局に引き継がれたが、市場監督管理局は「対外来料加工特準営業証」を発行しない方針を決めた。このため、来料加工廠の新設・既存ライセンスの継続について支障をきたすケースが出てきていた。

2010年末までに深圳市における「対外来料加工特準営業証」が期限満了する来料加工廠は600社を超え、その後も、期限を迎える企業が増える状況にある。

<「非法人来料加工営業証」を発行>

来料加工廠が法人への轉換期の移行をスムーズに行えるよう援助することは市場監督管理局の重要課題であり、生産停止せず法人化へ轉換する優遇政策を多数取り行ってきたが、現実、問題も山ほど抱えている。法人化へ轉換しにくい来料加工企業に対して、現在、「対外来料加工特準營業証」の代わりに「非法人来料加工營業証」の発行を検討しており、意見交換会の前日に実施細則の起案会議を行った。次の条件を満たす来料加工廠に対して「非法人来料加工營業証」を発行することにより、引き続き来料加工業務に従事することができる。

- (1) 広東省対外来料加工特準營業証を既に保有していること
- (2) 生産活動をしていること
- (3) 嚴重な法律法規違反を起こしていないこと
- (4) 正常生産に必要な条件を備えていること

上述条件に合致する企業は合作の中国側パートナーから申請を行う必要がある、

来料加工廠の正常な運営をサポートするため、市場監督局は以下の措置を取り行うことを検討している：

- (1) 新規の「非法人機構」は元の来料加工企業とほぼ同一な名称を維持可能
- (2) 新規の「非法人機構」は元の来料加工企業の住所を利用可能
- (3) 新規の「非法人来料加工營業証」を取得後、元の「対外来料加工特準營業証」を取り消さなければならない。

## <以下は会場質問と回答>

問：「非法人来料加工營業証」を申請する必要時間はどのくらいかかるか。特に「対外来料加工特準營業証」の期限満了に迫られる企業はいかに対応すべきか。

答：なぜ「非法人營業証」を新規発行するか、理由は法人轉換する場合、法人營業証を取得するにはハードルが高い、手続が煩雑であることに対して、非法人機構の設立は簡単であるからである。必要資料が備い、上記4条件に合致する場合、申請提出日から5日で「非法人營業証」を取得できる。

問：当社は法人への轉換をしている最中です。貿易工業局より法人の新設批准を取得済み、市場監督管理局へ法人の營業証を申請準備をしております。この場合、「非法人營業証」を同時に申請することは可能か、申請提出後5日間で取得可能か。

答：「非法人営業証」の発行は昨日の会議で立案したばかり、詳細について検討する必要がある。

問：来料加工廠は法人格がない、「非法人営業証」を申請するには合作の中国側パートナーから行う必要があると聞いているが、どの部門へ提出すべきか。

答：申請手順はまず貿易工業局へ必要書類と申請書を提出、貿易工業局の批准を取得後、市場管理監督局へ「非法人営業証」の申請取得を行う。必要書類について別途連絡する。

#### 1.4 来料加工廠法人化後の税務はどう変わるか。

##### 1) 具体的に一番知りたいのは以下2点

##### ①法人転換後に来料加工継続可能か？

広州では複数の企業が独資化以降も来料加工継続できている事実、東莞では(来料加工廠に対する依存度が高いこともあってか)法人化以降も来料加工継続できるよう便宜を図ると言っている中で、深圳市のみは(ハイテク、第三次産業の法人も育てていることもあってか)法人転換後の来料加工継続を認めないと言っているのはおかしい。例えば外商投資産業指導目録制限禁止類や加工貿易制限類禁止類目録掲載品目に限定して禁止でそれ以外は可能と言う風に区分けした方が中国政府方針に合致して説得性あるのではないか。

##### ○ 国家税務局より回答：

法人転換後來料加工を継続できるか、主管部門はSITICであるため、後ほどSITICより回答する。

##### ②法人転換後進料加工しかできなくなるのであればそのコスト(税負担)はどう変わるか。

100%輸出だけであれば来料加工の場合、広東省は不徴収不還付政策を採用しているので、増値税負担なし。進料加工の場合、

(製品輸出FOB-免税輸入原料) X (17%-不還付率) が税負担コスト差になる。

以下のスキームを検討する企業が多いのでその違いを図解入りで教えて欲しい

②-1 進料加工で輸入した後製品を直接輸出するか間接輸出(転廠)するかでの税負担の差

われわれの理解は進料加工の付加価値に対してかかる増値税(輸出FOB-免税輸入原料) X

(17%還付率)は進料加工から直接輸出時にかかるが進料加工から間接輸出(転廠)をする場合にはかからないので転廠比率が上がればこちらは薄まる。

②-2 進料加工で国内原料調達した場合に製品を直接輸出した場合と間接輸出(転廠)した場合での税負担の差。

われわれの理解は進料加工で国内原料仕入がある場合、直接輸出の場合は還付受けれるが間接輸出(転廠)時には還付受けれずCOSTになるのでこちらの方は直接輸出(保税物流園区/保税港区)比率高めた方が薄まる。

○ 国家税務局より回答：

ご理解の通りです。

来料加工から法人へ転換後、一般納税者資格を取得、一般貿易で製品を直接輸出時に適用される増値税還付政策は「免、抵、退」であり、転廠など間接輸出する場合不徴収不還付政策を適用する。

中国の政策では増値税徴税率 17%と輸出還付率(商品により違う)が違うため、一般貿易で輸出する場合、徴税率と還付率の差(不還付率)は増値税仕入税目の控除項目として計上、最終的に製造原価に繰越す。中国国内で原材料を購入、一般貿易で製品を輸出する場合、仕入税目は税金の還付対象になる。間接輸出(転廠)の場合、「不徴収不還付」に適用するため、国内調達の原材料仕入税目は還付の対象にはならない。輸出税金の不還付率と国内調達原材料の割合を組み合わせて試算してみたら、税金負担、コスト計上が逆転する臨界点を算出できる。すなわち、国内調達原材料の比率がこの臨界点を超える場合、一般貿易を採用したほうが採算に合う。国内調達原材料の比率がこの臨界点を下回る場合、間接輸出(転廠)を薦める。

(法人の主要税務処理方法について[添付資料9](#)にご参照ください)

1.5 国税局「2002」11号により、新設輸出企業の増値税還付は初回輸出の13ヶ月以降にしか実施しない規定がある。その場合、来料工場を閉鎖し新設法人会社に移行する場合は、輸出した場合12ヶ月間還付は受けられないが、何か救済措置はあるのか。東莞市の場合救済措置がある。

○ 国家税務局より回答：

初回輸出する企業に対して税務局は増値税還付監督期間を初回輸出日から12ヶ月間設置

する。監督期間中、輸出業務について企業は規定通りに税金の免除、控除、還付金額を算出、税務局へ申告しなければならない。税務局は企業の提出データを審査、確認した後、輸出にかかわる免除、控除金額を中央国庫から払いだすが、還付金額を留保している。監督期間満了後の当月に、12 か月分の還付金額を一括的に企業に還付する。

税金還付の監督期間を短縮する救済措置は以下の二つがある：

1. 登録開業期間が1年間以上の初回輸出企業に対して、主管税務局より生産能力を有し、脱税、密輸、外貨管理法規違反などの違法履歴がないことを確かめてから、深圳市国家税務局に伺いを進呈、批准を取得できれば、月間ベースで増値税の還付を受けられる。
2. 新設企業に対して、年間売上高（国内販売と輸出合計）が500万元を上回り、しかも輸出が全体売上に占める割合が50%超え、設立日から12ヶ月間に税金還付を受けないと確実に運営できない場合、主管税務局は厳しく事実を把握した上、深圳市国家税務局に伺いを進呈、批准を取得できれば、月間ベースで増値税の還付を受けられる。

主管税務局が申請企業に対する審査は厳しいということを予めご認識いただきたい。

#### 1.6 来料加工から法人化転換では6ヶ月間来料加工廠と法人の併存化が認められているが同期間内に転換は可能なのか。実例はあるのか。

##### ○ SITIC加工貿易処より回答：

生産停止せず来料加工から法人化転換の操作マニュアルでは来料加工廠と法人の併存期間が6ヶ月間認められている。我々の知っている限り、事前準備が備え、業務移行計画が合理の場合、6ヶ月間で転換作業が完了できる。深圳地域で法人化へ転換完了した200社のうち、規定される並存期間内にスムーズに手続完了したケースが多い。無論、実務上で6ヶ月間で関連手続を完遂しがたい企業に対して、税関などの部門へ並存期間の延長を申請することが可能である。

#### 1.7 来料加工制度はその運営が大変便利であることから、多くの日系企業は独資転換後も深圳市政府の承認のもと、継続して来料加工業務を行いたいと考えております。可能である場

合、以下の点について確認させていただきたく存じます。

- ① 輸入原材料は独資工場で購入するのか、それとも無償支給となるのか？
- ② 営業税の支払い義務は発生するのか？
- ③ 国内原材料調達分と輸入設備部分のみ増値税が発生するのか？
- ④ 輸入原材料で国内加工する場合、増値税を支払う必要はないか？
- ⑤ 輸入生産設備は無償貸与できるか？
- ⑥ 国内購入設備は独資企業の資産として計上し、償却金額は加工費から控除することが出来るか？
- ⑦ 企業所得税は来料加工と同様みなし利益による課税となるのか、それとも独立法人企業としての管理方式に照らし支払うことになるのか？
- ⑧ 外国委託加工企業が支払う加工賃には所得税等の税金が含まれるのか？
- ⑨ 生産した製品は国内販売可能か？
- ⑩加工費は輸入額と輸出額の差額決済方式により計算されるのか？
- ⑪ 加工賃のなかには独資企業が支払うべき税金（所得税、都市建設税等）が含まれるか？
- ⑫ 加工賃は商務代理を通して支払う必要があるか、また、現地政府への手数料（加工賃の10～30%）を支払う必要があるか？

○ S I T I C加工貿易処より回答：

深圳の現行規定では、来料加工に従事するのは非法人の来料加工廠に限られており、法人企業なら進料加工しか認められない。今後も、深圳で登録する法人企業が進料加工に従事することを薦める。独資転換後も継続して来料加工業務を行いたいと希望する企業が多いため、S I T I Cは実態調査した上市政府に報告、その検討結果を公布することを考えている。

## 1.8 出資について

- ① 財関税 48 号文には、2011 年 6 月 30 日までに独資転換する企業は、税関監督管理期間内の輸入設備を現物出資できるとあります。5 年以上の監督解除後設備も現物出資が出来ますか？法律的観点から見ると特に制限はないと思われそうですが、資本金験資の際、外貨管理局から関連証明を得ることが難しいため実際は不可能の状況です。当問題の解決は可能でしょうか？

○ S I T I C加工貿易処より回答：

現行の法人転換操作マニュアルによると、5年以上の監督解除後の無償提供設備を新設法人会社に現物出資できない。新設法人企業はそれを購入するという方法で対応できると思う。

② 会社法では登録資本に占める現物出資の割合は7割を越えてはならないと規定されておりますが、来料独資転換にあたり当制限が緩和される可能性はありますか？

○ S I T I C加工貿易処より回答：

来料から法人へ転換する際に、会社法に規定されている登録資本に占める現物出資は7割を越えてはならないという割合に従わなければならない。

③ 現行法律に照らすと、来料加工工場名義の土地使用权と工場建物は現物出資の対象となりません。地域によっては土地及び工場建物を海外からの送金により購入せよと要求しているケースもあります。ただし、企業の立場から見ると、自己名義の土地及び工場建物を購入することに対しては親会社の理解をなかなか得ることが出来ません。土地と工場建物は当初、外国投資方が海外からの相応の費用負担により購入したものであることから、土地使用权と工場建物の現物出資を承認いただけますよう希望いたします。

○ S I T I C加工貿易処より回答：

土地使用权と工場建物を現物出資とする前提条件は要件完備している土地権利証(「土地産権証」)と建物家屋権利証(房産証)を有すること。われわれが知っている限り、法人格のない来料加工廠はこれらの権利証書を手に入っていないところが多いため、現物出資として取り扱うのは困難である。

④ 設備の現物出資にあたっては、企業が償却後金額を想定し資本金を設定した後、実際に験資が行われます。験資によりその価額が商品検査局の査定よりも低い場合は現金による追加出資が必要となります。企業の資本金設定をよりしやすくするため、商品検査部門による事前の査定がなされることを希望いたします。

○ S I T I C加工貿易処より回答：

免税輸入された無償提供設備に対して税関が5年間の監督期間を設けているが、それは設備の償却年数ではない。監督機関満了後、引き続きその設備は利用可能である。資本金を設定するため事前に設備に対する査定を行うという要望については関連部門に伝えます。

1.9 日系企業の中には、国家の政策にあわせ、既に独資企業を併設している企業もあります。独資転換にあたり既存独資企業に来料企業を合併する、もしくは複数の来料企業を一つの独資企業として合併設立することは可能でしょうか？48号文の優遇政策適用には、同一投資者であること及び同一税関管轄地区内であること、また来料企業と同一場所での転換が必須であるとも聞いています。同一場所の要求及び既存独資企業への合併について、実際の企業情況に照らし、規定の緩和は可能でしょうか。明文化された規定を希望します。

○ SITIC加工貿易処より回答：

現行の生産停止せず法人化へ転換する優遇措置を利用するには以下の二つ前提条件に合致しなければならない：

- ② 来料加工廠と新設法人は同一投資者に所属する
- ③ 来料加工廠と新設法人は同一住所に登録する

複数の来料加工廠を一つの独資企業として合併設立を考える場合、複数の来料加工廠の業務を一つの場所に移転してから独資企業へ転換することをお勧めします。

1.10 税関監督解除後設備の売却金額海外送金及び来料工場閉鎖時の剰余資産の海外送金について明確な方法が提示されることを希望します。（東莞では当問題については既に解決方法を見出しています）

○ 深圳市外貨管理局より回答：

現行規定では、明確な送金方法がないため、個別案件として国家外貨管理局に進呈しなければならない。

1.11 黄埔税関は来料加工企業の法人化、税関歴史残留問題の自己申告により処罰を免じる優遇政策がありますが、深圳税関ではこのような優遇策を考えられていますか。

○ 深圳税関より回答：

税関の執務基準は全国一致であり、税関総署が発布される規定に従わなければならない。申告ミス（例えば、HSコード）、保税材料の過不足などについて、企業から自己申告により修正する場合、税関としては処罰することはしない方針であり、関連手続の補足と税金の追加納付を求める。これは税関執務の一般規定であり、優遇政策ではないと理解しております。

深圳税関は来料加工企業を法人化を全力にサポートする方針であり、合法的に税関業務を遂行する企業に対して協力する所存です。

## 2、労働問題について

○ 以下の質問は人力資源と社会保障局より回答：

### 2.1 深圳が全域特区になる場合、最低賃金は如何に統一するのか。23. 今年の最低賃金の変更の時期と金額、又今年の中で従来の特区内外の差異は無く成るのか？

現在、深圳市の制定賃金は特区内1000元/月、特区外900元/月である。最低賃金を設定する際に経済発展水準は重要な考慮要素である。特区内外では経済水準が違うため、最低賃金も差異をつけてきた。今後、特区内外の経済発展の差異幅は縮まっていくと見込んでいるが、最低賃金を同一させるかどうかについては研究調査した上市政府へ進呈、稟議してもらう必要がある。

### 2.2 高温手当について

深圳の暫行弁法-深府〔2005〕138号が6月10日に廃止され、今後は広東省の標準が適用されることになった。本高温手当支払いは法的に義務づけられているのか。衛監督発〔2007〕186号では”非高温作業人員”に対する言及がないのに、粵勞社〔2007〕103号で”非高温作業人員”に対する手当で規定している理由如何。

高温手当での支給は広東省人力資源と社会保障庁が発布される「高温手当について回答」（粵人社函〔2009〕20号、[添付資料10](#)）により執行する。即ち、高温天気や露天作業または他場所で高温作業している従業員に対して、高温手当を支給しなければならない。一方、非高温環境で勤務している従業員への高温手当では、組合や職員代表と平等協議の上で支給するか決定できる。

### 2.3 深圳市で検討されている(新)住宅積立金制度の概略について

① 他地域又は深圳の社会保険などと同様に、計算基準の上限(例えば深圳市の平均月収の3倍等)の有無。

「深圳市住宅積立金制度改革方案」（深府〔2009〕107号）により、住宅積立金は計算上

限は深圳市積立金管理委員会より策定し、市政府の批准を取得後執行とする。住宅積立金の上限を設定することは上納者の公平を維持することにより、社会矛盾を緩和できる。

深圳市では住宅積立金の上限を策定する際に、国家、広東省、深圳市の関連規定に基づき、広州市の計算上限を参考しながら、深圳市の不動産価格が高騰する実況に合わせて、統計局が発布する前年度平均賃金の5倍を計算基準の上限とする。詳細規定は住宅積立金管理委員会より発布され、経済発展実況に合わせて適宜に調整すると考えている。

## ② 労使の負担割合

「深圳市住宅積立金制度改革方案」（深府[2009]107号）では、住宅積立金の負担割合は労使とも5%を下回っていけないと規定しているが、割合の負担上限は明記していない。今後、住宅積立金管理委員会よりその労使の負担割合上限を策定し、市政府に進展、審査を受け、省政府の批准を取得後執行とすると検討している。

経営困難に陥った企業は従業員代表大会/労働組合の認可で、市住宅積立金管理センターの審査を受け、市住宅積立金管理委員会の批准を取得後、負担割合の引下げ/滞納が認められる。経営が好転してから、負担割合を復元、追加納付が可能である。

企業と従業員の負担割合が一致すべきかの質問に関して、「深圳市住宅積立金制度改革方案」（深府[2009]107号）では、負担割合の下限しか規定していないため、企業と従業員が自主決定できる。だが、平等性を考慮すると、労使間の負担割合が一致すべきではないかと考えているが、今後、住宅積立金管理委員会より詳細規定を発布する予定である。

## ③ 開始予定時期

「深圳市住宅積立金制度改革方案」（深府[2009]107号）により、2010年12月から深圳市住宅積立金管理委員会と住宅積立金管理センターが正式に運営を開始する。

### 3、加工貿易製品の国内販売について

○ 以下の質問はSITIC加工貿易処より回答：

#### 3.1 保税物流園区の活用方法如何。

深圳の保税物流園区は塩田港保税物流園区にあり、2004年8月に国务院の批准を受け設立、面積0.96平方キロメートル、国際規模を持つ塩田港の港内に位置している。南区と北区の2箇所から構成されるが、密封する高架橋よりつながり、南区は塩田港の作業区に直通している。保税区は優遇政策に恵まれるほか、搬入貨物が入園時点で税金還付できるというメリットがある。園区内に設立する企業は主に物流業に従事している。

##### ① 保税物流園区で展開できる業務

税関総署の規定により、保税物流園区で展開できる業務は以下の通り：

- ・ 輸出入貨物およびその他の税関手続未了貨物の保管
- ・ 保管する貨物に対する流通性簡単加工と付加価値サービス  
※商業小売、加工製造、リメイク、解体等、園区と無関係の業務は不可
- ・ 輸出入貿易（中継貿易を含む級別分類、分解選別、個別包装、計量、組合包装、ラミネート、マーク・コード印刷、標識貼付、梱包取替え、集約梱包など
- ・ 国際調達、流通販売、配送、国際中継
- ・ 検査、修理
- ・ 商品展示

##### ② 保税物流園区を利用するメリット：

保税区と比べると、以下の優位性がある：

- ・ 国外貨物が園区内に搬入 ⇒ 関税と輸入段階の増値税が免除
- ・ 国内貨物が園区内に搬入＝輸出とみなす ⇒ 輸出還付可能
- ・ 園区保管貨物が国内へ搬入＝輸入とみなす ⇒ 関税＋輸入増値税を納付

具体的な活用例を挙げると、①国家輸出入政策の変動による影響を避ける。例えば、今年の6月に鉄鋼の輸入関税を引き上げると決めたが、6月1日前に、政策の執行移行期間に輸入契約を調印した企業は鉄鋼を保税園区に搬入した場合、輸入税率の引き上げによる減益を避けられる。② リードタイムとコストを大幅に低減できる。輸出税金還付を受けるには、国内販売貨物をわざと香港を迂回して再輸入する企業が多い。保税物流園区を利用する場合、国内貨物が園区に搬入する際に輸出と見なすため、入園時点で輸出還付できる。それをうまく利用すると、企業は競争力を強める。特に加工貿易に従事する企業は1日以内で、貨物を園区に搬入通関、保税で搬出通関を完了できる。③ キャッシュフローへの圧迫を緩和できる。入園時点で輸出還付できるため、輸出貨物を園区に搬入して、輸出還付金を申請してから船便などを手配することが可能。

### ③ 詳細な優遇措置

#### ・税関

保税制度を実施するため、国外貨物を園区内に搬入/園区貨物を国外へ輸出する場合、輸入税金、許可証が免除。園区保管貨物が国内へ搬入する場合、輸入とみなす。国内貨物を園区に搬入する場合、輸出と見なす。区内に設立する企業は税関とオンラインでEDI通関することが可能。

#### ・外貨管理

園区内企業が外貨で取得した収入は指定する金融機構に預ける、又は指定銀行に人民元転することができる。内資か外資に問わず、外貨口座を開設でき、輸出入の外貨核銷が不要。

#### ・税務

国外から搬入する保税物流園区内にて使用する機械設備、建設物資、事務用品、管理施設、中継貨物は輸入関税と増値税/消費税が免除（自動車は除外）。区内における貨物売買と輸出は増値税免除。貨物を国内から保税物流園区に搬入する時点で税金還付を受けられる。

#### ・倉庫保管

輸入禁止貨物を除く、国内、国際市場に合わせて、取引貨物を保税物流園区内の倉庫に保管することが可能。保管期限に上限をつけず、税関監督料金を徴収しない。

#### ・展示

保税物流園区に展示する輸入商品については、保税貨物として管理を行い、税関での簡単な登録手続で済む。

### 3.2 来料加工企業の国内販売は保税区分利用以外の方法はあるのか。

来料加工とは使用部材は全量外国企業から無償提供し、製品を外国企業より全量引取り、国内の来料加工企業は加工賃のみを受け取る加工貿易形式である。部材と製品の所有権は外国企業に所属するため、来料加工企業は国内販売できない。原則的には、来料加工企業が国内販売できるのはスクラップのみ認められるが、製品を国内販売するには個別申請しなければならない。来料加工企業の製品を国内販売するには、現行制度下、保税区分を利用する以外、転廠、輸出加工区、保税物流園区、香港一日遊などの迂回方法で実現できる(添付資料参照)。国内販売の規模が大きく展開する場合、法人化転換の優遇政策を生かし、自社名義で輸出入でき、国内販売もできる独資企業に転換することを薦める。進料加工で免税輸入した部材で作られた製品を内販する際に販売を実現した後、輸入税金を追納することを許可する優遇政策があるので、是非ご利用ください。

### 3.3 深圳独資企業が免税輸入した設備があるが、香港資産になっており、香港にて償却。その場合。当該設備を使用生産した製品の内販は可能か。また、当該設備を香港より独資に売却することは可能か。

これは香港企業が無償提供する免税輸入設備であり、その所有権は香港側に帰属しているため、原則的には国内販売の製品に利用してはいけない。国内販売製品に利用したい場合、その設備を国内法人企業に売却しなければならない。設備を購入する国内の法人企業は中古設備輸入許可証の申請、輸入関税の納付などをする必要がある。

## 4、税務問題について

○ 以下の質問は深圳市地方税務局より回答：

4.1 恒久的施設について、来料加工で中国進出している工場に本社から出張で支援、この場合183日以内でも恒久的施設と見なされ、課税所得対象となる可能性はあるのか。

日中租税協定の第5条により、「恒久的施設」とは事業の全部又は一部を行っている固定的な場所をいい、特に工場を含むと明記。日本企業が来料加工で中国進出している工場に本社から出張で支援する場合、中国で恒久的施設を構成している。

国家税務総局が發布する「中国国内に住所を有さない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通達」では、「住所を有さず1納税年度における中国滞在期間が、連続又は累計で90日間を超えない、又は租税協定により中国滞在期間が、連続又は累計で183日間を超えない個人は、中国国内で実質勤務期間中に取得する国内企業・個人雇用主から支払われる給与所得、または国内機構より負担する給与所得について、個人所得税を申告納付しなければならない。なお、国内の企業・機構が推定利益率で企業所得税を算出又は営業収入が生じないため企業所得税を納付していない場合、その国内の企業・機構に勤務する個人が中国国内での実質勤務期間中に取得する給与は、当該企業・機構の会計帳簿に記載しているかを問わず、当該企業・機構より支給・負担する給与と見なす。

その故、日本本社から支援する出張者はその来料加工工場が恒久的施設を構成するため、中国での滞在日数が183日間を超えなくても、中国での勤務期間に取得する給与所得を個人所得税を申告納税しなければならない。

4.2 日本人出向者立替人件費の日本への送金の難化について

日本人駐在員の日本支給分（給与立替）の送金が行えない状況が続いている。税理士事務所等とも連携の上、対策を講じてはいるものの日本への送金に対して必要となる完税証明の発行がされず、外貨送金が滞っている。

日本出向者の給与について、中国現地企業で負担する上、個人所得税を源泉申告した場合、明細申告書を持って、深圳市内の各税務所で身分証を見せ、個人所得税完納証明書を手に入れる。

## 5、特区の計画について

5.1 企業所得税、増値税改革後、経済特区における優遇策は縮小したものと理解。現在、深圳経済特区に投資する優遇策の内容如何。

○ S I T I C 投資促進処より回答：

深圳経済特区における優遇政策は今まで地域特定なものに集中されたが、今後、地方立法権を活用した上、国家が許容する範囲内で優遇策を制定する方向へ変わるため、深圳における優遇策は縮小ではなく、産業誘導に重点を転じるといえる。

産業発展を誘導するため、近年、深圳市政府は多数の優遇政策を打ち出した。特にハイテク産業、金融業、物流業とコンテンツ産業に重点を置き、これらの新興産業の育成に力を入れた。

深圳市の産業計画と政策は中国経済の雁行リーダーを働きかけ、毎年、産業集積と発展趨勢の実況に合わせて産業誘導戦略を制定した。2005年、2008年にリサイクル経済、高付加価値サービス業、アウトソーシング、本部経済を重点的にサポートした。2009年末に、バイオロジー医薬、新エネルギー（LED）、インターネット産業に対して特別支援策を發布、これらの新興業界のビジネスチャンスの拡大に努めた。

税制面では、国家政策に恵まれるほか、特区に特定する優遇政策も適用できる。例えば、ハイテク企業の場合、国が決められる15%の優遇税率、研究開発費用の損金参入加算を適用するほか、2008年以降に深圳に設立するハイテク企業及びアウトソーシング企業は引き続き2免3減半の優遇税制に恵まれる。

5.2 深圳市は行政区分が経済特区と特区外と分かれているが、各種報道によれば深圳市全域を経済特区レベルと統一するとの案があると承知しているが具体的内容如何。深圳市全域が経済特区に指摘される時期如何。

○ S I T I C 投資促進処より回答：

去年5月に国務院は「深圳市総合改革全体方案」を批准、深圳特区一体化の模索を認めた。現在、詳細方案を省政府に提出済み、国務院に進呈したので、中央レベルで調整している最中で

ある。

5.3 前海湾での保税港区機能、塩田での物流園区機能と2地区は以前の保税区機能より発展がありますが、福田保税区の発展計画はありませんか？あれば教えて頂きたい。根拠や背景などを含めて、公の場で政策をお聞かせ頂ければと思います。

○ SITIC投資促進処より回答：

福田保税区は1991年5月28日に国务院の批准で設立された。最初、貨物が区内に搬入する時点で税金還付を受けられたが、97年に国家税務総局の規定で搬入時点で税金還付を停止、今まで復活されていない。最近、税関総署は保税区の活用について新たな検討があり、条件を備える保税区は総合保税区、港に近い保税区は保税港区に作り直し、入区時点で税金還付の機能を持つことが可能となる。そのため、深圳市政府は沙頭角保税区、塩田保税区、塩田港保税物流園区、塩田港区を「塩田総合保税区」に整合して、前海湾での保税港区と同じ保税機能を持ちことを検討している。福田保税区については、今年中、国家税務総局は保税区における入区時点で税金還付を復元することを検討していると情報入手したが、その進捗にを密にフォローする。

5.4 水使用料等各種行政費用を無料にすると聞いているが如何。

○ SITIC投資促進処より回答：

現在、このような計画を立てていない。

## 添付資料

### 目次

1. [ハイテク企業認定管理弁法 概略説明](#)
2. [ハイテク企業認定管理弁法 全文](#)
3. [ハイテク企業認定管理作業手引 概略説明](#)
4. [ハイテク企業認定管理作業手引 全文](#)
5. [国が重点的にサポートするハイテク分野](#)
6. [税関総署公告 2009 年第 62 号](#)
7. [広東省の対外貿易経済合作庁等 11 部門が協同で公布する来料加工企業が生産停止せずに三資企業に転換するための指針に関する通知](#)
8. [深圳市来料加工企業が現地で生産停止せず外商投資企業へモデルチェンジに関する意見](#)
9. [法人の主要税務処理方法](#)
10. [広東省人力資源と社会保障庁の高温手当問題について回答](#)

## ハイテク企業認定管理弁法 概略説明

## 主旨と目的

- ハイテク企業の発展を扶助し、奨励すること（第1条）。
- 「中華人民共和国企業所得税法」第28条（国が重点的に扶助する必要のあるハイテク企業は、税率を15%に引き下げて企業所得税を徴収する）や「中華人民共和国企業所得税法实施条例」第93条（ハイテク企業の認定条件）等に対応する関係規定を整備（第1条）。

## 内容のまとめ

本弁法は、ハイテク企業の定義、認定機構、条件及び手続等について定め、かつ国が重点的に支援するハイテク分野の範囲を定めている。主な内容として次のものが含まれる。

類別	政策
定義 (第2条)	(1)「国が重点的に支援するハイテク分野」のうち、持続的な研究開発と技術成果の応用を行い、企業の核心的な自主知的財産権を形成し、かつ、これを基礎とした経営活動を展開している居民企業 (2)中国国内（香港、マカオ、台湾地区を含まない。）において登録後1年以上が経過している居民企業
認定機構 (第8条)	各省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術行政管理部門と同級の財政、税務部門が共同で当該地区のハイテク企業認定管理機構を組織する。
認定条件 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中国国内（香港、マカオ、台湾地区を含まない。）に登録してから1年以上が経過している居民企業。</li> <li>• 直近3年間に自社における研究開発、譲り受け、贈与の收受、買収合併などの方法、又は5年以上の独占許可の方法を通じて、その主たる製品（サービス）の核心技術に対し自主知的財産権を有したこと。</li> <li>• 製品（サービス）が「国が重点的に支援するハイテク領域」の定める範囲に属すること。</li> <li>• 大学専科以上の学歴を有する技術職従業員が企業の当年の総従業員数の30%以上を占め、そのうち研究開発に従事する技術職従業員が企業の当年の総従業員数の10%以上を占めること。</li> <li>• 持続的研究開発活動を行っており、かつ直近の三会計年度における研究開発費の総額が、売上収入の総額に占める割合が、法で定める条件を下回らないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)直近1年間の売上収入が5千万元を下回る企業 6%。</li> <li>(2)直近1年間の売上収入が5千万元以上2億元未満の企業 4%。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>(3) 直近 1 年間の売上収入が 2 億元以上の企業 3%。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中国国内にて費やした研究開発費の総額が、全研究開発費の総額に占める割合が、60%を下回らないこと。</li> <li>● ハイテク製品（サービス）による収入が企業の当年の総収入の 60%以上を占めること。</li> <li>● 企業の研究開発組織の管理水準、科学技術成果の応用能力、自主知的財産権の数、売上と総資産の成長性などの指標が「ハイテク企業認定管理作業の手引き」（別途制定）の要求に合致していること。</li> </ul>
<p>認定手続 (第 11 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業が自己評価及び申請を実施</li> </ul> <p>企業は「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」にアクセスし、認定条件に照らし、自己評価を行う。認定条件に合致すると判断する場合は、企業は認定機構に対し認定申請を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請資料を提出</li> <li>● 認定機構が企業のコンプライアンスチェックを実施</li> </ul> <p>認定機構は専門家による申請企業の審査を実施し、認定意見を提出してもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定、公示及び証書の交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定機構が企業に対し認定を行う。</li> <li>○ 認定を経たハイテク企業はウェブサイト上で 15 業務日公示され、公示後異議が無かった場合、認定機構はウェブサイト上で認定結果を正式に公告し、かつ企業に対し「ハイテク企業証書」を交付する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>資格有効期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ハイテク企業資格」は、証書の交付の日から 3 年間で有効とする（第 12 条）。</li> <li>● 企業は期限が満了となる三カ月内に再審査の申請を提出しなければならないが、再審査申請を提出しないか、又は再審査に不合格である場合、そのハイテク企業資格は期限満了時に自動的に失効する（第 12 条）。</li> <li>● ハイテク企業の経營業務、生産技術活動などに重大な変更が生じた場合は（例えば、買収合併、再編、産業転換など）、15 日以内に認定機構に報告しなければならない。変更後に、本法律の定める条件に合致しなくなった場合は、当年よりそのハイテク企業資格を取り消すものとする（第 14 条）。</li> </ul>
<p>国家が重点的に支援するハイテク分野（添付書類）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国家が重点的に支援するハイテク分野は次の 8 つの分野である。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子情報技術</li> <li>(2) バイオと新医薬技術</li> <li>(3) 航空・宇宙産業技術</li> <li>(4) 新素材技術</li> <li>(5) ハイテクサービス業</li> <li>(6) 新エネルギー及び省エネ技術</li> </ol> </li> </ul>

	<p>(7) 資源及び環境技術</p> <p>(8) ハイテクによる伝統産業革新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各ハイテク分野に含まれる具体的な先端技術/工程/製品/サービス等については、本弁法の添付書類である「国が重点的に支援するハイテク分野」を参照。</li> </ul>
その他	<p>以下の規定は、2008年1月1日より執行を停止する（第17条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧「国家ハイテク産業開発区外ハイテク企業認定条件及び弁法」（国科発火字〔1996〕018号）</li> <li>旧「国家ハイテク産業開発区ハイテク企業認定条件及び弁法」（国科発火字〔2000〕324号）</li> </ul>

### 日系企業への影響

本弁法は中国国内（香港、マカオ、台湾地区は含まない。）にて登録し1年以上経過している企業（日系企業を含む）に適用されるが、次の点に注意すべきである。

- 本弁法は、国のハイテク産業開発区内外の企業に平等に適用され、ハイテク企業に対しては統一した認定が行われ、いずれも国の租税優遇政策が受けられる。（従来はハイテク産業開発区内のハイテク企業だけが受けられた。）
- ハイテク企業が現在受けられる租税優遇政策は主に次のものがある。
  - 企業所得税優遇税率（15%）が受けられる。
  - 経済特区（即ち、海南、アモイ、深セン、珠海、汕頭）及び上海浦東新区内では、2008年1月1日（同日含む。）以降に登記登録を済ませたハイテク企業は、経済特区及び上海浦東新区内で取得した所得に対して、企業所得税の「二免三減半」の優遇も受けられる。
- 旧認定弁法と比較すると、新認定弁法は自主考案の要求が顕著である。したがって、旧認定弁法で認定されたハイテク企業は、ハイテク企業の資格が期限到来したとき、本弁法の規定条件に適合しないために、ハイテク企業の資格を継続して保有することができなくなる可能性が出てくる。

出所：ジェトロHP：[http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/tax\\_028.html](http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/tax_028.html)

本資料はジェトロが里兆法律事務所に委託して翻訳しました。ジェトロは同事務所の許諾を得てジェトロウェブサイト ([http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/pdf/tax\\_028.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/pdf/tax_028.pdf)) に掲載しています。

【法令名称】 ハイテク企業認定管理弁法  
 【発布機関】 科学技術部、財政部、国家税務総局  
 【発布番号】 国科発火〔2008〕172号  
 【発布日】 2008.04.14  
 【施行日】 2008.01.01  
 【時効性】 現行有効  
 【効力級別】 部門規則  
 【全文】

#### 「ハイテク企業認定管理弁法」を配布することに関する通知

各省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術庁（局）、財政庁（局）、国家税務局、地方税務局：

「中華人民共和国企業所得税法」、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」の関係規定にもとづき、国務院による批准を経て、ここに「ハイテク企業認定管理弁法」及びその添付書類「国が重点的にサポートするハイテク分野」を各位に配布し、これに従った執行をされるよう要請する。

科学技術部、財政部、国家税務総局  
 二〇〇八年四月十四日

### ハイテク企業認定管理弁法

#### 第一章 総則

第一条 ハイテク企業の発展を扶助し、これを奨励するため、「中華人民共和国企業所得税法」（以下、「企業所得税法」という）、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」（以下、「実施条例」という）の関係規定にもとづき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法にいうハイテク企業とは、「国が重点的にサポートするハイテク分野」（添付書類のとおり）中の、持続的な研究開発と技術成果の応用を行い、企業の核心的な自主知的財産権を形成し、かつこれを基礎とし経営活動を展開し、中国国内（香港、マカオ、台湾地区を含まない）にて登録してから1年以上が経過している居民企業をいう。

第三条 ハイテク企業認定管理作業は、企業の主体性の重視、技術イノベーションの奨励、アクティブな管理の実施、公平と公正の堅持という原則に従い行わなければならない。

第四条 本弁法により認定するハイテク企業は、「企業所得税法」及びその「実施条例」、「中華人民共和国租税徴収管理法」（以下、「租税徴収管理法」という）及び「中華人民共和国租税徴収管理法実施細則」（以下、「実施細則」という）など関係規定にもとづき、租税優遇政策を受けるための申請をすることができる。

第五条 科学技術部、財政部、財務総局は、全国のハイテク企業認定作業を指導、管理及び監督する責を負う。

#### 第二章 組織及び実施

第六条 科学技術部、財政部、財務総局は、全国ハイテク企業認定管理作業の指導チーム（以下、「指導チーム」という）を組織し、その主たる職責は次に掲げるとおりとする。

- (一) 全国のハイテク企業認定管理作業の方向性を確定し、ハイテク企業認定管理作業報告を審議する。
- (二) 認定及び関係する政策の実施中の重大な問題につき調整、解決する。
- (三) ハイテク企業認定事項中の重大な争議につき裁決し、各地区の認定作業を監督、検査する。
- (四) ハイテク企業認定作業につき重大な問題が発生した地区に対し、是正意見を提出する。

第七条 指導チームの下には事務室を設ける。事務室は科学技術部に設け、その主たる職責は次に掲げるとおりとする。

- (一) ハイテク企業認定管理作業報告を提出する。
- (二) ハイテク企業認定管理作業に対する検査を組織、実施する。
- (三) ハイテク企業認定作業の専門家資格の届出管理を実施する責を負う。
- (四) 「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」を構築し、かつ管理する。
- (五) 指導チームが手配するその他の作業。

第八条 各省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術行政管理部門は同級の財政、税務部門と共に当該地区のハイテク企業認定管理機構（以下、「認定機構」という）を組織し、本弁法にもとづき次に掲げる作業を実施するものとする。

- (一) 当該行政区域内のハイテク企業認定作業の責を負う。
- (二) 企業が提出するハイテク企業資格の再審査を受け付ける。
- (三) 認定済み企業に対し監督検査を実施し、関係する告発を受理し、事実関係を確認、かつ処理する責を負う。
- (四) ハイテク企業認定作業に参加する専門家を選択し、かつ指導チーム事務室に届け出る。

第九条 企業はハイテク企業資格を取得したのち、本弁法第四条の規定に従い、主管税務機関に赴き減税、免税の手続を行わなければならない。

減税、免税の優遇を受けるハイテク企業は、減税、免税条件となる事実に変更が生じた場合、変更が発生した日より15日以内に主管税務機関に報告しなければならない。減税、免税条件に合致しなくなった場合は、法に従い納税義務を履行しなければならない。法に従った納税を行わない場合、主管税務機関は追納を求めなければならない。同時に、主管税務機関は租税優遇政策の過程において、企業がハイテク企業資格を具備しないことを発見した場合、認定機構に再確認を要請しなければならない。再確認期間中は、企業に対する減免税優遇を一時停止することができる。

### 第三章 条件及び手続

第十条 ハイテク企業認定には次に掲げる条件を同時に満たす必要がある。

- (一) 中国国内（香港、マカオ、台湾地区を含まない）にて登録している企業であり、直近3年間に自社における研究開発、譲り受け、贈与の收受、買収合併などの方法、又は5年以上の独占許可の方法を通じて、その主たる製品（サービス）の核心技术に対し自主的財産権を有したこと。
- (二) 製品（サービス）が「国が重点的にサポートするハイテク分野」の定める範囲に属すること。
- (三) 大学専科以上の学歴を有する技術職従業員が企業の当年の総従業員数の30%以上を占め、そのうち研究開発に従事する技術職従業員が企業の当年の総従業員数の10%以上を占めること。
- (四) 企業が、科学技術（人文、社会科学を含まない）の新知識を獲得し、科学技術の新知識につき創造的応用をし、又は技術、製品（サービス）に対し実質的改良を行うため、持続的研究開発活動を行っており、かつ直近の三会計年度研究開発費の総額が売上収入の総額に占める割合が次に掲げる要求に合致していること。

1. 直近1年間の売上収入が5,000万元未満の企業の場合、その割合は6%を下回ってはならない。
  2. 直近1年間の売上収入が5,000万元以上20,000万元未満の企業の場合、その割合は4%を下回ってはならない。
  3. 直近1年間の売上収入が20,000万元以上の企業の場合、その割合は3%を下回ってはならない。
- そのうち、企業が中国国内にて費やした研究開発費の総額が全研究開発費の総額に占める割合は、60%を下回ってはならない。

企業が登録し成立してから3年に足りない場合は、実際の経営年数に従い計算するものとする。

(五) ハイテク製品（サービス）による収入が企業の当年の総収入の60%以上を占めること。

(六) 企業の研究開発組織の管理水準、科学技術成果の応用能力、自主知的財産権の数、売上と総資産の成長性などの指標が「ハイテク企業認定管理作業の手引き」（別途制定する）の要求に合致していること。

第十一条 ハイテク企業認定の手続は次のとおりとする。

(一) 企業の自己評価及び申請

企業は「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」にアクセスし、本弁法第十条が定める条件に照らし、自己評価を行う。認定条件に合致すると判断する場合は、企業は認定機構に対し認定申請を行うことができる。

(二) 次に掲げる申請資料の提出

1. ハイテク企業認定申請書
2. 企業の営業許可証副本、税務登記証（写し）
3. 知的財産権証（独占許可契約書）、生産許可文書、新製品もしくは新技術証明（新規性照合）資料、製品品質検査報告、省級以上の科学技術計画立件証明、及びその他の関係する証明資料
4. 企業の従業員の人数、学歴の構成及び研究開発に従事する技術職従業員が企業の従業員に占める割合の説明<sup>5</sup>。資格を有する仲介機構による検証を経た企業の直近三会計年度の研究開発費の状況を示す表（実際の年数が3年に足りない場合、実際の経営年数に従う）、かつ研究開発活動説明資料を添付
6. 資格を有する仲介機構による検証を経た企業の直近三会計年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフローシートを含む。実際の年数が3年に足りない場合、実際の経営年数に従う）及び技術性収入の状況を示す表

(三) コンプライアンスチェック

認定機構はハイテク企業認定評価専門家バンクを設立する。企業の申請資料にもとづき、専門家バンク内より抽出された専門家が申告企業に対し審査を実施し、認定意見を提出する。

(四) 認定、公示と届出

認定機構は企業に対し認定を行う。認定を経たハイテク企業は「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」上に15 業務日公示し、異議が出されなかった場合、指導チーム事務室に届け出、「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」上にて認定結果を公告し、かつ企業に対し統一で印刷・作成した「ハイテク企業証書」を交付する。

第十二条 ハイテク企業資格は証書の交付の日から 3 年間有効とする。企業は期限満了前三ヶ月内に再審査の申請を提出しなければならない。再審査申請を提出しないか、又は再審査に不合格である場合、そのハイテク企業資格は期限満了時に自動的に失効する。

第十三条 ハイテク企業の再審査には直近 3 年間に実施した研究開発など技術イノベーション活動の報告を提出する必要がある。再審査時には重点的に第十条（四）項を審査しなければならない。条件に合致する場合は、第十一条（四）項にもとづき公示と届出を行う。

再審査を通過したハイテク企業資格の有効期限は3年とする。期限の満了後、企業が再度認定申請を提出する場合は、本弁法第十一条の規定に従い処理するものとする。

第十四条 ハイテク企業の経営業務、生産技術活動などに重大な変更が生じた場合は（例えば、買収合併、再編、産業転換など）、15 日以内に認定管理機構に報告しなければならない。変更後に、本弁法の定める条件に合致しなくなった場合は、当年よりそのハイテク企業資格を取り消すものとする。ハイテク企業の認定申請が必要である場合は、本弁法第十一条の規定に従い取り扱う。ハイテク企業が企業名称を変更した場合、認定機構がこれを確認し、かつ公示、届出を経て改めて認定証書を交付し、この際、番号と有効期限については変更しないものとする。

#### 第四章 罰 則

第十五条 認定済みのハイテク企業に次に掲げる状況のいずれかが認められる場合は、その資格を取り消さなければならない。

- (一) 認定申請の過程にて虚偽の情報を提供した場合。
- (二) 脱税、税金を騙し取る行為があった場合。
- (三) 重大な安全、品質事故が発生した場合。
- (四) 環境方面などで違法、違反行為があり、関係部門より処罰を受けた場合。

ハイテク企業資格の取り消しを受けた企業については、認定機構は、5 年間当該企業からの認定申請を受理しないものとする。

第十六条 ハイテク企業認定作業に参加する各種機構及び人員が自己の担当する認定作業につき、誠実及びコンプライアンス義務を負い、かつ認定申請企業の関係資料につき守秘義務を負う。ハイテク企業認定作業の関係する要求及び紀律に違反した場合、相応の処分を与える。

#### 第五章 附 則

第十七条 旧「国家ハイテク産業開発区外ハイテク企業認定条件及び弁法」（国科発火字[1996]018 号）、旧「国家ハイテク産業開発区ハイテク企業認定条件及び弁法」（国科発火字[2000]324 号）は、本弁法施行の日より執行を停止する。

第十八条 本弁法は、科学技術部、財政部、税務総局がその解釈の責を負う。

第十九条 科学技術部、財政部、税務総局は「ハイテク企業認定管理作業の手引き」を別途制定する。

第二十条 本弁法は 2008 年1 月1 日より施行する。

## ハイテク企業認定管理作業手引

### 概略説明

#### 主旨と目的

ハイテク企業認定管理作業における各関係機関の職責を明確にし、企業の研究開発活動及び費用の集計基準を確定し、各指標の内容及びその算定方法を明瞭にし、認定管理作業が規範的、効率的に行なわれることを確保すること（序文）。

#### 内容のまとめ

本手引は、「ハイテク企業認定管理弁法」（以下、「管理弁法」という）に基づき、ハイテク企業認定作業の管理・実施機構、専門的・独立的な意見を提供する第三者としての仲介機構と専門家の要件及び職責を定めた上、企業の申請と認定機構の認定作業のプロセス、認定作業における重要な評価指標となる研究開発費の集計、及びその他指標について、具体化した。主な内容として次のものが含まれる。

<p>指導チームと認定機構（一）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央政府に指導チーム及びその事務局を置く。（マクロ的な管理、調整）</li> <li>● 各地方には、認定機構及びその事務局を置く。（実際の認定権）</li> <li>● 上記の管理、認定機構は、科学技行政、財政、税務部門より、共同で構成される。</li> </ul>
<p>申請、認定プロセス（二）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>認定（新規）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業自己評価</li> <li>(2) ウェブサイトに登録</li> <li>(3) 必要書類の提出</li> </ul> <p>認定機構に下記の必要書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハイテク企業認定申請書</li> <li>○ 営業許可証副本・税務登記証（コピー）</li> <li>○ 直近3会計年度の研究開発費・直近1会計年度のハイテク製品（サービス）の収入に関する特別監査報告書（資格のある仲介機構の検証を経たもの）</li> <li>○ 資格のある仲介機構の検証を経た企業の直近三会計年度の財務諸表</li> <li>○ 技術イノベーション活動の証明資料（知的財産権証書・独占許可契約書・生産許可書類、新製品又は新技術証明（新規性の調査）資料・製品品質検査報告書、省級（計画単列市を含む）以上の科学技術計画に関するプロジェクトの承認証明書、及び他の関係証明資料）</li> </ul> <li>(4) 審査と認定 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定機構が5名の専門家を選出し、ネット作業システムを通じて専門家に企業の申請資料（匿名）を送付し、評価意見を求める。</li> <li>○ 認定機構が仲介機構の監査報告書と専門家の評価意見に基づき、ハイテク企業を確定する。</li> </ul> </li> </li></ul>

	<p>(5) 公示と証書の発行</p> <p>確定されたハイテク企業はネットで 15 営業日の公示を経て、公示に対する異議が出されない場合、「ハイテク企業証書」が発行される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>再審査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハイテク企業資格の期限が満了する前の三ヶ月以内に、再審査申請を提出しなかった場合、期限が満了した時に自動的に失効とする。</li> <li>○ 再審査された「ハイテク企業証書」も三年間有効であり、但し、さらに期限が満了した後、企業が再び認定申請を提出する場合、新規申請として取り扱う。</li> </ul> </li> </ul>
<p>仲介機構と専門家 (三)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>仲介機構</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仲介機構の条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立開業資格を有し、設立してから 3 年間以上、直近 3 年間以内に不良記録がないこと</li> <li>○ その年の認定作業を担当する公認会計士数は、183 日以上労働契約を締結している従業員の年間延べ人数を 12 で割った数（但し、20 人以上とすること）に占める割合が 20% を下回ってはならないこと</li> <li>○ ハイテク企業の認定作業に関する政策に熟知していること</li> </ul> </li> <li>(2) 仲介機構の職責 <p>企業の研究開発費とハイテク製品（サービス）収入に対して特別監査報告書を提出する。</p> </li> </ul> </li> <li>● <b>専門家</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 専門家の条件 <p>中国公民、中国大陸に居住と就職、道徳倫理、技術高級職の称号を有すること、関係分野の専門知識・実務経験・市場状況及び産業政策に詳しいこと等</p> </li> <li>(2) 専門家バンク及び専門家の選出方法 <p>認定機構が専門家バンクを整備、管理する。認定作業にあたり、認定機構が無作為に関係分野の専門家を選出する。</p> </li> <li>(3) 専門家の職責 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立に審査、評価を行い、認定機構に個人の評価意見を提供する。</li> <li>○ 専門家チームの総合意見を認定機構に提供する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>研究開発活動の 確認及び研究開発費 の集計（四）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>研究開発活動の確認</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究開発活動の定義 <p>科学と技術（人文、社会科学を含まない）新知識を習得し、創造的に科学技術新知識を活用し、又は技術、製品（サービス）を実質的に改善するために持続的に行われ、明確な目標がある活動。但し、企業の一般的な技術向上、又は、ある科学研究成果の直接的な応用等の活動は含まない。</p> </li> <li>(2) 判断の根拠と方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業界基準判断法</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門家判断法</li> <li>○ 目標又は結果判定法（補助的基準）</li> </ul> <p>(3)ハイテクサービス業の企業開発活動</p> <p>判断基準は上記と同じ。</p> <p>(4)研究開発プロジェクトの確定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発プロジェクト：重複的でなく、独立した時間、財政上の割当と人員の配置を有する研究開発活動</li> <li>○ 企業の研究開発費：各研究開発プロジェクトを基本単位とし、これに対してそれぞれ算定を行った上、合算されたもの</li> </ul> <p>● <b>研究開発活動費の集計</b></p> <p>集計範囲：直接研究開発活動費用と一部の間接研究開発活動費用</p> <p>(1)企業研究開発費の算定</p> <p>プロジェクト別と科目別に集計する（様式表あり）。</p> <p>(2)各科目の集計範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賃金</li> <li>○ 直接投資</li> <li>○ 減価償却費と長期償却費</li> <li>○ 設計費</li> <li>○ 設備試験調整費</li> <li>○ 無形資産償却費</li> <li>○ 外部委託研究開発費</li> <li>○ その他の費用</li> </ul>
<p>その他重要指標 (五)</p>	<p>● <b>核心的な自主知的財産権</b></p> <p>(1)範囲</p> <p>発明、実用新案、及び製品の図案と形状を簡単に変更しただけではない意匠権（主に科学と工程技術の方法を利用し、研究と開発のプロセスを経て得た意匠）、ソフトウェア著作財産権、集積回路配置利用権、新種の植物。（「認定弁法」の定めにより）</p> <p>(2)要件</p> <p>中国国内で登録され、又は五年以上全世界的な独占的使用権（ハイテク企業の有効期限は五年以上の独占的使用権期間以内にあるものとする）を有し、且つ中国の法律の有効保護期間内にあるものとする。</p> <p>● <b>企業科学技術者と研究開発者</b></p> <p>(1)企業科学技術者</p> <p>企業で研究開発活動とその他技術活動に従事し、累計実勤務期間が183日間以上の者</p> <p>(2)企業研究開発者</p>

	<p>研究者、技術者と補助者の三種類の者を含む企業と労働契約を締結した全日勤務者。兼職者又は臨時雇用者の場合、企業での勤務時間が年間累計 183 日間以上。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p><b>ハイテク製品（サービス）収入</b></p> <p>技術譲渡収入、技術下請収入、技術サービス収入、科学研究の受託収入等を含み、イノベーション、研究開発活動を通じて、得た「重点分野」の要求に符合する製品（サービス）収入と技術的な収入の合計額</p> </li> </ul>
<p>四項指標の具体的な評価方法（六）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>知的財産権、科学技術成果の転化能力、研究開発の管理水準、成長性等の四項目の指標について、加重得点の方法を採用し、70 点以上（70 点を含まない）に達しなければならない。</p> </li> <li> <p>核心的な自主知的財産権を有しない場合、ハイテク企業と認定することはできない。</p> </li> <li> <p>各指標の得点はそれぞれの加重率及び計算式に基づき、計算することができる。</p> </li> </ul>

### 日系企業への影響

中国では、外資導入の産業構造を調整するため、地域別の税收優遇政策から産業別に転換した。本手引はこの点を背景として、新『企業所得税法』及びその実施細則、『ハイテク企業認定管理弁法』の関係規定として制定され、ハイテク企業の管理、認定機構及び認定プロセス、関連基準を細分化することを目的とする。

「管理弁法」、「重点分野」に基づき、「作業手引」で認定されるハイテク企業定義に従えば、「企業所得税法」第二十八条における「国が重点的に支援するハイテク分野」となる。新税法によれば、国が支援するハイテク企業は 15%の優遇税率の享受ができるという。

「手続作業手引」は、中国政府の科学技術型企業の技術創造、技術開発、製品向上へ導く支援方針を反映している。中国政府に支援されるハイテク企業は税收優遇政策の享受、納税負担額最大限の節約、科学研究活動の投入規模、企業創造への促進などにおいて有利になるであろう。

本手引が日系企業に与えると思われる影響は以下のとおり。

- 日系大企業は科学研究への投資を拡大することで市場をリードする優位性と税制優遇政策を確保することができるであろう。一方、小企業は、ハイテク企業の認定を受けるためには、研究開発活動費用や人材の確保、ハイテク製品（サービス）収入等の主要項目において基準を上回る必要があるので注意が必要である。
- ハイテク企業を認定する前提として、核心的な自主知的財産権又は独占的な使用権を保有するか否かということがある。日系企業の多くは、日本の本社から非独占的な使用権等を譲渡されることに慣れているため、ハイテク企業認定の取得が難しくなる可能性がある。
- 企業はハイテクへの投資を拡大すると同時に、優秀なハイテク人材を引き付けるような措置を講じる必要がある。
- ハイテク企業認定に関する明確な基準とプロセスが規定されたこと、特に独立した第三者仲介機構、専門家の介入が規定されたことで、同認定の公平性、透明性が強化されるなど、広報活動等が得意でない日系企業にとっては、有利となる一面も備える。

出所：ジェトロHP [http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/tax\\_030.html](http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/tax_030.html)

本資料はジェットロがジョイ・ハンド（開澤）法律事務所に委託して翻訳しました。ジェットロは同事務所の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

【発布機関】 科学技術部、財政部、国家税務総局

【発布番号】 国科発火〔2008〕362号

【発布日】 2008.07.08

【施行日】 2008.07.08

【全文】

#### 「ハイテク企業認定管理作業手引」の配布に関する通知

各省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術庁（局）、財政庁（局）、国家税務局、地方税務局：

「ハイテク企業認定管理弁法」（国科発火〔2008〕172号、以下「認定弁法」という）及び「国が重点的に支援するハイテク分野」は既に各位に配布している。認定管理作業の効率化、規範化を確保するために、「認定管理弁法」第十九条に基づき、さらに「ハイテク企業認定管理作業手引」（以下、「作業手引」という）を各位に配布し、関係事項について下記のとおり通知する。

一、各省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術、財政、税務部門は、ハイテク企業認定管理作業の重要性を十分に認識し、緊密に協力し合い、速やかに認定管理機構を成立させ、共同で本地域のハイテク企業認定と税収優遇政策を着実に実行させるものとする。

二、2007年末までに国家ハイテク産業開発区（北京市新技術産業開発試験区を含む）内、外における旧認定弁法に基づき認定された有効期限内のハイテク企業資格は引き続き有効とする。但し、「認定弁法」と「作業手引」に基づき、改めて認定を受け、且つ合格しなければ、「企業所得税法」及びその实施条例等の関係規定に基づく企業所得税優遇政策を享受することはできない。

三、旧法令に基づいた企業所得税の定期減免優遇の享受期限未満のハイテク企業に対しては、「国務院の企業所得税における過渡的な優遇政策実施に関する通知」（国発〔2007〕39号）の関係規定に従い、執行する。

四、経済特区と上海浦東新区で新設され、且つ「認定弁法」と「作業手引」に基づき認定されたハイテク企業に対しては、「国務院の経済特区と上海浦東新区の新設ハイテク企業への過渡的な税収優遇の実行に関する通知」（国発〔2007〕40号）の関係規定に従い、執行する。

五、ハイテク企業認定管理作業は、政策性、専門性が高いため、各地は中心となる人員を配備し、認定作業に必要な経費を保障し、速やかに本地域の認定作業における新しい状況、新しい問題に対して、実行性のある政策提案を提出するものとする。

添付書類：ハイテク企業認定管理作業手引

科学技術部、財政部、国家税務総局

添付書類：

#### ハイテク企業認定管理作業手引

「ハイテク企業認定管理弁法」（以下「認定弁法」という）及び「国が重点的に支援するハイテク分野」（以下「重点分野」という）の規定に基づき、ハイテク企業認定管理作業における各関係機関の職責を明確にし、企業における研究開発活動及び費用の集計基準を確定し、各指標の内容及びその計算方法を明瞭にし、認定管理作業が規範的、効率的に行なわれることを確保するために、この「ハイテク企業認定管理作業手引」（以下、「作業手引」という）を制定する。各関係機関は「認定弁法」、「重点分野」に基づき、本「作業手引」に従いハイテク企業認定管理作業を行うものとする。

「認定弁法」、「重点分野」に基づき、本「作業手引」に従い認定されたハイテク企業を、「中華人民共和国企業所得税法」（以下「企業所得税法」という）第二十八条にいう国が重点的に支援するハイテク企業とする。

#### 一、指導チームと認定機構

科学技術部、財政部、税務総局は、全国ハイテク企業認定管理作業の指導チーム（以下、「指導チーム」という）を組織し、指導チームの下には、事務局（科学技術部火炬ハイテク産業開発センターに置く）を設置し、日常的な業務の処理を担当する。

省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術行政管理部門は同級の財政部門、税務部門と本地域のハイテク企業認定管理機構（以下、「認定機構」という）を組織し、認定機構の下には、科学技術、財政、税務部門の関係人員により構成される事務局（省級、計画単列市の科学技術行政部門に置く）を設置し、日常的な業務を担当する。

指導チームと事務局及び認定機構の主たる職責は「認定弁法」を参照すること。

#### 二、認定と税収政策享受の申請に関するプロセス

##### （一）認定

1. 自己評価。企業は「認定弁法」第十条に照らして自己評価を行うものとし、要件を満たしていると判断した場合、「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」（ウェブサイト：[www.innocom.gov.cn](http://www.innocom.gov.cn)）に登録・登記する。

2. 登録・登記。企業は「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」にログインし、指示に従い、「企業登録登記表」（添付書類1）を記入し、同表をネットシステムを通じて認定機構に送信する。

認定機構は速やかに企業の身分確認を完了し、企業にユーザー名とパスワードを告知するものとする。

3. 資料の準備と提出。企業は入手したユーザー名とパスワードに基づき、ネット認定管理システムにログインし、指示に従い下記の資料を認定機構に提出する。

（1）「ハイテク企業認定申請書」（添付書類2）；

（2）企業営業許可証副本、税務登記証書（写し）；

（3）資格を有し且つ本「作業手引」の関係要件を満たす仲介機構による検証を経た直近三会計年度における研究開発費（実際の年数が三年に満たない場合は実際の経営年数による）、並びに直近一会計年度のハイテク製品（サービス）による収入に関する特別監査報告書；

（4）資格を有する仲介機構による検証を経た直近三会計年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を含み、実際の年数が三年に満たない場合は実際の経営年数による）；

（5）下記のものを含む技術イノベーション活動の証明資料。知的財産権証書・独占許可契約書・生産許可書類、新製品又は新技術証明（新規性の調査）資料・製品品質検査報告書、省級（計画単列市を含む）以上の科学技術計画に関するプロジェクトの承認証明書、及び他の関係証明資料。

#### 4. 組織による審査と認定

（1）認定機構は企業の申請資料を受け取った後、技術分野ごとに専門家バンクから無作為に5名を下回らない専門家を選出し、（企業の身分情報を隠した）電子資料をネット作業システムを通じて選出した専門家にそれぞれ送付する。

(2) 認定機構は専門家の評価意見と仲介機構の特別監査報告書を受け取った後、申請企業に対して認定意見・見解を示し、ハイテク企業認定リストを確定する。

上記の作業は、企業の申請資料を受け取った日から60営業日以内に完了するものとする。

#### 5. 公示及び証書の発行

認定を経た企業は、「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」で15営業日の間、公示される。公示に対し異議が出された場合、認定機構は関係する問題を調査し、事実であると認められるときは、ハイテク企業の資格を取り消すものとする。公示に対し異議が出されない場合には、ハイテク企業認定機構審査届出総括表を作成し、指導チームに届け出た後、「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」で認定結果を公告すると同時に、認定機構は（科学技術、財政、税務部門の公印が押印された）「ハイテク企業証書」を発行する。

具体的な認定プロセスは下記の図の通りである。

#### 6. ハイテク企業資格は証書が発行された日から発効し、有効期限を三年とする。

##### (二) 再審査

1. ハイテク企業資格の期限が満了する前の三ヶ月以内に、企業は再審査申請（再審査申請書は添付書類2と同じ）を提出するものとし、提出しなかった場合又は再審査に不合格である場合には、ハイテク企業資格は期限満了と同時に自動的に失効する。

2. 再審査に当たり、ハイテク企業は、直近三会計年度において行なわれた研究開発等の技術イノベーション活動に関する報告書、及び資格を有し且つ本「作業手引」の関係要件を満たす仲介機構が発行する直近三会計年度における研究開発費、並びに直近一会計年度のハイテク製品（サービス）による収入に関する特別監査報告書を提出しなければならない。

2、ネット上の登録・登記 再審査は、「認定弁法」第十条に照らし合わせ行うものとし、審査の重点は第（四）項のとおりである。要件を満たした企業に対して、第十一条（四）項に従って公示と届出を行い、認定機構は改めて（科学技術、財政、税務部門の公印が押された）「ハイテク企業証書」を発行する。

再審査に合格したハイテク企業の資格は、その有効期限を「ハイテク企業証書」の発行日から三年間とする。有効期限が満了した後、企業が再び認定申請を提出する場合、新規申請として取り扱う。

##### (三) 税収政策享受の申請

1. 認定（再審査）に合格したハイテク企業は、認定（再審査）されたその年から「企業所得税法」及び「中華人民所得税法实施条例」（以下、「实施条例」という）、「中華人民共和国税収徴収管理法」（以下、「税収徴管法」という）、「中華人民共和国税収徴収管理法実施細則」（以下、「実施細則」という）と「認定弁法」等の関係規定に基づき、税収優遇政策の享受を申請することができる。

2. ハイテク企業資格を取得していない企業又は「企業所得税法」及び「实施条例」、「税収徴管法」及びその「実施細則」、並びに「認定弁法」等の関係規定の条件を満たさない企業は、税収優遇を享受できない。

##### (四) 再調査・確認

ハイテク企業資格及びこれに関する税収優遇政策の適用に関する争議が生じた場合、「認定弁法」第十四条及び第十五条の状況にある企業は「認定弁法」の規定に従い処理する。第十条（四）項に該当するか否かについて争議が生じた場合は、再調査・確認を行い、企業が自ら認定した前三会計年度（実際の年数が三年に満たない場合は実際の時間）から争議が生じた日までの研究開発費の総額が同期の売上収入総額に占める割合が「認定弁法」第十条（四）項の規定に該当するか否かに基づき、企業が引き続きハイテク企業資格を有し、税収優遇政策を享受することができるかどうか判断するものとする。

#### 三、仲介機構と専門家

##### (一) 仲介機構

## 1. 仲介機構の条件

- (1) 独立開業資格を有し、設立してから3年間以上、直近3年間以内に不良記録がないこと；
- (2) その年の認定作業を担当する公認会計士数は、183日以上労働契約を締結している従業員の年間延べ人数を12で割った数（但し、20人以上とすること）に占める割合が20%を下回ってはならない；
- (3) ハイテク企業の認定作業に関する政策に熟知していること。

## 2. 仲介機構の職責

- (1) 企業の依頼を受け、「認定弁法」と「作業手引」に基づき、企業の研究開発費とハイテク製品（サービス）収入に対して、客観的、且つ、公正に特別監査を行い、監査報告書を提出する。
- (2) 仲介機構は事実に基づき特別監査報告書を提出するものとし、虚偽等の行為を行った場合には認定作業に参加する資格を取り消し、「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」において公告する。
- (3) 専門家

### 1. 専門家の条件

- (1) 中華人民共和国公民の資格を有し、中国大陸内に居住し、且つ、就職していること。
- (2) 高級技術職の称号を有し、且つ「重点分野」に関係する専門性と実務経験を有し、当該技術分野の発展及び市場の状況に対して全面的に把握していること。
- (3) 良好な職業倫理を有し、原則を堅持し、万事公正であること。
- (4) 国家の科学技術、経済及び産業政策を理解し、ハイテク企業認定作業の関係要求事項を熟知していること。

### 2. 専門家及び専門家の選出方法

- (1) 専門家バンクの専門家は「重点分野」に関係する技術の専門的な知識を有するものとする。現地の実情に合わせて、関係技術分野においてその子分野の技術を熟知している専門家の数は評価・審査の際に必要な専門家の5倍を下回ってはならない。
- (2) 専門家招聘制度を整備し、専門家バンクの専門家に対して動態管理を行い、認定機構が専門家届出表（添付書類3）を一括して指導チーム事務局に届け出る。
- (3) 認定機構は企業の主要営業製品（サービス）が属する技術分野に基づき、無作為に当該分野の専門家を選び、認定作業を行う。

### 3. 専門家の職責

- (1) 企業が届けた研究開発プロジェクトが「認定弁法」及び「作業手引」の条件に合致するか否かを審査する。
- (2) 独立、公正の原則に従い、企業の研究開発活動の状況、核心的な自主知的財産権及び主要な業務等に対して評価し、「ハイテク企業認定専門家評価表」（添付書類4）を作成し、要求に従って認定機関に送信する。
- (3) 「ハイテク企業認定専門家チーム総合評価表」（添付書類5）を作成し、要求に従って認定機関に送信し、認定機関に諮問意見を提供する。

### 4. 専門家の紀律

- (1) 「認定弁法」、「作業手引」の要求に従い、企業に対して独立し、客観的、且つ公正な評価を行うものとする。
- (2) 異なる見解及び他の専門家の意見を抑圧し、客観的事実に反する評価を行ってはならない。
- (3) 申請企業の技術・経済情報と商業上の秘密を暴露、使用し、又は、評価審査資料を複製、保存又は他人に広め、評価審査の結果を漏洩してはならない。

- (4) 認定において、この特別な身分と影響力を利用し、正常でない手段を用いて申請企業に便宜を提供してはならない。
- (5) 認定機構の許可を得ず、独断で企業に立ち入り調査を行ってはならない。
- (6) 企業が提供する如何なる便宜と利益を収受してはならない。

#### 四、研究開発活動の確認及び研究開発費の集計

企業の研究開発費の実績を算定することは、ハイテク企業認定における重要なプロセスの一つである。企業は規定に従い研究開発活動（プロジェクト）状況表を事実に基づき作成し、報告しなければならない。同時に、企業は、研究開発費を正確に集計し、資格を有し且つ本「作業手引」の関係要件を満たす仲介機構による特別監査を受けなければならない。

##### （一）研究開発活動の確認

###### 1. 研究開発活動の定義

科学と技術（人文、社会科学を含まない）新知識を習得し、創造的に科学技術新知識を活用し、又は技術、製品（サービス）を実質的に改善するために持続的に行われ、明確な目標がある活動。

創造的に科学技術新知識を活用し、又は技術、製品（サービス）を実質的に改善するとは、企業が技術、製品（サービス）のイノベーションにおいて価値のある進歩を取得し、本地区（省、自治区、直轄市又は計画単列市）の関係業界における技術進歩を促進する役割を果たすことである。但し、企業の一般的な技術向上、又は、ある科学研究成果の直接的な応用等の活動（例えば、新しい製造工程、材料、装置、製品、サービス又は知識等の直接的な応用）は含まない。

企業は上記の定義に従い、研究開発活動（プロジェクト）が行われたか否かを判断し、添付書類2「ハイテク企業認定申請書」の中にある「二、企業研究開発プロジェクト状況表」を作成する。

###### 2、判断の根拠と方法

認定機構は専門家を組織し、評価を行うプロセスにおいて、下記の方法を参考にし、企業の申請する研究開発活動（プロジェクト）に対して判断を行う。

(1) 業界基準判断法。国の関係部門、全国（世界）的な業界団体等に相応する資格を有する機構が科学技術の「新知識」、「科学技術新知識の創造的な活用」、又は、「技術、製品（サービス）が実質的に改善されたものか」等を測定する技術パラメータ（基準）を提供した場合、このパラメータ（基準）を優先に適用し、企業が行ったプロジェクトが研究開発活動であるか否かを判断する。

(2) 専門家判断法。企業の属する業界において公認された研究開発活動の算定基準が公布されていない場合には、当該業界の専門家が判断を行う。判断の原則は次の通りである。新知識の習得、新知識の創造的な活用及び技術の実質的な改善が企業の属する技術（業界）分野における当該業界の専門家に公認され、価値のある進歩であると認められたものであること。

(3) 目標又は結果判定法（補助的基準）。研究開発活動（プロジェクト）のブルーバール及び予算報告書を検査し、研究開発活動の目的（イノベーション性）、計画に投入される資源（予算）を重点的に把握する。研究活動が最終成果又は中間成果を形成したか否か、例えば、専利1等の知的財産権又は他の形式の科学技術成果。

業界基準判断法と専門家判断法では企業が研究開発活動を行ったか否かを判断することが難しい場合、本方法を補助的に使用する。

###### 3. ハイテクサービス業の企業研究開発活動

ハイテクサービス業分野における新製品（サービス）の開発、新製造工程の利用をサポートするために、企業が自然科学と工程技術の分野において新しい知識の習得又は実質的な改善を達成した活動、又は国家級科学技術計画に掲げられたサービス業において鍵となる技術プロジェクトの開発に従事する活動。これに対する判断基準は四（一）1及び2項で定義した一般的研究開発活動（プロジェクト）の基準と同じである。

###### 4、研究開発プロジェクトの確定

1 『専利』とは、中国法では一般的に『発明、実用新案、意匠権』を含む権利をいう。以下同様。

研究開発プロジェクトとは「重複的でなく、独立した時間、財政上の割当と人員の配置を有する研究開発活動」を指す。企業の研究開発費とは各研究開発プロジェクトを基本単位とし、これに対してそれぞれ算定を行った上、合算されたものである。

## (二) 研究開発費の集計

企業は直接的な研究開発活動と計上可能な間接的研究開発活動に対し発生した費用を集計し、添付書類2「ハイテク企業認定申請書」の中にある「五、企業年度研究開発費構成明細表」を作成するものとする。

### 1. 企業研究開発費の算定

企業は下記の表に従い、ハイテク企業認定専用の研究開発費の補助的な計算勘定科目を立て、関係証憑及び明細表を提供し、本「作業手引」の要求に従い、算定を行うものとする。

### 2. 各費用科目の集計範囲

#### (1) 賃金

研究開発活動に従事する者（研究開発者）の年間賃金（基本給、ボーナス、手当、補助金、年末特別給、残業代及びその他の就職又は被雇用に係る支出を含む。）

#### (2) 直接投資

企業が研究開発プロジェクトを実施するために購入した原材料等に関する支出。例えば、水と燃料（ガスと電気を含む）の使用料等、中間実験と製品試作に使用する固定資産基準を満たさない金型、見本、見本機及び一般的な測定器具の購入費、試作製品の検査費等、研究開発活動に使用する器械設備の簡単な維持費、オペレーティング・リースの形式で借り入れた固定資産に発生したリース費等。

#### (3) 減価償却費と長期償却費

研究開発活動を実行するために購入した器具と設備及び研究開発プロジェクトに使用する建物の減価償却費（研究開発施設の建て替え、改装、内装及び修理における発生した長期償却費を含む）を含む。

#### (4) 設計費

新製品と新製造工程の考案、開発及び製造において、作業手順、技術の規範化、作業特性の設計等により発生した費用。

#### (5) 設備試験調整費

設備工具を準備するプロセスにおいて発生した研究開発費用（例えば、生産機器、金型と工具の研究・制作、生産と品質のコントロール・プロセスに対する変更、又は新しい方法及び基準の制定等）

大規模の量産化と商業化生産のために一般的な設備工具の準備と工業工程において発生した費用は計上することができない。

#### (6) 無形資産の償却

研究開発活動に必要なため購入した専有技術（専利、非専利発明、許可証、専有技術、設計及び計算方法等を含む）に発生した費用の償却。

#### (7) 外部委託研究開発費

企業が国内にある他の企業、大学、研究機構、民営化された研究院・研究所、技術専門サービス機構と外国の機関に委託して行った研究開発活動において発生した費用（企業がプロジェクトの成果を所有し、且つ企業の主要業務と緊密な関係を有するもの）を指す。外部委託研究開発費として発生する金額は独立企業間取引の原則に従い、確定する。

認定プロセスにおいては、外部委託研究開発費として発生した金額の80%を研究開発費として計上する。

#### (8) その他費用

研究開発活動のために発生したその他の費用、例えば、事務費、通信費、専利の申請維持費、ハイテク研究開発保険費等と言う。この費用は通常、研究開発費の10%を超えてはならない。但し、他の規定がある場合は、この限りではない。

### 3. 中国国内で発生した研究開発費

企業の内部研究開発活動において実際に支出した全ての費用と国内にある企業、大学、民営化された研究院・研究所、研究機構、技術専門サービス機構に委託して行った研究開発活動において支出した費用の合計額を指す。但し、外国の機関に委託し、完成させた研究開発活動において発生した費用は含まない。

## 五、その重要指標

### (一) 核心的な自主知的財産権

「認定弁法」に定められている核心的な自主知的財産権には次のものが含まれる。発明、実用新案、及び製品の図案と形状を簡単に変更しただけではない意匠権（主に科学と工程技術の方法を利用し、研究と開発のプロセスを経て得た意匠）、ソフトウェア著作財産権、集積回路配置利用権、新種の植物。

専利は国家知的財産権局のウェブサイト (<http://www.sipo.gov.cn>) で専利マークと専利番号の真実性を調べることができる。

ソフトウェア著作財産権に対しては、国家版權局中国版權保護センターのウェブサイト (<http://www.ccopyright.com.cn>) でソフトウェア著作財産権マーク（版權マークともいう）を調べ、作品の著作権保護記号を照合して、その真偽を検証することができる。

本「作業手引」で言う独占的許可とは、全世界において技術の受け入れ側が協議で合意した知的財産権（専利、ソフトウェア著作権、回路配置利用権、新種の植物等）に対し、五年以上排他的な使用権を有し、この期間内には技術の供給者及び如何なる第三者も当該技術を使用してはならないことを言う。

ハイテク企業認定における核心的な自主知的財産権は、中国国内で登録され、又は五年以上全世界的な独占的使用権（ハイテク企業の有効期限は五年以上の独占的使用権期間以内にあるものとする）を有し、且つ中国の法律の有効保護期間内にあるものとする。

### (二) 企業科学技術者と研究開発者

#### 1. 企業科学技術者

企業で研究開発活動とその他技術活動に従事し、累計実勤務期間が183日間以上の者を指す。直接的には科学技術者及び補助的な科学技術者を含む。

#### 2. 企業研究開発者

企業研究開発者とは主に研究者、技術者と補助者の三種類の者を含む。

##### (1) 研究者

企業内で主に研究開発プロジェクトに従事する専門家を指す。

##### (2) 技術者

工程技術、自然科学及び生命科学の中の一つ又は一つ以上の分野における技術的な知識と経験を有し、研究者の指導の下、次の作業に参加する者である。

— 鍵となる資料の収集整理；

— コンピュータプログラムの編集；

— 実験、測定及び分析

— 実験、測定及び分析のための資料と設備の準備；

—測定データの記録、計算及び図表の作成、統計調査等

(3) 補助者

研究開発活動に参加する熟練技能者を指す。

3. 研究開発に関わる人的統計

主に、全日勤務の従業員を対象とする。全日勤務であるかどうかは、企業と労働契約を締結したか否かにより区別することができる。兼職者又臨時雇用者の場合、企業での勤務時間が年間累計183日間以上でなければならない。

(三) ハイテク製品（サービス）収入

企業が、技術イノベーションと研究開発活動を通じて得た、「重点分野」の要求に符合する製品（サービス）による収入と技術的な収入の合計額。

技術的な収入は下記の収入を含む。

1. 技術譲渡収入：企業が技術イノベーションの成果を技術貿易と技術譲渡により得た収入を指す。

2. 技術下請収入：技術プロジェクトの設計、技術工程の実施により得た収入を含む；

3. 技術サービス収入：企業が自社の人的資源、物的資源、及びデータシステム等を用いて、社会と本企業以外のユーザーに対し技術指導、データ処理、測定分析及び他の形式のサービスを提供して得た収入を指す。

4. 科学研究の受託収入：企業が社会の各方面から研究開発、中間実験及び新製品開発の委託を受け、その報酬として得た収入を指す。

六、自主知的財産権、研究開発の組織的管理水準、科学技術成果の転化能力、及び資産と売上額の成長性に対する具体的な評価方法

知的財産権、科学技術成果の転化能力、研究開発の組織的管理水準、成長性等の四項目の指標は企業において科学技術資源を利用して行ったイノベーション、経営イノベーション、イノベーション成果の取得等の状況を評価するに使用するものである。当該四項目の指標は加重得点の方法を採用し、70点以上（70点を含まない）に達しなければならない。四項目の加重率の詳細は下記の表の通りである。

番号	指標	加重率
1	核心的な自主知的財産権	30
2	科学技術成果の転化能力	30
3	研究開発の組織的管理水準	20
4	成長性指標	20
合計	100	

本資料はジェトロが里兆法律事務所に委託して翻訳しました。ジェトロは同事務所の許諾を得てジェトロウェブサイト ([http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/pdf/tax\\_030\\_jp.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/pdf/tax_030_jp.pdf)) に掲載しています。

## 国が重点的にサポートするハイテク分野

- 一、電子情報技術
- 二、バイオ及び新医薬技術
- 三、航空・宇宙産業技術
- 四、新素材技術
- 五、ハイテクサービス業
- 六、新エネルギー及び省エネ技術
- 七、資源及び環境技術
- 八、ハイテクにもとづく伝統産業革新技術

### 一、電子情報技術

#### (一) ソフトウェア

##### 1、システムソフトウェア

オペレーションシステムソフトウェア技術（リアルタイムオペレーションシステム技術を含む）。小型専用オペレーションシステム技術。データベース管理システム技術。EFI にもとづく汎用又は専用BIOS システム技術等。

##### 2、サポートソフトウェア

サポート環境とプラットフォームのテスト技術。ソフトウェアマネジメントツールスイート技術。データマイニングとデータプレゼンテーション、アナライズツール技術。バーチャルリアリティ（ゲーム類を含む）のソフトウェア開発環境とツール技術。特定の応用分野向けソフトウェア生成環境とツールスイート技術。モジュールパッケージ、企業向けサービスバス（ESB）、サービスマッシュアップ等のツールソフトウェア技術。業種アプリケーション及びかかるパッケージ技術にもとづくソフトウェアコンポーネントウェアハウス技術等。

##### 3、ミドルウェアソフトウェア

ミドルウェアソフトウェア。業種アプリケーションの主要業務制御、ブラウザ/サーバー（B/S）とWeb サーバー及びSOA 指向のアプリケーションサーバー、ビジネスプロセス・リエンジニアリング指向、異種インテリジェント端末間のデータ伝送サポート制御等を含む。

##### 4、ビルトイン式ソフトウェア

ビルトイン式グラフィカルユーザインタフェース技術。ビルトイン式データベースマネジメント技術。ビルトイン式ネットワーク技術。ビルトイン式Java プラットフォーム技術。ビルトイン式ソフトウェア開発環境構築技術。ビルトイン式サポートソフトウェア層のその他の主要なソフトウェアモジュールの研究開発及び生成技術。特定の応用分野向けのビルトイン式ソフトウェアサポートプラットフォーム（インテリジェント携帯電話ソフトウェアプラットフォーム、情報家電ソフトウェアプラットフォーム、自動車電子ソフトウェアプラットフォーム等を含む）技術。ビルトイン式システムトータルソリューションの技術の研究開発等。

##### 5、コンピューター支援エンジニアリングマネジメントソフトウェア

エンジニアリング計画、エンジニアリングマネジメント/製品デザイン、開発、生産製造等の過程に使用するソフトウェアワークステーション又はソフトウェアツール。モデルベース開発（MBD）技術にもとづくコンピュータ支援製品の設計、製造及び工程ソフトウェア技術、業種向けの製品データの分析とマネジメントソフトウェア技術、コンピュータ支援にもとづく共同開発での支援設計ソフトウェア技術、快速成型の製品設計と製造ソフトウェア技術、業種の特徴のある専用コンピュータ支援エンジニアリングマネジメント/製品開発ツール技術、プロダクトライフサイクルマネジメント（PLM）システムソフトウェア技術、

コンピュータ支援エンジニアリング (CAE) 関連ソフトウェア技術等を含む。

## 6、中国語及び多言語対応ソフトウェア

中国語及び多言語対応ソフトウェアとは、中国語言語（漢語と少数民族言語を含む）と外国語言語に対応し開発する識別、編纂、翻訳、印刷等の方面でのアプリケーションソフトウェアをいう。インテリジェント技術にもとづく中国語、外国語の文字識別ソフトウェア技術、ワードプロセッサ類（少数民族言語を含む）ワードプロセッサソフトウェア技術、先端の言語学理論にもとづく中国語翻訳ソフトウェア技術、音声識別ソフトウェアと音声合成ソフトウェア技術、中文手書き認識、音声識別/合成、機械翻訳等の複数のインテリジェント中国語処理技術を集積したアプリケーションソフトウェア技術、多種言語が交錯するソフトウェア応用開発環境とプラットフォーム構築技術等を含む。

## 7、図形と画像ソフトウェア

マルチチャンネル入力/出力をサポートするユーザーインターフェースソフトウェア技術。コンテンツにもとづく図形画像検索及びマネジメントソフトウェア技術。大容量画像データにもとづくサービスソフトウェア技術。インタラクティブ機能と測量計算能力のある3D ソフトウェア技術。リアリティーのある3D モデルと3D 景観生成ソフトウェア技術。リモートセンシング画像解析ソフトウェア技術等。

## 8、金融情報化ソフトウェア

金融情報化ソフトウェアとは、銀行、証券、保険業種等の金融分野サービス業種革新用のソフトウェアをいう。オンラインでの財務・税務・国庫、銀行、税関等のネットワーク業務運営をサポートするソフトウェア技術、金融分野のマネジメントをテーマとしたデータマート及びその応用技術、金融業種分野の財務評価及び格付ソフトウェア技術、金融分野新型サービスモデルのソフトウェア技術等を含む。

## 9、地理情報システム

ネットワーク環境化で複数のシステムで実行する GIS ソフトウェアプラットフォーム構築技術。3D/4D（時間の表示をもつ）技術にもとづくGIS 開発プラットフォーム構築技術。ユニット式移動可能なアプリケーションGIS ソフトウェアパッケージ技術等。

## 10、e ビジネスソフトウェア

Webサービス (Web Services) 及びサービス指向アーキテクチャ (SOA) にもとづくeビジネスアプリケーション集積環境及びその生成ツールソフトウェア又はスイート技術。電子取引又は事務処理サービス向けの各種プラットフォーム、ソフトウェアツール又はスイートをサポートする技術。e ビジネスを応用したソフトウェア環境、プラットフォーム、又はツールスイートをサポートする技術。デスクトップ及びモバイル端末装置向けの情報検索とサービスソフトウェア又はツール応用技術。業種のeビジネス評価ソフトウェア又はツール向けの技術。新しい取引モデルをサポートするツールソフトウェア及びソフトウェア応用技術等。

## 11、e ガバメントソフトウェア

e ガバメントシステム又はプラットフォームを構築するためのソフトウェアコンポーネント及びツールスイート技術。システムを跨ぐe ガバメント協力アプリケーションソフトウェア環境、プラットフォーム、ツール等の技術。緊急対応システムのアプリケーションソフトウェア技術。e ガバメントを応用した現場及び移動監督監査用ソフトウェアとツール技術。e ガバメントを応用した業務を跨ぐシステムワークフロー用ソフトウェア技術。異質のシステム下でのガバメント情報を交換し共有するソフトウェア技術。e ガバメントを応用した意思決定支援用ソフトウェアとツール技術等。

## 12、企業マネジメントソフトウェア

データ分析と意思決定支援のビジネスインテリジェンス (BI) ソフトウェア技術。RFID とGPSを応用した現代物流管理ソフトウェア技術。企業のコラボレートにもとづくサプライチェーン・マネジメント (SCM) ソフトウェア技術。顧客の個性化サービス用顧客関係管理 (CRM) ソフトウェア技術等。

### (二) マイクロエレクトロニクス技術

#### 1、集積回路設計技術

自主ブランドのICCAD ツール・バージョンの最適化及び技術のグレードアップ（設計環境管理者、論理回路図の編集、版図の検収、版図の自動生成、版図の検証及びレイアウト編集、自動レイアウト生成、レイアウト検証及びパラメータ抽出とバック・

アノテート等のツールを含む)。コンポーネント・モデル、及びシミュレーションツール等の専用技術。

## 2、集積回路製品設計技術

周波数回路、電源回路等の数量が多く包括範囲の広い集積回路製品の設計開発。専用集積回路チップの開発。自主知的財産権の先端共通チップCPU、DSP等の開発と産業化。国家基準に適合し、自主知的財産権を有し、重点的な機械本体に関連する集積回路製品、3Gモバイル端末回路、デジタル式テレビ回路、無線ローカルエリアネットワーク回路等。

## 3、集積回路パッケージ技術

スモール・アウトライン・パッケージ(SOP)、プラスチック・ガード・フラット・パッケージ(PQFP)、プラスチック・リディッド・チップ・キャリア(PLCC)等の高密度のプラスチックパッケージの量産技術研究で製品率が99%以上に達するもの。新型のパッケージ形式(薄型のキャリアテープパッケージ、ピングリッドアレイ(PGA)、プラスチックゴールグリッドアレイ(PBGA)、マルチチップモジュール(MCM)、フリップチップ(FlipChip)、WLP(Wafer Level Package)、CSMP(Chip Size Module Package)、3D(3 Dimension)等を利用したパッケージ工程技术を含む)。

## 4、集積回路テスト技術

集積回路の品種のテストソフトウェア(ウエハー(Wafer)テスト及び完成品テストを含む)。チップデザイン分析検証テストソフトウェア。集積回路テストシステム使用効率を高めるソフト/ハードウェアツール、テスト自動接続設計ツール等。

## 5、集積回路チップ製造技術

CMOS 工程技术、CMOS 加工技術、BiCMOS 技術、及び各種CMOS と互換性のある工程のSoC 製品の工業化技術。双極性工程技术、CMOS 加工技術とBiCMOS 加工技術。ワイドバンドギャップ半導体集積回路工程技术。電力電子集積部品工程技术。

## 6、集積光電子デバイス技術

半導体ハイパワー高速レーザー。ハイパワーポンプレーザー。高速PIN-FET モジュール。配列測定器。10Gbit/s-40Gbit/s 光発信及び受信モジュール。高速伝送速度が高いマルチプルモード光繊維技術に使用する光発信及び受信部品。ノンライナー型光電デバイス。平面型波動コンポーネント(PLC)(CWDM 低密度波長分割多重化システム、OADM 分岐挿入多重化システム、光スイッチ、可変型光減衰器等を含む)。

### (三) コンピューター及びネットワーク技術

#### 1、コンピューター及び端末技術

手のひらサイズ及びモバイルコンピューター(HPC、PPC、PDA)。特定の機能を持つ業種アプリケーション端末(金融、公安、税務、教育、交通、民政等の業種のアプリケーションのうち、情報収集(バーコード、RFID、映像周波数等を含む)、支払認証及び無線接続等の機能を持つ携帯型インテリジェント端末等を含む)。電信ネットワーク又は/及びコンピューターネットワークにもとづくインテリジェント端末等。

#### 2、各種コンピューター周辺機器技術

自主知的財産権のあるコンピューター周辺機器(プリンター、コピー機等を含む)。コンピューター周辺機器の主要部品(プリンタードラム、カートリッジ、インクリボン等を含む)。コンピューターが使用するセキュリティメモリ装置、メモリ・モバイルメモリ装置等。USB 技術、ブルートゥース技術、ホームネットワーク標準化技術基準にもとづく各種外部装置及び器材。表示管理と強認証技術。映像周波数、無線周波等にもとづく識別技術。

#### 3、ネットワーク技術

標準プロトコル(例えば、NMP 及びITSM など)にもとづく企業ネットワーク及び業種専用ネットワークに応用する情報サービスマネジメント及びネットワークマネジメントソフトウェア(モニターソフトウェア、IP 業務マネジメントソフトウェア等を含む)。ISP、ICP の付加価値業務ソフトウェア及び応用プラットフォーム等。企業及び家庭用のミドル、ローエンド無線ネットワーク設備(無線LAN アクセスポイント、無線ゲートウェイ、無線ブリッジ、無線ルーター、無線ネットワークカード等を含む)及びブルートゥース、UWB 基準に適合する近距離(数メートルから十数メートル)の無線受発信技術。IPv4 へのIPv6 に変換するミドル、ローエンドネットワーク設備と端末。

#### 4、空間情報獲得及びトータルアプリケーション集積システム

空間数値獲得システム(低空リモートセンシングシステム、ナビ位置測定にもとづく精密測量と検出システム、PDA 及びモバイル通信部品と一体化した数値獲得設備等を含む)。ナビ位置測定トータルアプリケーション集積システム(「北斗一号」衛

星ナビ位置測定を応用した自発的/被自発的ナビ、一測定設備及び公衆サービスシステムを含む)。位置サービス(LBS)技術にもとづくアプリケーションシステムプラットフォーム。時空間データベースの構築及び応用技術等。

#### 5、業種及び企業情報化向けアプリケーションシステム

複数の通信手段を融合させた企業情報集積技術。インテリジェント化した知識管理。ワークフロー、マルチメディア。SOAの構築にもとづく企業情報化集積応用。

#### 6、センサーネットワークノード、ソフトウェア及びシステム

特定の業種向けのセンサーネットワークノード、ソフトウェア又はアプリケーションシステム。センサーネットワークノードのハードウェアプラットフォームとモジュール、ビルトイン式ソフトウェアプラットフォーム及びプロトコル・ソフトウェア等。センサーネットワークノードのネットワークアクセス製品モジュール、ソフトウェア等。

\* OEM 又はCKD 方式を採用した集積生産プロジェクトは除く。

#### (四) 通信技術

##### 1、光伝送技術

メトロポリタンエリアネットワーク及びアクセスネットワークに使用できる新型光伝送設備技術(ミドル/ローエンド新型マルチ業務光伝送設備とシステムを含む)。新型光アクセス設備とシステム、新型低コスト小型化した波長分割多重型伝送設備とシステム、光伝送設備の中の新型使用モジュール光伝送システムシミュレーター等の専用ソフトウェアを含む。

##### 2、小型アクセスデバイス技術

国内のネットワーク状況とユーザーの特殊なアプリケーション需要に適合する小型アクセスデバイス技術。各種総合アクセスデバイス、各種インターネットアクセスデバイス(IAD)、無線アクセス、パワーラインのアクセス、CATVのアクセス等の業種専用アクセスデバイス(遠隔監視等を含む)、その他の新型の中小型総合アクセスデバイスを含む。

##### 3、無線アクセス技術

モジュレーション方式が多様で、複雑な使用環境に適応できるモバイル通信アクセス技術の無線アクセス設備及びその主要部品。ブロードバンド無線アクセス設備(ベースステーション、端末、ゲートウェイ等を含む)、IEEE802.11等のプロトコルにもとづくベースステーション及び無線ローカルエリアネットワーク端末設備、IEEE802.16等のプロトコルにもとづくブロードバンド無線メトロポリタンエリアネットワーク端末設備、システム及び技術、各種高効率のアンテナ端末設備技術と設備等、固定無線アクセス設備、各種の無線メトロポリタンエリアネットワーク設備及びシステム(増強型WLANベースステーションと端末を含む)を含む。

##### 4、モバイル通信システムの関連技術

モバイル通信ネットワーク等に適用するシリーズ関連技術。3Gシステムのリピーター局(アンテナを含む)関連設備、各種ベースステーション間で繋がる各種伝送設備、モバイル通信ネットワーク計画最適化ソフトウェア及びツール、ベースステーションとアンテナのRF信号遠距離ファイバー伝送デバイス、モバイル通信のネットワークテスト、監視及び分析器械等、デジタルトラッキングシステムの関連技術、その他モバイル通信ネットワークにもとづく業種応用の関連技術を含む。

##### 5、ソフトスイッチ及びVoIPシステム

パケット交換の原理にもとづく次世代ネットワークシステム及び設備の技術。中小型IP電話システム及び設備、特定業種と企業向けのVoIP機能を応用し集積したコールステーションシステム及び設備、VoIPシステムの監視測定及びモニター技術等を含む。

##### 6、業務運営サポートマネジメントシステム

ネットワークと資源管理システム。決済及び費用計算システム。業務管理と性能分析システム。経営分析と意思決定サポートシステム。顧客サービス管理システム。サービス品質管理システム。各種通信設備のテストシステム。上述システムに適用するユニット製品(各種ミドルウェア等を含む)。

##### 7、電信ネットワーク付加価値業務アプリケーションシステム

フィックスネットワーク、2.5G/3Gモバイル、インターネット等ネットワークの付加価値業務アプリケーションソフトウェア技術。各種付加価値業務の総合開発プラットフォーム、ストリームメディア、テレビ機能つき携帯電話、携帯電話のQQ、IPTV等のアプリケーションシステム、電気通信用事業用ネットワーク、インターネット等にもとづく付加価値業務及びアプリケーションシステム、P2P技術にもとづく各種アプリケーションシステム(即時通信システム等を含む)、既存のネットワーク技術に

もとづく付加価値業務プラットフォーム。支持ネットワークの融合と業務の融合をサポートする付加価値業務アプリケーションプラットフォーム及びシステムを含む。

## (五) ラジオテレビ技術

### 1、放送設備技術

デジタルテレビシステムに適應する各種デジタル型電子設備技術。放送室デジタル型ビデオサービス機器、デジタルビデオ切替制御台、デジタル音声ノンライナー編集サービス機器、番組の電子交換、番組制作放送システムソフトウェア、デジタルメディア著作権保護用の暗号化及びパスワード管理、デジタル著作権保護等のシステム、中国の地上テレビ基準に適合する地上デジタルテレビ伝送設備、地上放送と有線放送を一本化したデジタルテレビ伝送設備、中国の基準に適合した自主知的財産権を有するデジタルテレビ発信及び転送設備、衛星デジタルテレビモジュレーション、有線デジタルテレビモジュレーション、地上デジタルテレビモジュレーション。ラジオテレビモニターシステム及び設備、IP ネットワーク、モバイル受信サービスネットワークに使用するデータゲートウェイ、データプロトコル転送サービス機器、有線デジタルテレビ及び衛星デジタルテレビ運営業者の運営サポートシステム、電子テレビ番組ガイド、総合情報の公示、及びIPTV 等で構成する業務アプリケーションシステムを含む。

### 2、対話式情報処理システム

対話式制御を実現できるサーバーシステム技術。

### 3、情報保護システム

各種の情報メディアの全体的な著作権保護を実現できるシステム技術。

### 4、デジタル地上テレビ技術

受発信の性能を高めることのできる技術、SFN・周波増幅・専用テスト等の応用関連技術（デジタルテレビSFNアダプターを含む）。ラジオ周波増幅器。GB20600-2006 ラジオ信号発生器。GB20600-2006 ラジオ信号分析器械等。

### 5、地上無線デジタルラジオテレビ技術

国の「地上デジタルテレビラジオ伝送基準」に適合する設備技術。デジタルラジオテレビ発信機、デジタルラジオテレビ多重放送設備、デジタルラジオテレビチャンネルコードモジュレーション。無線地上デジタルラジオ技術を含む。

### 6、専用の音声画像情報処理システム

公共交通、公共場所等の各種専門レベルでのネットワーク化した音声画像処理システム技術。

### 7、光発信、受信技術

自主知的財産権を持つ光発信と光受信設備の技術。レーザーモジュール、光電変換モジュール、振幅変調フォールドバック光発信器、屋外型ブロードバンド光受信機等を含む。

### 8、放送局、テレビ局オートメーション化技術

放送局、テレビ局が音声及び画像番組の制作、収録、放送業務に適合する技術。発信機単体でのアナログ量・スイッチ量の選択と採集、信号アクセス選択機能を制御する設備、発信機の稼働状態を実際に制御、監視測定、分析、診断、ディスプレイ、警報等を行う機能のある設備、全システムに対しデータ処理を実現させることのできるコンピューター設備、発信機室の複数のシステムについてオートメーション化コントロール管理を実現できる設備等を含む。

### 9、ネットワーク運営トータルマネジメントシステム

衛星、有線、無線テレビ伝送にもとづく、等級別ネットワーク運営管理を実現でき、全ネットワーク伝送設備の保守・設置及び業務管理の一本化を実現できるソフトウェアシステムの技術、ラジオ映画テレビ伝送カバーネットワークの管理システム、有線テレビ分配ネットワーク管理システム等を含む。

### 10、IPTV 技術

電気通信、コンピューター及び放送テレビの三大ネットワークの業務応用融合の技術。IPTVルータ及び交換機、IPTV 端末設備、IPTV 監視監督システムと設備、IPTV フロントエンド設備等を含む。

### 11、ハイエンド個人情報サービスプラットフォーム

モバイルオフィスソフトウェア技術。個人情報総合処理プラットフォーム、携帯型個人情報総合処理端末等を含む。

\* OEM 又はCKD 方式を採用した集積生産プロジェクトは除く。

## (六) 新型電子デバイス

### 1、半導体発光技術

半導体発光ダイオード用外延チップ製造技術、高効率高輝度高寿命高抗静電性の外延チップを生成する技術。GaN 基外延チップ/Si 基外延チップ/サファイヤ基板の外延チップを採用した技術、半導体発光ダイオード作成技術、ハイパワー高効率高輝度高寿命高抗静電性の発光ダイオード技術、高効率高輝度高寿命高抗静電性の発光ダイオード技術、半導体照明用高寿命高効率の蛍光粉末・熱パフォーマンスマッチ及び密封性のよいパッケージ樹脂素材及びヒートシンク素材技術等を含む。

### 2、チップ式及びインテリジェントパワーデバイス技術

チップ式複合ネットワーク、チップ式 EMI/EMP 複合デバイス及びLTCC インテリジェントパワーデバイス。チップ式高温、高周波数、大容量積層セラミックコンデンサ (MLCC)。チップ式NTC、PTC サーミスタ及びチップ式積層電圧依存抵抗器。チップ式高周波数、高安定性、高精度周波数計デバイス等。

### 3、チップ式半導体デバイス技術

小型、超小型のリーデッド及びリードレス製品。カーブが緩く、極薄のパッケージを採用した関係製品、パワー型リーデッド及びリードレス製品等。

### 4、ミドル・ハイグレードの機電ユニット技術

工業基準に適合した超小型高密度高伝送速度のコネクター。次世代の通信中継装置、小体積・大電流のユニット式中継装置及び固体光MOS 中継装置。ハイファイ (Hi-Fi)、高感度、ローパワーの電気音響部品。フレックスリジット基板及びHDI 高密度積層板等。

## (七) 情報セキュリティ技術

### 1、セキュリティ測定評価技術

ネットワークとシステムの安全性能をテストし評価する技術。セキュリティ製品の機能、性能をテスト・評価し、業種又はユーザーのセキュリティ製品の独自測定評価の需要を満たす技術等。

### 2、セキュリティマネジメント技術

セキュリティ集中マネジメント、コントロール及び監査分析等の機能を具備したセキュリティマネジメント類の技術。セキュリティ対策、セキュリティコントロール措置の統一配置、分配、チェック機能を具備するセキュリティマネジメント類技術等。

### 3、セキュリティ応用技術

e ガバメントの関連応用セキュリティソフトウェア及び関係技術。e ビジネスの関連応用セキュリティソフトウェア及び関連技術。公衆情報サービス関連応用セキュリティソフトウェア及び関連技術等。

### 4、セキュリティ基礎技術

オペレーションシステムセキュリティの関連サポート技術。データベースセキュリティマネジメントの関連サポート技術。セキュリティルーターと交換設備の研究開発と生産技術。セキュリティミドルウェア技術。トラストコンピューティングと表示認証関連サポート技術等。

### 5、ネットワークセキュリティ技術

ネットワーク攻撃に対する防護技術。ネットワーク異常監視技術。無線及びモバイルセキュリティアクセス技術。悪意あるコードに対する防護技術。ネットワークコンテンツセキュリティ管理技術等。

### 6、専用セキュリティ技術

パスワード及びその応用技術、安全隔離と交換等境目の防護技術。スクリーン、抑制及び妨害類電磁波漏洩発射防護及び検出技術。メモリー設備及び媒介中の情報の防護、処分及びメモリー媒介の使用管理技術。高速セキュリティチップ技術。セキュリティ事由証拠収集と証拠保全技術等。

\* 市場の見通しが明確でなく、低水準で重複し、簡単な技術を導入した情報セキュリティソフトウェア及びその関連製品は除く。

## (八) インテリジェント交通技術

### 1、先端の交通管理と統制技術

拡張性のある中小都市に適した信号設備及び統制技術。複数のダウンエンドプロトコルを支持できるアップエンド統制システ

ムのソフトウェア技術の研究開発。交通緊急指揮管理関連設備の技術研究開発と生産。ネットワーク環境下での野外交通データ総合アクセス設備の技術研究開発と生産。交通事故自動検出及び自己管理ソフトウェア技術の研究開発等。

## 2、交通基礎情報採集、処理設備及び関連ソフトウェア技術

マイクロウェーブ、能動受動型赤外線、レーザー、超音波技術（映像周波数は含まない）を採用した設備で、交通量・速度・車種・占有率・車頭時間等の交通量のパラメーターを収集することに使用できるもの。車両、ステーションハブの乗客の流れ統計検出設備の生産及び分析技術。公衆サービスの動態交通情報の融合に使用する、ソフトウェア処理技術の研究開発。交通基礎施設の状態監視測定設備のソフトウェア研究開発と生産技術。内河川船舶交通量自動検出設備技術の研究開発等。

## 3、先端の交通管理設備及びシステム技術

バス高速輸送システム（BRT）運営管理システム（車両、路上設備を含む）技術の研究開発。キャッシュ・クレジットカード・プリペイドカード等の複数の支払方式をサポート可能なバス（大型バスを含む）乗車券自動販売機システム技術の研究開発。大中規模都市の公共交通運営組織が関連設備とシステムを管理する技術の研究開発等。

## 4、車両搭載型電子設備及びシステム技術

リアルタイムでのデータ受信能力があり、当地道順の動態計画機能のある車両搭載型ナビ設備の研究開発及び生産。国の基準に適合するETCシステム技術の研究開発。車両搭載型セフティドライビング・アシストシステム生産技術等。

## 二、バイオ及び新医薬技術

### （一）医薬品用バイオ技術

#### 1、新型ワクチン

自主知的財産権を有する、国内外のマーケットで未販売の重大な疾病を予防する新型高効率遺伝子エンジニアリングワクチン。流行性呼吸器系疾病、HIV、肝炎、出血熱、インフルエンザ、マラリア、狂犬病、鉤虫病、血吸虫病等の人類の疾病及び腫瘍を予防する新型ワクチン、混合ワクチン等、ワクチン生産用合格実験動物、培養細胞及び酵母等を含む。

#### 2、遺伝子エンジニアリング薬物

自主知的財産権を有する心脳血管の疾病、腫瘍、HIV、血友病等の重大な疾病及びその他単一遺伝子病の治療に使用する遺伝子エンジニアリング薬物、遺伝子治療薬物、標的部位伝送薬物。組換え型ヒト血清アルブミン製品等。

#### 3、重大な疾病の遺伝子治療

悪性腫瘍、心臓血管疾病、神経系統疾病に用いる遺伝子治療及びその主要技術と製品で、自主知的財産権を有する重大な疾病遺伝子治療類製品。悪性腫瘍、遺伝性疾病、自己免疫性疾患、神経系統疾病、心臓血管疾病及び糖尿病等の遺伝子治療製品、遺伝子治療薬物伝送システム等を含む。

4、モノクローナル抗体シリーズ製品及び検出試薬肝炎、HIV、血吸虫病、人/鳥インフルエンザ、性病等の伝染性疾病及び腫瘍、先天異常及び麻薬吸引等の早期検出、診断に用いるモノクローナル抗体試薬、食品中微生物、バイオ毒素、農薬獣薬残留検出用モノクローナル抗体及び試薬ケース。重大な動植物疾病、遺伝子組換え生物検出用モノクローナル抗体及び試薬ケース、造血幹細胞移植の分離、純化及び検出に必要なモノクローナル抗体シリーズ製品。抗腫瘍及び抗上皮成長因子受容体モノクローナル抗体薬物。モノクローナル抗体薬物研究主要技術及びシステム。先端のモノクローナル抗体規模化調製集積技術、工程及びプラント設備。新型ポリメラーゼ連鎖反応（PCR）診断試薬及び検出試薬ケースとヒト化/性遺伝子エンジニアリング抗体。

#### 5、タンパク質/ポリペプチド/核酸類薬物

重大な疾病用の抗腫瘍タンパク薬（例えば、腫瘍壊死因子）、心脳血管システムタンパク薬（例えば、プラスミノゲン、組換え溶血栓）、神経系統タンパク薬とりわけ抑鬱病薬、認知症薬、筋肉関節疾病のタンパク質治療薬及び抗ウイルス等の嚴重な伝染病タンパク薬の研究と産業化。各種細胞因子（例えば、エリスロポエチン、血小板由来増殖因子、インターフェロン、ヒト型顆粒球コロニー形成刺激因子、インターロイキン、腫瘍壊死因子、ケモカイン、トランスフォーミング増殖因子、成長因子）等のポリペプチド薬物の開発技術。抗ウイルス、抗腫瘍及び自己免疫病を治療する核酸類薬物及び関連するミドルウェアの研究及び産業化技術等。

#### 6、バイオチップ

重大な疾病、伝染病、遺伝病、地方病等の診断用チップ、バイオセキュリティ検出用チップ、研究用チップ、輸出入検査検疫チップ、バイオチップデータ獲得・処理・分析設備及びソフトウェア等。

## 7、バイオ技術加工天然薬物

細胞大規模培養、バイオトランスフォーメーション技術を採用したバイオ資源及び漢方薬資源の開発。動植物細胞大規模培養技術、発酵法で、絶滅危惧にあり、珍しくて貴重な、不足状態にある薬剤原料を生産し、動植物組織中からバイオ活性物質の原料と新薬を分離すること等を含む。

## 8、バイオ分離、装置、試薬及び関連する検出試薬

遺伝子エンジニアリング、細胞エンジニアリング、発酵エンジニアリング、天然薬物の生産、薬物活性成分等の分離用に適した高精度の、オートメーション化し、手順化し、連続型高効率の設備及び媒質、並びにバイオ製品工場に適用する生産装置等。バイオ、医薬用新型高効率分離媒質及び装置、バイオ、医薬用新型高効率膜分離モジュール及び装置、バイオ、医薬用新型高効率クロマトグラフィー媒質及び装置、バイオ、医薬用新型発酵技術と装置、バイオ反応及びバイオ分離の過程集積技術、バイオ、医薬研究、生産及びその検出用試薬、試薬ケース等を含む。

## 9、ニューバイオ技術

はっきりとした見通しのあるニューバイオ技術。疾病を治療する幹細胞技術及び遺伝子治療、新薬の開発及びバイオ医学に用いるRNAi 技術、バイオ医薬研究に用いるナノ技術、ポリペプチド薬物の安定性と半減時間を引き上げ、免疫原性を抑制できるポリペプチド修飾技術、海洋バイオ技術を含む。

### (二) 漢方薬、天然薬物

#### 1、薬物の開発

自主知的財産権を有する現代新薬開発技術要求に適合した漢方薬、天然薬物新薬。漢方薬、天然薬物中から抽出した有効成分、有効部位、及び新たに発見された漢方薬材及び漢方薬材の新たな薬用部位及び製剤等を含む。

#### 2、漢方薬の新品種の開発

漢方薬、天然薬物で造る複合製剤、有名ブランド高品質の漢方薬及び民族薬の二次開発、及び新型漢方薬投薬システムの種類。経皮製剤、叙法型・放出制御型・速放型製剤、標的製剤、定位製剤等、漢方薬の品質コントロールに必要な漢方薬基準品の開発と応用技術を含む。

#### 3、漢方薬資源の持続可能な利用

貴重で珍しく絶滅の危惧にある野生動植物資源の栽培（養殖）、優良品種を選択し育成する技術。貴重で珍しく絶滅の危惧にある野生薬材代用品及び人工製品。栽培規範と管理要求に適合した漢方薬材。漢方薬材から重金属と残留農薬を除去する新技術、新製品の研究等。

### (三) 化学薬品

#### 1、薬の開発

自主知的財産権を有する革新的な薬。合成又は半合成の方法で作製した原料薬及びその製剤、天然物質中から抽出し又は発酵して抽出した新しい有効な単体及びその製剤、分解又は合成等の方法により作製した既知の薬物中の単一の光学異性体及びその製剤、すでに市場で販売されている複数の構成要素の薬物を少数の構成要素の薬物に調製するもの、新しい複合製剤、既存の薬物の新しい適応症等を含む。

#### 2、心臓脳血管疾病治療薬

抗高血圧薬。抗冠状動脈心臓病薬。トルバプタン。抗血栓薬。脳卒中治療新薬等。

#### 3、抗腫瘍薬

抗悪性腫瘍細胞浸潤転移薬。放射線療法感作増大薬。腫瘍化学予防及び癌前駆病変治療用薬。腫瘍細胞信号伝送システムに働きかける新薬。その他新型抗腫瘍薬。腫瘍補助治療（鎮痛、嘔吐抑制、免疫機能増強、腫瘍に起因する高カルシウム血症等を含む）薬等。

本資料はジェットロが里兆法律事務所に委託して翻訳しました。ジェットロは同事務所の許諾を得て本ウェブサイトに掲載

#### 4、抗感染薬（抗細菌、抗真菌、抗原虫薬等を含む）

マイクロライド系抗生物質。セファロsporin系抗生物質。非典型β-ラクタム系抗生物質。抗真菌薬。キノロン系抗菌剤。テトラサイクリン系抗菌剤。キラルニトロイミダゾール類抗原虫、抗嫌気性菌薬。ポリペプチド系抗生物質等。

#### 5、老人病治療薬物

骨粗しょう症予防手当新薬。認知症治療新薬。慢性閉塞性肺疾患治療新薬。前立腺炎及び前立腺肥大治療薬物。パーキンソン病治療薬物。便秘治療薬物等。

#### 6、精神神経系統薬物

抗鬱薬。抗焦燥薬。精神病治療薬。偏頭痛治療薬。児童注意力欠乏過剰行動障害治療薬。癲癇治療薬等。

#### 7、計画出産用薬物

女性用避妊薬。男性用避妊薬。緊急避妊薬。経口妊娠中絶薬等。

#### 8、重大な伝染病治療薬物

HIV 治療薬。伝染性肝炎治療薬。結核病予防手当薬。血吸虫病予防手当薬。インフルエンザ、鳥インフルエンザ、SARS 等の呼吸器系統伝染病の予防手当薬等。

#### 9、メタボリックシンドロームを治療する薬物

糖尿病及びその合併症治療薬。血脂調節薬。脂肪肝治療薬。肥満症治療薬等。

#### 10、希少疾病用薬 (Orphan Drugs) 及び診断用薬

希少疾病用薬。解毒剤。診断用薬等 (X-線、超音波、CT、NMR 対比増強剤等を含む)。

#### 11、キラル薬及び重大な工程を開発した薬物及び薬物中間体

キラル薬技術 (ラセミ薬の分解、無効鏡像体の転化及びバイオ転化合成技術を含む) 複合分離とキラル薬の調製技術。キラル薬のバイオ触媒合成技術。新型キラル体の設計と合成技術。工業化不対称触媒技術。糖で合成したキラル純天然化合物とその類似物の開発技術。分離試薬、キラル補助剤、キラル分析用試薬、キラル源化合物の開発と応用技術等)。既存の薬の生産コストを大幅に引き下げることのできる重大な工程の革新。省エネ効果が顕著な重大な工程の改良。環境汚染を大幅に抑制できる重大な工程の改良。市場で緊急の需要がある、輸出にもとづく外貨獲得の可能性がおおいにある薬及び薬中間体。薬の結晶形を改良する重大な工程の改良等。

\* 簡単な調製工程を変えた種類のものは除く。

#### (四) 新しい薬剤の形状及びタイプ、並びに製剤技術

1、叙放性、放出制御性、速放性製剤技術—固体、液体及び複方薬物の伝導速度を制御する叙放性、放出制御性、速放性製剤技術。経皮吸収製剤技術、注射型叙放性、放出制御性、速放性製剤 (長期放出性注射剤) 技術、内服 (舌下含む) 徐放性、放出制御性、速放性製剤技術。叙放性カプセル (直径5~250 $\mu$ m) 製剤技術。粘膜、腔道、眼用等のその他の叙放性、放出制御性製剤技術等を含む。

#### 2、標的部位投薬伝送システム

脂質、リポタンパク質及びバイオ分解高分子成分をキャリアとし、薬物のカプセル化又は嵌め込み化した各種タイプの新型標的部位投薬伝送システム。結腸投薬伝送 (内服) システム及び技術、心臓・脳投薬伝送 (内服、注射) システム及び技術、リンパ投薬伝送 (注射) システム及び技術、2 級の投薬伝送、3 級の投薬伝送を実現できる製剤のシステム及び技術等を含む。

#### 3、投薬新技術及び薬物の新しいタイプの剤型

高能性・即効性・長期機能性の標的部位投薬伝達新型薬物、薬物放出制御ナノ素材、新型投薬技術及び装置、徐放性・放出制御性・経皮吸収型製剤技術、タンパク又はポリペプチド薬物の内服製剤技術 (ナノテクノロジー、リポフェクタミン技術、マイクロカプセル徐放新技術等を含む)。

#### 4、製剤新型補助剤

$\beta$ -シクロテキストリン誘導体、微結晶セルロース及びマイクロパウダーシリカゲル等の固体制剤用補助剤、薬物の不快な舌触りを覆い隠し、光感作性薬物の安定性を高め、薬物の胃腸への刺激を抑え、薬物を指定部位で放出する役割を持つ包装剤 (セルロース誘導体、アクリル酸樹脂類誘導体等を含む)。注射用補助剤 (注射用 $\beta$ -シクロテキストリン誘導体、注射用レクチン及び注射用ヌルを含む)。放出制御性・徐放性内服製剤、粘膜投薬及び標的部位投薬伝達製剤、眼用薬物、皮膚投薬等の特殊薬用補助剤。

\* 簡単改変剤型及び投薬ルートの技術は除く。

#### (五) 医療機器技術、装置及び医学専用ソフトウェア

#### 1、医用画像技術

X線撮影画像技術（高周波、中周波）、新型高性能超音波検査技術（カラーBモード）、機能画像及び分子画像技術、新型画像認識及び分析システム及びその他の新型医用画像技術（電氣的インピーダンストモグラフィー、光CT技術を含む）。

## 2、治療、応急処置及びリハビリ技術

新型低侵襲外科手術器具及びその関連装置。埋め込み式電子刺激装置。新型応急処置装置。各種介入式治療技術及び装置。治療計画システムを中心としたデジタル式放射治療技術及び医用レーザー装置等。

## 3、電気生理検査、看護技術

デジタル式新型電生理検査及び看護装置技術。基層病院、地域社会の医療、生殖健康サービス機関、及び家庭向け各種新型無侵襲及び低侵襲検査診断技術、看護装置及びリハビリ装置。高感度、高性能の新型医用センサー及びモジュールユニット。

## 4、医学検査技術

自動化及び情報化を体現させた応急バイオケミカル検査装置、通常のバイオケミカル分析機器、通常の臨床検査機器及び明確な臨床診断価値を持つ新技術、新たなエンジニアリング・新たな方法又は新たな素材を採用したその他の医学検査技術及び装置等。

## 5、医用ネットワーク環境で使用するソフトウェア

医用 BASIC 言語のコンパイル及び電子カルテ（EMR）システム。エレクトロニックヘルスレコードシステム。重大疾病専門臨床情報システム。地域社会医療健康情報システム及び実用的な3次元デジタル画像処理システム。

\* メカニズムが明確でなく、治療効果が確定できない製品は除く。

### （六）軽工業及び化学工業バイオテクノロジー

#### 1、生体触媒技術

重要な市場での将来性と自己の知的財産権を持った生体触媒技術。合成精細化学品に使用する生体触媒技術、新型高性能酵素触媒剤の品目及び新たな用途、新型の酵素細胞固定化方法及び反応装置、バイオキラル化学品の合成、バイオ合成ポリペプチド、バイオ活性成分のある新型炭水化物及びソルビトール等を含む。

#### 2、微生物発酵新技術

高性能の酵母の選育及び新型の発酵エンジニアリング及び代謝エンジニアリング技術。微生物発酵で生産する新製品及びその化学変性新製品、微生物発酵新技術及び新型反応装置、新機能の微生物の選育方法及び発酵過程の最適化、制御新方法及び代謝エンジニアリングを採用し発酵水準を高める新方法、伝統的な発酵製品の技術改良及び新エンジニアリングの製造、重大な発酵製品の中で資源利用度を向上させ、汚染物排出量を減少させるクリーン生産新技術及び新エンジニアリング等を含む。

#### 3、新型、高性能の工業用発酵製剤

効率を上げ、エネルギー消費量を引下げ、汚染排出物を減らすのに著しい効果のあるグリーン化学処理エンジニアリング及び新型、高性能の工業用発酵製剤。有機合成用発酵製剤、紡織工業用発酵、洗浄剤用発酵、食品用発酵、製薬工業用発酵、飼料用発酵、環境保全用発酵等の発酵製剤を含む。発酵製剤の品質評価技術及び基準、バイオ新素材用発酵、バイオ新エネルギー用酵素等を含む。

#### 4、天然生産物有効成分の分離抽出技術

資源の利用率を高めることのできる、天然の動植物から有効成分を抽出し高付加価値の精細化学品を調製する分離抽出技術。天然生産物有効成分の分離抽出の新技術、天然生産物有効成分の全合成、化学変性及び高度加工新技術、天然生産物から高付加価値を分離する新製品、高性能の分離純化技術集積化及び装置の開発及び生産、動植物原料加工廃棄物中から有効成分をさらに分離し抽出する新技術等を含む。

#### 5、バイオ反応及び分離技術

高性能のバイオ反応装置、高密度のエクスペッションシステム技術、大規模な高性能分離技術・媒質及び装置、大型分離システム及びオンライン検出制御装置、遺伝子エンジニアリング・細胞エンジニアリング及びタンパク質エンジニアリング製品専用分離装置、バイオ過程パラメーターセンサー及び自動制御システム。

#### 6、機能性食品及びバイオテクノロジーの食品安全分野での応用

血中脂肪を引下げ、血圧を下げ、血糖を下げるのを助ける機能食品。酸化を防ぐ機能食品、減量機能食品。高齢者の記憶改善を助ける機能食品。機能化伝統食品。及び機能性食品の有効成分検出技術及び機能因数バイオ活性安定化技術。食品の安全性

のバイオ検出技術等。

#### (七) 現代農業技術

##### 1、農林植物の優良新品種及び優れた高性能の安全な生産技術

すぐれた、高性能の、生産量の高い優良な新種技術。水肥資源高性能利用型新種技術。防病虫、防寒、防乾、耐アルカリ性等の抵抗型新種技術。新型、環境保全肥料及び生物生長調節剤及び高性能の安全使用技術。

##### 2、禽獣水産優良新種及び健全な養殖技術

禽獣水産優良新種及び快速繁殖技術。貴重な動物や水産物の養殖技術。牧畜業、水産業の健全な繁殖技術及びモデル。牧畜水産業の環境制御及び修復技術及びモデル。安全で、優良な、専門の、新型飼料及び飼料添加物の生産と高性能の利用技術。牧畜水産業の品質の安全監視、評価、検出技術。良質な乳牛の新種及び規模化、集約化飼育及び管理技術。

##### 3、重大な農林植物の災害及び動物の疫病の防止制御技術

重大な農林植物の病気・害虫・鼠・雑草の被害、重大な旱魃・冠水等の気象災害及び森林火災の監視測定、探知、防止制御の新技術。主要な植物病虫害及び抗薬性の検出、診断技術。環境保全型農薬創製、高性能な安全使用及び地域別農林重大生物災害の持続的制御技術。禽獣水産の重大な疾病の監視測定、探知、予防制御、快速診断、応急処理技術。激性の動物伝染病、動物由来感染性人獣共通感染症の高性能な特異性ワクチン生産技術。高性能な安全新型獣薬及び技術品質監視測定等の技術。

##### 4、農産物の高度加工及び現代貯蔵運輸

農業産業チェーンの総合開発及び利用技術。農産物の加工資源の節約及び総合利用技術。農産物の等級分け、包装及びラベル管理技術。農業産業チェーン基準化管理技術。大口の食用油グリーン貯蔵運輸、生きた農産物の鮮度保持及び物流配送、農林生産物及び特殊資源の付加価値加工、農林副産物の資源化利用。農業副産物の高度加工及びクリーンな生態型加工技術及び装置。農産物の品質の安全評価、快速検出、全過程品質制御等の技術。

##### 5、現代農業設備及び情報化技術

新型農作物、牧草、林木の種子の収穫、精選、加工装置。新型耕地作業機械、施設農業技術設備及び高性能の施肥、施薬機械及び装置。新型禽獣、水産の規模化養殖及び牧草、飼料の加工、林産機械及び新型農産物産地処理技術設備。農業生産過程の監視測定、制御及び意思決定システム及び技術。精度の高い農業技術、リモートセンシング技術と生産量見積及び農村情報化サービスシステムと技術。

##### 6、水資源の持続可能な利用及び節水農業

水源保護、水環境の修復、節水灌漑、通常でない水源の灌漑利用、乾燥地農業の節水及び農作物の高性能の保水等の新技術、新素材、新エンジニアリング及び新生産物。

##### 7、農業バイオテクノロジー

新型禽獣バイオ獣薬及びバイオワクチン、バイオ肥料、バイオ農薬及びバイオ飼料等。

#### 三、航空・宇宙産業技術

##### 1、民間航空機技術

民間航空機総合航空電子、飛行制御技術。安全及び救命技術。民間航空機エンジン及び重要部品。小型、超小型航空機（無人操縦航空機を含む）専用エンジン及び重要部品。

\* 無動力式運動型グライダー、教習機等は除く。

##### 2、空中管制システム

民間航空衛星通信、ナビゲーション、通信・航法・監視及び航空交通管理システム（CNS/ATM）管制ワークステーションシステム、CNS/ATM ゲートウェイシステム、飛行量管理システム及びオートメーション管制システム等。先端の空中管制空域設計及び評価システム。出発前管制承認（PDC）システム、データリンク空港情報放送サービス（D-ATIS）システム、空中交通離着陸順補助意思決定システム、空中管制監視数値融合処理システム、飛行計画集積システム、衛星ナビ地上強化システム、自動化監視システム及びマルチポイント型位置測定システム等。

##### 3、次世代民間航空運行保障システム

新型民間航空総合型公共情報ネットワークプラットフォーム、安全管理システム、気象観測及び予報システム、耐空性適合査定システム。新型の先端の空港安全検査システム、貨物及び荷物自動輸送検査システム、空港運行保障システム。

\* マルチタイプの独立した空港運行保障情報ディスプレイ、制御装置及び機器は除く。

#### 4、衛星通信アプリケーションシステム

衛星通信地上ユーザー端末、携帯型情報端末、衛星地上アップリンクシステム、衛星の信号を受信し拡大した後信号を衛星に再送信する地上ステーション及び衛星通信新技術（新プロトコル）を採用した価格比で高性能な地上通知システム、ブロードバンド/高周波/レーザー衛星通信システム等。衛星固定通信業務、衛星移動通信業務、テレビ衛星中継業務（衛星デジタル低周波ラジオ）及びインターネットブロードバンド接続業務と関係のある四大業務の地上端末装置及び主要な関連部品、高精度の地上端末総合検出機器及びシステム。

\* 3 桁半以下の携帯型マルチメータ等は除く。

#### 5、衛星ナビ・アプリケーションサービスシステム

衛星ナビマルチモジュールパワーアプリケーションサービスシステム（連続観測ネットワーク、リアルタイム通信ネットワーク、データ処理センター及び公共サービスプラットフォームを含む）、位置情報にもとづく総合サービスシステム及びそのアプリケーションサービス端末（無線通信ネットワークと結びつけた全地球測位システム技術及び室内位置測定技術）、ナビ、通信、オーディオ等の多機能を持つ車搭載型、船舶搭載型の移動情報システム。パーソナルナビ情報端末。互換性のある衛星ナビ受信機。衛星ナビ専用チップ、SOC システム、小型ビルトインシステム。ビルトインソフトウェア。

### 四、新素材技術

#### （一）金属素材

##### 1、アルミニウム、マグネシウム、チタニウム軽合金素材高度加工技術

環境保全、省エネ新エンジニアリング新技術で生産する純度の高い金属のマグネシウム、浄化されたマグネシウム合金及び高強度、強靱で、耐腐食のアルミ合金、マグネシウム合金、チタン合金素材、及び航空、自動車、情報、高速列車等の業種での応用技術。大断面、中空大型チタン合金及びアルミ合金板材、マグネシウム及びマグネシウム合金の液体鋳造圧延技術、マグネシウム、アルミニウム、チタン合金のワイヤー、板、帯材、薄板（箔）、鋳物、異型材等のシリーズ化した製品の加工及び溶接技術、処理加工成形技術および着色、防腐技術及び関係する関連装置。精密圧延技術で生産する高性能のアルミ合金、チタン合金材及び鋳物。チタン及びチタン合金の低コスト生産技術及び応用技術、チタン及びチタン合金溶接管生産技術。

\* 高汚染高エネルギー消費の熱還元方法で生産する金属マグネシウム及びマグネシウム

合金、通常のアルミ合金、模造ステンレスのアルミ建材及び一般の民間アルミ製品は除く。

##### 2、高性能の金属素材及び特殊合金素材の生産技術

先端の高温合金素材及びその民間製品生産技術。超微粒結晶の高強度、強靱な、耐腐食性の高い鋼鉄素材生産技術。鋼鉄素材の清浄度、均等度、組織のきめ細かさ等を高め素材の性能に影響を与え、冶金業種の資源やエネルギー利用率を高め、省エネと環境保全を実現し、鋼鉄業種の持続的発展を促進する関連する素材、部品製造技術。強度が高く、強靱で、高導性、耐腐食、耐摩擦性、耐高（低）温等の特殊鋼材、高温合金素材、工業用型材製造技術。超微粒子組織鋼鉄素材の圧延製造エンジニアリング、先端のマイクロ合金化、高均質の連続圧延粗鋼、高清浄鋼の精錬エンジニアリング、高強度耐熱合金鋼及び鋳造鍛造技術及び溶接技術、高性能炭素結合鋼、高強度低合金鋼、超高強度鋼、ハイグレードの冷延シリコンスチール生産エンジニアリング。高性能銅合金材（高強度、高伝導性、無鉛黄銅等）の生産技術、金属の横方向の強い塑性変形と冷延一次成形エンジニアリングを採用し生産した熱交換装置用鋼及び銅合金シームレスハイフィンチューブ技術。連続鋳造、ドローイングにより合金のパイプ・ワイヤーを成形する技術。

\* 高エネルギー消費、高汚染の「地条鋼」及び一般の建築用の鉄鋼、通常の機械加工プロジェクトは除く。

##### 3、超極細及びナノ粉末及び粉末冶金新素材エンジニアリング技術

高純度の超極細粉末、ナノ粉末及び多機能金属複合粉末生産技術（銅、ニッケル、コバルト、アルミ、マグネシウム、チタン等の非鉄金属及び特殊鉄基合金粉末冶金素材粉末体成型及び焼結緻密化技術を含む）。粉末仮処理、焼結拡散型高性能銅等の非鉄金属仮合金粉末製造技術。高性能、特殊な用途のタングステン、モリブデン高度加工素材及び応用技術、超極細結晶粒子（ナノ結晶）硬質合金素材及び高度先端硬質合金バイト等の製造技術。

\* 超極細タングステン粉末及び炭化タングステン粉末と伝統エンジニアリング生産通常粉末冶金素材及びその製品は除く。

##### 4、低コスト、高性能の金属複合素材加工成型技術

耐高圧、耐磨耗、耐腐食、伝導性や電熱性を改善する方面で顕著な優勢のある金属及び多種素材が複合した新素材及びメカニカルパート、熱交換器用銅・アルミの複合パイプ材新エンジニアリング。密度が小さく、強度が高く、弾力係数の高く、耐疲労性の高い顆粒の増強し、繊維が増強したアルミ基複合素材産業化の成型加工技術及び低コストで高性能の増強剤の生産技術。

\* アルミプラスチックの複合パイプ材、鉄鋼（アルミ）プラスチックの扉・窓等の一般の民間用製品は除く。

#### 5、電子デバイス用金属機能素材製造技術

コンデンサー用高圧、超高 CV タンタルパウダーの金属熱還元、グラニューレーター、熱処理、脱酸等の技術。超極細径コンデンサー用タンタルワイヤーを製造する粉末冶金方法成型焼結技術。特殊伝導性及び溶接用集積回路のリード線及びリード線枠組素材、電極無鉛溶接素材、溶接粉末、溶接ペースト、卑金属専用電子ペースト製造技術。異形接触点素材及びハイパワー無銀接点素材製造技術。磁器エネルギー積の高く、保磁力の高く、高性能なフェライト永久磁石素材及び透磁率の高く、電力が小さく、耐電磁妨害の軟磁体素材（OP8F、CL11F、PW40グレードの性能を上回る）製造技術、チップインダクター用透磁率の高い、低温焼結フェライト（NiCuZn）、高性能スクリーン素材、リチウムイオンバッテリーマイナス、銅張積層板用の均衡性の高い超薄型銅製造技術。電気真空用異物を含まず、気孔のないステンレス及び無酸化銅素材の規模化生産技術。

\* 通常の電力電工用金属電線、電気ケーブル及びワイヤーエナメル素材、貴金属ペースト及びマイナス極、プラス極のアルミ箔等は除く。

#### 6、半導体素材の生産技術

プリング、切断、研磨、ポリッシング、洗浄加工を通して製造した直系8 インチを超える超大規模集積回路用単結晶シリコン及び研磨片及び外延チップ加工技術。太陽バッテリー用直径の大きな（8 インチ）単結晶シリコンチッププリング技術。低コスト、低エネルギー消費の多結晶シリコン素材及び製品の産業化技術。直径の大きな赤外光学単結晶ゲルマニウム素材及び面積の大きなワイドバンドギャップ半導体（窒化ガリウム、炭化ケイ素、酸化亜鉛等）単結晶及び外延素材製造技術。高純銅、高純ニッケル、高純コバルト、高純銀、高純ロジウム、高純ビスマス、高純アンチモン、高純インジウム、高純ガリウム等の高純度及び超純度の非鉄金属素材精製純化技術等。

#### 7、低コストの超伝導素材実用化技術

実用化した超伝導ワイヤー材、ブロック材、フィルムの調製技術及び応用技術。

#### 8、特殊機能有色金属素材及び応用技術

形状記憶チタンニッケル合金、銅合金材及び製品。高減衰銅合金材。高電位、高キャパシタンスのマグネシウム犠牲陽極材。高性能の水銀放出、水銀吸収、ガス吸収素材等。

#### 9、高性能の希土類機能素材及びその応用技術

高純度の希土類酸化物及び希土類単質を分離、抽出した無汚染の、生産過程の廃棄物を総合回収する新エンジニアリング技術。高性能の終結高性能の焼結ネオジウム・鉄・ボロン永久磁石素材及び各異方性粘結高性能の焼結ネオジウム・鉄・ボロン永久素材及び新型希土類永久磁石を生産する新エンジニアリング技術。新型高性能希土類発光ディスプレイ素材、LCDディスプレイ用希土類蛍光粉末体、PDP ディスプレイ用低圧（電圧は数百ボルト）蛍光粉末体及びグリーン省エネ電光源素材調製及び応用技術、高光度の、赤色長残光性希土類蓄光方蛍光体調製及び応用技術。大型希土類超磁歪素材及び応用技術。希土類レーザー結晶体及びガラス希土類精密セラミック素材、希土類磁気光学記録素材、希土類磁気冷凍素材及び巨大磁気抵抗素材、希土類バイオ機能素材調製及び応用技術。ガス、石油化学及び環境保全分野での新型で効率の高い希土類触媒材及び欧州IV基準を満たす希土類自動車排気ガス触媒材製造技術。高性能の希土類マグネシウム、アルミ、銅等の非鉄金属素材の鋳造加工技術。集積回路、フラットディスプレイ、光学ガラスに使用する高純度の、超極細ポリッシング素材調製技術。

\* 性能がN45 以下及びエネルギー積と保磁力の和が60 より小さい通常の焼結NdFeB 永久磁石体、照明用三波長域発光体、緑黄色長残光性希土類発光体及び通常のCRT 発光体は除く。

#### 10、金属及び卑金属素材の先端調製、加工及び成型技術

高性能で多機能の高精密、ウルトラワイドバンド、薄肉、極細、超長の新型素材の製造、及び先端加工と成型に使用する技術。超極細及びナノ結晶体組織の快速凝固製造技術及び超大応力変形加工技術。高速、高精密、薄肉連続鋳造圧延及び高度な自動化板材、帯材、箔材生産技術。金属半固体成型及びニアネットシェイプ技術。ショートフローでの生産エンジニアリング技術。超極細、高純度、低酸素含有量、異物のない（少ない）合金粉末の調製技術、及び緻密化、均等化、構造機能の一体化又は傾

斜度化を実現した粉末冶金成型及び焼結技術（機械の合金化粉末、快速凝固非結晶ナノ結晶粉末、高圧水及び制限式不活性ガス噴霧粉。温圧成型、注射成型、噴射成型、熱間静水圧成型、高速油圧等の成型。圧力焼結、マイクロウェーブ、レーザー、放電、プラズマ等の快速緻密化焼結技術及び低温焼結）摩擦溶接技術。物理及び化学的表面変性技術。

\* 通常の鑄造、通常の機械加工プロジェクト、アーク式溶射、亜鉛めっきのリン酸化、硬質クロム（銅）めっき、フレーム溶射、サーマルスプレー、部品の修復に使用する浸窒浸炭等の中低グレードの表面エンジニアリング技術のプロジェクトは除く。

## （二）無機非金属材料

### 1、高性能構造セラミックス強化可塑技術

高強度、耐高温、耐磨耗、耐腐食、耐清浄、抗酸化、耐侵食等の優れた性能の構造セラミックスの超極細粉末調製技術、制御焼結及び結晶粒界エンジニアリング及び強化、可塑技術。現代工業用セラミックス部品調製技術。輸入に代替可能及び特殊な用途の高性能セラミックス部品調製技術。重要な応用の見通しのある高性能なセラミックス基複合素材及び超硬質複合素材調製技術。セラミックス-金属複合素材、高温ろ過及び浄化用ポラスセラミック素材、連続セラミックファイバー及びその複合素材調製技術、高性能・細結晶化した酸化アルミニウム製品、低温複合セラミックス製品、炭化ケイ素セラミックス製品等の調製技術。

### 2、高性能機能セラミックス製造技術

成分の最適化調整を通じて、高性能機能セラミックスの粉末を精製する調整、成型及び焼結エンジニアリング制御技術（大規模な集積回路のパッキング、表面実装専用の高性能電子セラミックス素材製造技術を含む）。マイクロエレクトロニクス及び真空電子用新型高周波高熱伝導絶縁セラミックス素材製造技術。新型マイクロウェーブデバイス及びコンデンサー用誘電セラミックス及びフェロエレクトリックセラミックス素材製造技術。センサー及びアクチュエーター用各種センサー機能セラミックス素材製造技術。レーザーコンポーネント（レーザーモジュレーション、レーザーウィンドウ等）用機能セラミックス素材製造技術。光伝送、光転換、光増幅、赤外線通過、光スイッチ、光記憶、光アイソレーター等の用途の光機能セラミックス、フィルム製造技術等。

### 3、人工結晶体生長技術

新型非線型光学結晶、レーザー結晶体素材調製技術。電気機械結合係数が高く、安定性の高いフェロエレクトリック、電圧結晶体素材調製技術。特殊応用の光学結晶体素材調製技術。低コストで高性能のダイヤモンド特徴を持つ炭素膜及びダイヤモンド薄膜製品調製技術。減衰時間が短く、エネルギー解析度が高く、光電子イールドが高い新型のシンチレータ結晶体素材調製技術等。

\* タンタル酸リチウム、ニオブ酸リチウム、バナジウム酸イットリウム、六方晶ダイヤモンド、サファイヤ、及び石英結晶体は除く。

### 4、機能ガラス製造技術

特殊な性能と機能を持つガラス又は無機非結晶体素材の製造技術（光伝送又は画像用ガラス製造技術を含む）。光電子、電圧、レーザー、電磁、耐放射熱性、シンチレータ結晶体等の機能ガラス製造技術。電磁波遮蔽ガラス製造技術。新型の高強度ガラス製造技術。生物及び固定化酵素バイオ化学機能ガラス製造技術。新型ガラスフィルター、光学ファイバープレート、光学ファイバーイメージインバーター、X線画像増強器用マイクロチャンネルプレート製造技術等。

### 5、省エネ及び環境保全型無機非金属材料製造技術

伝統的素材に代替し、エネルギー消費を著しく抑えることが可能な無汚染省エネ素材製造技術。新型エネルギーの開発と利用に関係する無機非金属材料製造技術。透光性の高い透明セラミックス製造技術。環境保全用高性能ポラスセラミック素材製造技術。放射熱性の低いコーティングガラス及び多重構造ガラス及び高強度の単層セシウムカリウム防火ガラス製造技術等。

## （三）高分子素材

### 1、高性能高分子構造素材の調製技術

高強度、耐高温、耐磨耗、強靱な高性能高分子構造素材の化合物合成技術、分子設計技術、先端の変性技術等（特殊なエンジニアリングプラスチック調製技術を含む）。特殊な機能を持つ、特殊な用途の高付加価値熱塑性樹脂調製技術。主要なポリマー単体調製技術等（例えば、有機ケイ素、有機フッ素等化合物の単体製造技術）。

### 2、新型高分子機能素材の調製及び応用技術

新化合物の合成、物理及び化学変性等の先端の加工成型技術、モジュール。光電情報、高分子素材。液晶高分子素材。形状記憶高分子素材。高分子相変化素材、高分子光転換素材。特殊機能を持つ、高付加価値の特殊高分子素材及び以上の素材の応用技術。

### 3、高分子素材の低コスト、高性能化技術

高分子化合物又は新しい複合素材の変性技術、その混合技術等。高剛性、強靱性、高電性、高耐熱性の化合物合金又は変性素材技術。新型熱塑性弾性体。特殊な用途、高付加価値を持つ新型変性高分子素材技術。

\* 以下の一般の素材は除く。一般のプラスチックの一般的変性専用素材。一般の電線・電気ケーブル専用素材。流延法、射出法、ドローイング法で生産する通常のフィルム。一般のパイプ材、パイプ異型材。一般のゴム製品。ポリエチレン、ポリプロピレンを基材とした分解性素材。一般のPS、PU 発泡素材。一般のプラスチック板材等。

### 4、新型ゴムの合成技術及びゴム新素材

ゴムの新しい種類の分子設計技術。グラフトポリマー技術。ハロゲン化技術。乳化重合、炭素重合技術等。特殊合成ゴム素材。新型ゴム機能素材及び製品。重大なゴム基材複合新素材技術。

### 5、新型繊維素材

繊維化合物のグラフトポリマー、変性及びスピニング新技術。繊維化合物で調製する特殊な性能又は機能化繊維。高性能の繊維製品。環境にやさしい分解型繊維。

\* アパレル生地、芯、糸、通常の又は性能が少し改善した繊維及びアパレル、通常为非織布、被覆布又は積層した紡績品、一般的な機能性繊維製品等は除く。

### 6、環境にやさしい高分子素材の調製技術及び高分子素材の循環再利用技術

再生可能な生物質を原料とした新型高分子素材を調製する技術。全分解型プラスチック素材調製技術。ラジアルタイヤの革新エンジニアリング。廃棄ゴム循環再利用技術。

\* 澱粉充填型の不完全な分解型プラスチック及び製品、単純充填素材、廃棄中古高分子の直接の再利用、単純分解型プラスチック製品等は除く。

### 7、高分子素材の加工応用技術

近代的ゴム加工設備及び近代的加工エンジニアリングを採用した混合、変性、配合技術。高比強度、大型、外型の構造が複雑な熱塑性プラスチック調製技術。大型で先端のゴム加工設備、高精密なゴム設備技術。先端の鋳型設計及び製造技術等。

#### (四) バイオメディカル素材

#### 1、注入療法器具素材

分解可能な血管内ステント。血栓の形成と再狭窄を防ぐ表面塗装及び変性の血管内ステント。特殊な機能を持つ非血管管腔ステント。注入チューブ（PTCA チューブ（ガイドワイヤー）等を含む）。注入塞栓式ブロッキングシステム及び塞栓剤等。

\* 一般の性能のステント及びチューブ（ガイドワイヤー）は除く。

#### 2、心臓血管外科用新型バイオ素材及び製品

素材を編んだ人工血管。バイオ複合型人工血管。人工心臓弁膜又は弁膜成形物等。

\* 性能が一般的な一葉、二葉の金属性人工心臓弁膜及び伝統的なバイオケミカル変性技術処理のバイオ弁膜又はその他の製品は除く。

#### 3、整形外科インプラント

分解可能な固定素材。分解可能な人工骨移植素材。生分解の可能な骨、神経修復生物活性素材等。

\* 一般的な人工関節及び整形外科内固定材は除く。

#### 4、口腔素材

歯科用インプラント体。高耐摩耗複合樹脂充填素材。非侵襲的修復素材（ART）。金属焼付けポーセレン製品。シリコン印象材等。

\* 一般的な複合樹脂充填素材、インプラント、銀アマルガム、アルジネート印象材は除く。

#### 5、細胞組織工学用素材及び製品

細胞組織器官の欠損修復用分解可能素材。組織工学技術製品（組織工学で作った骨、皮膚等を含む）。組織誘導性ステント素

材等。

#### 6、担体素材、放出制御システム用素材

生物活性物質担体素材。薬物放出制御システム用素材等。

#### 7、専用手術器具及び素材

低侵襲外科器械。手術各科の専用又は精細手術器械。外科手術灌流液等。

### (五)、精細化学品

#### 1、電子化学品

集積回路及びコンポーネント用化学品。プリント基板生産及び組立用化学品。ディスプレイ用化学品。高解析率フォトレジスト及び関連する化学品。印刷回路基板（PCB）加工用化学品。次世代クリーン高純試剤及び特殊（電子）ガス。先端のパッケージ素材。カラー液晶ディスプレイ用化学品。研磨ポリッシング用化学品等。

#### 2、新型触媒剤技術

重要な精細化学品合成触媒剤。新型石油加工触媒剤。新型バイオ触媒技術及び触媒剤。環境保全用新型、高効率の触媒剤。有機合成新型触媒剤。ポリオレフィン用新型高効率触媒剤。触媒剤媒体用新素材及び各種新型触媒補助化素材等。

#### 3、新型プラスチックゴム補助薬剤技術

新型環境保全型プラスチックゴム補助薬剤。加工型補助薬剤新種類。新型、高効率、複合ゴムプラスチック補助薬剤新製品。

#### 4、超極細機能素材技術

最新の粉末耐素材の構造、形態、寸法制御技術、粒子表面処理技術及び変性技術、高分散最適化複合技術等。

\* 通常の粉末体素材は除く。

#### 5、機能精細化学品

環境にやさしい新型水処理剤及びその他の高効率の水処理素材。新型製紙専用化学品。保護的採掘及び石油採掘率を向上するのに適用する新型油田化学品。新型表面活性剤。高性能、水性化機能塗料及び補助薬剤。新型紡織染色調整補助薬剤。高性能の環境保全型接着剤。新型の安全な環境保全顔料及び染料。高性能の環境にやさしい皮革化学品。

\* 以下の製品は除く。生物分解機能が劣り、又は毒性の高い表面活性剤。通常の溶剤型塗料、通常的水性建築塗料及び一般のサビ止め塗料、グレードの低い塗料及び補助薬剤。一般の印刷インク。基準の低い重複生産の精細化学品等。

### 五、ハイテクサービス業

#### 1、汎用技術

自主知的財産権を有する業界の特定のニーズ向けの汎用技術。業界汎用技術基準の研究、制定及び業務推進、特許の分析等を含む。

#### 2、現代物流

自主知的財産権を有する現代物流管理システム又はプラットフォーム技術。自主知的財産権を有するサプライチェーンの管理システム又はプラットフォーム技術等。

#### 3、集積回路

チップ設計ソフトウェア、IP コア、配置図等を含む自主知的財産権を有する集積回路製品専有設計技術（マスク製作専門の技術を含む）にもとづき、専門的な集積回路製品設計及びマスクプレート製作サービスを提供する。自主知的財産権を有する集積回路製品のテストのソフトウェア・ハードウェア技術にもとづき、顧客の集積回路製品（ウェハー及び半製品を含む）に対して研究開発及び生産にテストを提供する。自主知的財産権を有する集積回路チップ加工及びパッケージ技術、生産設備にもとづき、顧客へウェハー加工及びパッケージ加工を提供する。

\*デュアル・インライン・パッケージ（DIP）、金属パッケージ、セラミックパッケージ技術は除く。

#### 4、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）

業界に依拠し、自身技術を利用して、業界内の企業に一定規模のある高度な知識・技術集約型サービスを提供する。業界、産業及び政府向けの特定業務で、自主知的財産権を有するサービスプラットフォームにもとづき、顧客へ高度な知識・技術集約型業務のトータルソリューション等を提供する。

#### 5、文化・クリエイティブ産業サポート技術

自主知的財産権を有する文化・クリエイティブ産業サポート技術。ターミナル放送技術、バックグラウンドサービス及び運営管理プラットフォームのサポート技術、内容製作技術（バーチャルリアリティ、3D リファクタリング等）、モバイル通信サービス技術等を含む。

\* 国外のアイデアに対し簡単なアウトソーシング、簡単な模倣、又は簡単なオフショア製造のみ実施し、知的財産権を持たず、核心的な競争力も持たないもの、製品の内容がポルノ、暴力、イデオロギーに及び、文化を侵し、青少年の心身の健康を害するものは除く。

## 6、公共サービス

明らかな業界の特色と幅広いユーザー基盤を有する情報化汎用サービス。顧客情報化企画コンサルティング、情報化システムの運営保守、ネット情報のセキュリティサービス等を含む。

## 7、技術コンサルティングサービス

情報化システムコンサルティングサービス、プランの設計、総合計画等。

## 8、精密、複雑な金型設計

一定の情報化、デジタル化ハイテク条件を具備し、中小企業に対して先端的、精密、且つ複雑な金型製造技術、設計サービス（自動車等関連製品の高精密金型設計等を含む）を提供する。

## 9、バイオ医薬技術

バイオ、医薬研究に、新薬研究の国家規範に符合する、ハイレベルの安全性、有効性、コントロール可能な評価サービスを提供する。毒性、薬性、薬物、毒物、薬の選別と評価、及び薬物品質標準の制定、不純物対照品の調製及び標準化、薬物の叙放性、放出制御性等の新型製剤の研究に先端的な技術サービス、パイロットプラント技術サービス等の提供を含む。

## 10、工業設計

製品又はシステムのコンセプトと規格を創造し発展させ、その機能、価値、外観を最適化し、同時にユーザーとメーカーのニーズを満足させる。

## 六、新エネルギー及び省エネ技術

### （一）再生可能なクリーンエネルギー技術

#### 1、ソーラーエネルギー

##### （1）太陽熱利用技術

新型高能率、低コストの太陽熱温水器技術。ソーラーエネルギー・建築一体化技術及び温水器建築モジュール技術。ソーラーエネルギーにもとづく暖房及び冷房技術。ソーラーエネルギー中高温（80-200℃）利用技術等を含む。

\* 簡単に重複生産する製品は除く。

##### （2）太陽光発電技術

高効率、低コスト結晶シリコン太陽光発電技術を含む（厚みが 250 ミクロン以下の薄型バッテリー及び効率 $\geq 16\%$ の高効率バッテリーを含む）。新型高効率、低コストの新型及びフィルム状太陽バッテリー技術（非結晶シリコンフィルムバッテリー、化合物フィルムバッテリー、ナノ染料バッテリー、異質接合太陽バッテリー、有機太陽バッテリー、低倍及び高倍集光太陽バッテリー、第三世代新型太陽バッテリー等を含む）。光起電力技術（建築と結合した太陽光発電建築（BIPV）技術、大型（MW級以上）太陽光発電技術、光起電力建築専用モジュール、系統連系型インバーター、専用制御・監視測定システム、自動太陽追跡システム等を含む）。太陽光発電総合利用技術（ソーラーエネルギー照明製品（LED 製品を含む）、ソーラーエネルギー水素製造、ソーラーパワーポンプ、ソーラーパワーエアコン、ソーラーパワー動力車・船舶、ソーラーパワー工業及び通信電源・太陽光発電村落及び家庭用電源等を含む）。

\* 簡単な太陽バッテリー部品のパッキング及び基準の低い重複的な生産は除く。

##### （3）太陽光熱発電技術

高温（300-1500℃）の太陽光熱発電技術、製品及び工事開発（塔型熱発電、槽型熱発電、皿型熱発電及びフレネルレンズ集光型太陽光熱発電等を含む）。

#### 2、風力エネルギー

##### （1）1.5MW 以上の風力発電技術

中国の気候、複雑な地形条件に適用した1.5MW以上の風力発電ユニットの全体の設計、総組立技術及び主要な部品の設計製造技術等。

#### (2) 風力発電所関連技術

風力資源評価分析、風力発電所設計及び最適化、風力発電所監督監視及び統制、風力発電接合システムの設計及びネットワーク電圧安定性分析、短期発電量予測及び調整のマッチング、風力発電所の安定した移行及び統制等の技術。

### 3、バイオマスエネルギー

(1) バイオマス発電の主要な技術及び発電原料仮処理技術直燃式（混燃）発電システム結合技術、水蒸気余熱回収技術、熱効率 $\geq 85\%$ で、燃焼過程でカスが出ず、新たな汚染が生じず、広範な原料適応性のあるバイオマス発電装置、バイオマスが燃焼設備中で十分に燃焼することを確保できる原料積卸・輸送技術、バイオマス中のCl等の腐食性物質を有効に分離できる仮処理技術等を含む。

#### (2) バイオマス固体燃料緻密加工成型技術

トン当たりの成型燃料の加工過程の消費が80Kwh/tより少なく、成型燃料の密度が $1\sim 1.4\text{g/cm}^3$ で、水分が12%より少なく、加工過程が機械化及びオートメーション化したバイオマス緻密加工成型技術（木質繊維切断接合技術、成型鑄型設計技術、一体化し移動可能な顆粒燃料生産設備のシステム結合技術等を含む）。

#### (3) バイオマス固体燃料高効率燃焼技術

熱効率 $\geq 85\%$ で、カスが出ず、廃棄が排出基準に適合したバイオマス固体燃料高効率燃焼技術及び装置等。

#### (4) バイオマス気化及び液化技術

転化率が高く、水素化熱分解、熱分解過程エンジニアリング条件のシステム最適化結合及び統制、凝縮可能な有機物（コールタール）高効率浄化処理、バイオマス気化過程液体、固体製品総合利用技術及び装置、バイオマス気化効率 $\geq 70\%$ 。ガス発熱量 $\geq 5.0\text{MJ/Nm}^3$ 。ガス中の凝縮可能な有機物 $\leq 10\text{mg/Nm}^3$ 。高効率の嫌気発酵、有機肥料の生産、汚水無排出の技術及び装置、有機廃棄物ガス発生率 $\geq 200\text{L/Kg}$ 。

流動層ボイラー内電熱解析をベースとしたバイオマス熱解析、触媒解析向上液化製品発熱技術及び装置。バイオマス直接触媒解析生産バイオ燃料油技術及び装置等。

#### (5) 非穀物系バイオ液体燃料生産技術

非穀物系バイオ液体（非穀物（糖）系の甘コーリヤン、芋類原料で生産するアルコール、及び非食用油原料で生産するバイオ燃料油を含む）。甘コーリヤンで生産するアルコール技術（原料保存技術、高効率アルコール酵母の選別及び構築技術、快速固体発酵技術及び機械化生産と自動化制御装置を含む）。低エネルギー消費のコーリヤン茎搾取、保存及び発酵技術。発酵時間 $\leq 48$ 時間、糖転化率 $\geq 92\%$ 、アルコール収率 $\geq 90\%$ （理論値に比べ）、トン当たりのアルコールエネルギー消費 $\leq 500\text{Kg}$ 、水消費 $\leq 5$ トン、廃水無排出。イモ類の澱粉原料で生産するアルコール技術（レトルトしない糖化技術、高濃度発酵技術、繊維素利用技術、廃水処理技術を含む）。発酵時間 $\leq 60$ 時間、糖転化率 $\geq 95\%$ 、アルコール収率 $\geq 92\%$ （理論値に比べ）、トン当たりのアルコールエネルギー消費 $\leq 500\text{Kg}$ 、水消費 $\leq 8$ トン、廃水COD $\leq 100\text{ppm}$ 。非食用油の原料で生産するバイオ燃料油技術（超臨界、臨界、共溶剤、固体アルカリ（酸）触媒、酵素触媒技術及び処置。バイオ燃料油収率 $\geq 99.6\%$ （理論転化率に比べ）、グリセリン純度 $\geq 99\%$ 、トン当たり燃料油水消費 $\leq 0.35$ トン、エネルギー消費 $\leq 20\text{Kg}$ 石炭換算。

#### (6) 大中型バイオマスエネルギー利用技術

バイオマス固体燃料緻密加工成型設備能力 $\geq 500\text{Kg/h}$ 、メタンガス装置一日当たりの生産能力 $\geq 1000\text{M}^3$ 、甘コーリヤン燃料アルコール工場生産能力 $\geq 5$ 万トン/年、イモ類燃料アルコール工場生産能力 $\geq 10$ 万トン/年、バイオ燃料油工場生産能力 $\geq 3$ 万トン/年。

### 4、地熱エネルギー利用

高温地熱エネルギー発電及び地熱エネルギー総合利用技術。地熱暖房、地熱工業加工、地熱熱水供給、地熱養殖及び植物栽培、地熱浴場及び医療等。及び地源熱ポンプを利用した暖房、空調の技術を含む。

#### (二) 原子力エネルギー及び水素エネルギー

##### 1、原子力エネルギー技術

百万キロワット級の先端の加圧水形原子力プラントの主要技術、ウラン濃縮技術及び主要設備、高性能燃料部品技術、ウラン・

プルトニウム混合酸化物燃料技術、先端の使用済燃料後処理技術、原子力放射能安全及び監視測定技術、放射性廃棄物処理及び処分技術、高速中性子炉及び高温ガス（冷却型原子）炉プラント技術。

## 2、水素エネルギー技術

天然ガスから水素をつくる技術、化学工業・冶金の副産物ガスから水素をつくる技術、低コスト電解水から水素をつくる技術、バイオマスや微生物から水素をつくる技術、金属にもとづく水素貯蔵・高圧容器にもとづく水素貯蔵・化合物における水素貯蔵技術、水素注入装置及び水素ステーション、超高純度水素の調製技術、水素を燃料とした発動機及び発電システム。

### （三）新型高効率エネルギー転換及び貯蔵技術

1、新型動力バッテリー（ユニット）、高性能バッテリー（ユニット）すでに研究作業のベースがあり、中間試験又は産業化生産が実現可能な動力バッテリー（ユニット）、高性能バッテリー（ユニット）及びかかる技術製品の研究。ニッケル水素バッテリー（ユニット）と関係製品、リチウムイオン動力バッテリー（ユニット）と関係製品、新型大容量・高効率バッテリーと関係製品、バッテリー管理システム、動力バッテリーのコストパフォーマンスの高い主要素材等を含む。

### 2、燃料バッテリー、熱電転換技術

小型燃料バッテリーの主要部品及び関係製品。メタノール直接型燃料バッテリーの主要部品、熱電転換を実現させる技術の主要部品及びその関係製品等。

### （四）高効率の省エネ技術

#### 1、鉄鋼企業低発熱量ガス発電技術

鉄鋼企業の余圧、余熱、余エネルギー回収利用主要技術（炉頂圧回収タービン発電技術（TRT）、低発熱量ガスコンバインドサイクル発電プラント技術（CCPP）等を含む）。

#### 2、蓄熱式燃焼技術

工業炉及び発電所、民間用ボイラーの高効率蓄熱式燃焼技術等。

#### 3、低温余熱発電技術

セメント、冶金、石油化学工業等の業種の低温余熱水蒸気発電主要技術。

#### 4、廃棄ガス発電技術

メタンガス、コールベッドメタン、高炉ガス、コークス炉の排ガス等の工業廃棄ガス発電主要技術。

\* 高発熱量ガス発電技術及び製品は除く。

#### 5、水蒸気圧、余熱、余エネルギー回収利用技術

冷却水、変数値の低い水蒸気等の回収利用新技術。

#### 6、受配電システムの最適化技術

電気エネルギーの質の最適化（事前動態調波制御、先端の無効電力補償等を含む）新技術、ネットワーク電力最適化運行を分析・設計・管理（企業のネットワーク電力最適化配置、電力使用効率の合理的な分配等を含む）するソフトウェア及びハードウェア新技術。

#### 7、ハイポンプヒートポンプ技術

地中熱源、水熱源、大気熱源、ソーラーエネルギー複合式等の高温ヒートポンプ技術。空調冷却熱回収利用等の技術。

#### 8、蓄冷蓄熱技術

残余エネルギーの貯蔵（これに関係する転化、移送、利用を含む）に用いる新技術。

#### 9、エネルギーシステムの管理、最適化及び制御技術

工業、建築分野のエネルギーシステムの最適化設計、エネルギー監査、最適化制御、最適化運行管理ソフトウェア技術、とりわけエネルギーシステム省エネ総合最適化技術。

#### 10、省エネ監視測定技術

オートメーション化し、インテリジェント化し、ネットワーク化し、機能が整い、測量範囲が広く、適応性が強いエネルギー測量、記録及び省エネ検出新技術。

#### 11、省エネ量検出、及び省エネ効果確認技術

工業、建築分野の省エネ改造プロジェクトでの省エネ検出及び省エネ効果確認（M&V）ソフトウェア技術。

## 七、資源及び環境技術

### (一) 水質汚濁制御技術

#### 1、都市汚水処理技術

都市汚水バイオ処理新技術及びバイオと化学の並列処理技術。中小都市生活污水の低エネルギー消費処理技術。村や町の生活污水。村や町の小型汚染源分離技術、低エネルギー消費の生活污水処理技術。

#### 2、工業廃水処理技術

有毒で分解しにくい工業廃水の処理技術、有毒有害な化学工業及び放射性廃水処理技術、触媒湿式酸化技術。重金属廃水インテグレーション化処理及び回収技術とプラント装置、石炭化学工業等の業種の高濃度のアンモニア性窒素汚水処理技術と装置、固定化微生物高効率脱窒素技術。採油廃水処理及び再注入、塩分濃度の高い廃水処理エンジニアリングと技術。高濃度工業有機廃水処理エンジニアリングと技術、高効率嫌気バイオ反応器。高効率バイオ充填材、薄膜負荷型光触媒素材、膜素材及びユニット、高効率水処理薬剤の開発、新型複合型ポリアクリルアミドにもとづく高濃度、高色素の擦染廃水処理技術。

#### 3、都市及び工業節水及び廃水資源化技術

生産過程での工業冷却水重複利用薬剤・技術、パイプネットオンライン検出と漏れ防止技術。各種工業廃水高処理回収インテグレーション技術。都市汚水処理再生水生産用途のインテグレーション技術。工業、都市排水処理過程の汚泥の処理、処分及び資源化技術。

#### 4、面源水質汚濁の制御技術

規模化農業面源汚染制御技術及び生態処理技術。水産養殖水循環利用及び汚染制御技術。禽獣養殖場廃水嫌気処理メタンガス高効率利用技術。

#### 5、雨水、海水、汽水利用技術

雨水収集利用及び水漏れ防止技術と装置、汽水淡水化技術。海水膜法低コスト淡水化技術及び主要素材、規模化海水淡水化技術。海水、塩水の直接利用及び総合利用技術。

#### 6、飲用水安全保障技術

鋭敏で快速の水質オンライン検出技術。飲用水有機物の高級触媒技術、高効率膜ろ過技術、安全消毒技術、高効率藻制御、藻除去及び藻毒素除去技術。飲用水有機物高効率吸着剤、高効率凝集技術。農村の飲用水フッ素除去、砒素除去技術と装置、辺境地区と農村の飲用水安全消毒小型設備と技術。

### (二) 大気汚染制御技術

#### 1、石炭燃焼に伴う汚染防止処理技術

高効率低消費の排煙脱硫、脱硝技術、石炭火力発電排煙脱硫技術及び副産物総合利用技術、排煙脱硫主要技術、排煙脱硝選択性触媒還元技術。石炭、石炭化学工業転化過程での排気汚染防止処理技術。高効率長寿命の集塵技術。

#### 2、エンジン付車両排出制御技術

エンジン付車両制御用高性能セルキャリア、欧州Ⅲ、Ⅳ基準を満たした自動車浄化技術。欧州Ⅲ、Ⅳ基準を満たしたディーゼル車浄化技術。顆粒物捕集器及び再製技術。触媒酸化及び還元技術。欧州Ⅱ、Ⅲ基準を満たしたオートバイ浄化技術。

#### 3、工業揮発性有機汚染物防止処理技術

高効率長寿命の吸着素材と吸着回収装置。高効率低消費触媒素材及び燃焼装置。低濃度汚染物の高効率吸着-触媒技術及び並行燃焼装置。悪臭排気の捕集及び防止処理技術。石油ガス回収分離技術。石油貯蔵所、ガソリンステーション石油ガスの揮発性有機化合物

(VOCs) 制御技術。

#### 4、局部環境大気の質向上及び汚染防止処理技術

都市公共施設大気環境の消毒殺菌、集塵、浄化及び大気中の酸素濃度上昇技術。

#### 5、その他の重汚染業種大気汚染防止処理技術

高性能集塵フィルタと高性能エレクトリック・バックユニット式集塵技術。特殊業種工業排出にもとづく有毒有害排気、ダイオキシン、悪臭気体の制御技術、温室効果ガス排出削減技術、二酸化炭素排出量削減及び二酸化炭素の転化利用技術。

### (三) 固形廃棄物の処理及び総合利用技術。

### 1、危険固形廃棄物の処分技術

危険廃棄物高効率焼却技術、焼却カス・灰塵溶解技術。危険廃棄物安全埋立処分技術、危険廃棄物固形化技術・設備と固形化薬剤。医療廃棄物の回収輸送・高温消毒処理技術。有害化学品処理技術、放射性廃棄物処理と整備技術と設備。電子廃棄物処分・回収と再利用技術。

### 2、工業固形廃棄物の資源総合利用技術

工業固形廃棄物を利用し、複合素材、選鉱ガラスセラミックス、軽質建材、地膜、セメント代替物、工事構造製品等を生産する技術。発電所のフライアッシュ及び炭鉱廃石、冶金の発塵等の廃棄物の資源回収と総合利用技術。廃棄物資源化処理技術。

### 3、有機固形廃棄物の処理と資源化技術

農作物の茎等の廃棄植物繊維を利用して複合板材及びその他の建材製品を生産する技術。有機ゴミ粉碎、分別等の仮処理技術。埋立物ガス回収利用技術。埋立場所高効率水漏防止技術。小規模都市生活ゴミ処理適用技術。

#### (四) 環境監視測定技術

##### 1、オンライン連続自動監視測定技術

環境大気質量自動監視測定システム(粉塵、微粒子物質、二酸化硫黄、窒素酸化物、酸性雨、砂埃、エンジン付車両の排気等)。地表水水質自動監視測定システム(化学的酸素要求量、残留塩素、BOD 水質、アンモニア窒素、石油類、揮発フェノール、微量の有機汚染物、全窒素、全磷等)。污染源自動監視測定システム(フーリエ変換式赤外分光計測技術。砒素、全鉛、全亜鉛法。シアン化合物、フッ素化合物等)。大気中の微粒子物質、有機汚染物等のサンプリング分析技術。

##### 2、応急監視測定技術

携帯型現場快速測定技術、汚染事故応急監視測定等の危険廃棄物特性鑑定・環境監視制御及び災害早期警戒技術。移動式応急環境監視測定技術(携帯型快速有毒有害ガス監視測定器及び測定ユニット。携帯型水質監視測定器と測定ユニット。携帯型工業危険物、重金属、有毒有害化合物の快速監視測定専用器具及びシステム) 応急安全給水技術。災害や漏れにより発生した環境汚染の応急処理技術。

##### 3、生態環境監視測定技術

海洋環境監視測定技術、環境リモートセンシング監視測定システム。脆弱生態資源環境監視制御及び災害早期警戒技術。多種生物オンライン検出技術、水中微量有機汚染物のエンリッチメント技術、残留性有機汚染物のサンプリング、分析技術。

#### (五) 生態環境の構築と保護技術

土壌侵食と砂漠化防止処理技術、砂漠化防止処理技術、天然林の保護・植回復と再生技術、林・草の総合加工技術及び関連機械設備。湿地の保護・回復と利用及びその監視測定技術、鉱山生態の回復・汚染土壌の修復、非点源汚染制御技術。残留性有機汚染物(POPs) 代替技術。国家生物多様性早期警戒監視測定と評価技術、系統だった生体機能区の回復と再生技術。

#### (六) クリーン生産と循環経済技術

##### 1、充填業種汚染排出削減と「ゼロ排出」の主要技術

電気めっき、皮革、醸造、化学工業、冶金、製紙、鉄鋼、電子等の業種汚染排出削減主要技術。上述の業種のエンジニアリング過程での排気、廃水、廃棄物の資源化回収利用技術。

##### 2、汚水と固形廃棄物の回収利用技術

汚水の高度処理安全消毒と高価値利用技術。都市景観水高度脱窒素脱磷処理技術。鉱物残留物資源化利用技術。工業無機、有機固形廃棄物資源化処理技術。

##### 3、クリーン生産主要技術

石炭クリーン燃焼、エネルギーのカスケード利用技術。有毒有害原材料、オゾン層破壊物質代替技術。

##### 4、グリーン製造主要技術

グリーンなベース素材及びその調製技術、高効率・省エネ・環境保全・循環可能な新型製造エンジニアリング及び設備、機電製品表面修復と再製造技術、グリーン製造技術での製品開発・加工製造・販売サービス及び回収利用等の製品の全ライフサイクルにおける応用。

#### (七) 資源高効率開発と総合利用技術

##### 1、資源の回収利用率の高い採鉱、選鉱技術

複雑で採鉱の難しい鉱床の規模化採掘及び開発利用産業化技術。複雑な多金属鉱の高効率分離技術。処理の難しい酸化鉱の高効率分離と抽出技術。多金属硫化鉱の電気化学的制御浮選技術。現場でのリーチング及びバイオ抽出技術。採選過程でのインテリジェント制御及び情報化技術。

## 2、随伴鉱物の選別抽出技術

一緒に回収した随伴鉱物の同時選鉱技術。随伴非金属鉱物の回収高度加工技術。随伴希少貴金属元素エンリッチメント抽出分離技術。

## 3、超低品位資源と選鉱クズ資源総合利用技術

超低品位、選別の難しい冶金用有価金属総合回収利用技術。大用量、低コスト、高附加価値の選鉱クズガラスセラミックス技術。選鉱クズ中の有価元素総合回収技術。

\* 一部の通常の汚染制御技術は除く。1、通常エンジニアリング技術設備を組み合わせた水処理技術。2、都市一般廃棄物と禽獣糞便による肥料製造技術。3、20 トン以下のボイラー脱硫集塵技術。4、油煙浄化技術（吸着、静電気、噴霧器）。5、技術的難易度の低い、工業廃棄物を使用し建材を製造するプロジェクト。6、使い捨て食器及び関連する素材の技術。7、安全評価を受けていない、環境汚染の処理に使用する微生物剤技術。8、室内空気浄化空気清浄剤及び通常の消毒技術。

## 八、ハイテクにもとづく伝統産業革新技術

### (一)工業生産過程におけるプロセス制御システム

#### 1、フィールドバス及び工業用イーサネット技術

国際、国内の自動化業界が広く採用している主要技術基準（IEC61158、プロフィバス、ファンデーション・フィールドバス、デバイスネット、プロフィネット、イーサネット/IP、EPA、モドバス/TCP 等を含む）に適合するフィールドバス及び工業用イーサネット技術。

#### 2、プログラマブル・コントローラ（PLC）

IEC61131 規格に適合し、高信頼性、新技術の特徴を持つ PLC 技術、ビルトイン式システム、単一チップ、混合信号等の新技術の成果を集積した PLC 技術等を含む。

\* OEM 方式で集積した PLC 製品は除く。

#### 3、PC をベースとする制御システム

「工業用 PC+Soft PLC」、先端的プログラマブル・コントローラ(PAC)、フィールドバス及び工業用イーサネットをネットワークとし、リモート I/O 及びその他のフィールド装置を連結して構成する分散制御システム。

#### 4、次世代の産業用プロセス制御コンピューター

図形の操作システムと応用の要求向け、プロセッサと表示装置のボトルネックの問題を解決でき、アドレス、データ多重変換の高性能 32 ビット、64 ビットのバス技術を採用し、システムをシャットダウンしない状況での「プラグ&プレイ」機能を備えた高可用システムとフォールトトレラント・システム。

### (二)高性能、インテリジェント機器計器

#### 1、新型自動化計器技術

リアルタイム・オンライン解析、新型フィールド制御システム、e ネット制御システム、工業制御コンピューター及びプログラマブル制御にもとづくオープンコントロールシステムと特別な測定制御設備、重大なプロジェクトがインテリジェント化、高精度、高信頼性、ワイドレンジ、耐蝕、気密性、爆発防止等における特別条件を満たす新型自動化機器計器技術。

\*一般的、旧来型の流量、温度、レベルメーター、圧力計又は変換器は除く。

#### 2、業界向けのセンサー技術

業界及び重要プロジェクト向け、新技術、新構造を取り入れ、高安定性、高信頼性、高精度、インテリジェント化専用センサー技術。

#### 3、新型センサー技術

センサーアレイ、多次元センサー、複合型センサー、データ量或いは周波数を直接出力する新型センサー及び新センサー変換原理を採用した新型センサー等を含む。

\*伝統の技術を採用し、且つ性能が特に向上しないセンサー（熱電対、熱抵抗、電位差計、コンデンサー、インダクタンス、差

動変圧器、渦電流、感応電流、圧電気、磁電気等の原理のセンサーを含む)は除く。

#### 4、科学分析機器、検知器技術

プラズマ分光器、近赤外スペクトル、非冷却熱赤外線熱画像装置、マイクロ専用クロマトグラフ。特定分野の専用機器。農業技術品質、食品栄養分検査測定、農薬及び残留量検査測定、土壌迅速測定等農業及び食品専用機器、海洋機器、大気、水、固体廃棄物安全監督測定及び予測警報等核心となる専用機器、各種災害監督観測機器、生命科学用区画解析機器等を含む。

\*伝統型のガスクロマトグラフは除く。

#### 5、精密製造工程で用いる測定制御機器技術

ネットワーク化、協奏化、開放型の測定制御システム、精密成形製造及び超精密加工製造で使用する測定制御機器計器、サブミクロンからナノメートルレベルまでの製造で用いる測定制御機器計器。製造工程における非破壊検査機器計器、レーザー加工における測定制御機器計器等を含む。

#### (三)先端製造技術

##### 1、先端製造システム及び数値制御加工技術

先端型製造技術及び製造技術を有するユニット設備、製造システム、生産ライン等。複合加工、組合せ加工、グリーン・マニュファクチャリング、快速製造、マイクロ/ナノメートル製造等関連装置とシステム、CAD/CAPP/CAM/PD 技術におけるデジタル化設計製造システム、現代的統合生産システム応用ソフトウェア、プラットフォーム及びツール、生産計画とリアルタイム最適化管理システム/ERP 管理ソフトウェア、バーチャル製造 (VM) 技術、ネットワーク製造システム、インテリジェント型オープン式数値制御システム、サーボ駆動、数値制御装置、数値プログラミングソフトウェアと応用ソフトウェア、数値制御加工、数値制御技術の範囲内の先端数値制御技術、中高レベル数値制御設備及び主要機能部品並びに主要附属部品技術等を含む。

\*低付加価値、技術的難易度の低い部品加工技術は除く。

##### 2、ロボット技術

次世代工業用ロボット、サービス用ロボット、医療用ロボット、ウォーターカッター・ロボット、レーザーカッター・ロボット、AGV 及び製造工場の貯蔵物流設備、ロボット周辺設備、特種ロボット、オープン式ロボット制御技術、バーチャルリアリティ (VR) 技術、ロボットサーボ駆動技術、ロボットを基にする自動加工プラント技術、情報ロボット技術等。

\*性能と構造が一般的で、知的財産権の無い普通ロボットは除く。

##### 3、レーザー加工技術

レーザーカッター加工技術。レーザー溶接加工技術。材料レーザー表面改質処理技術。レーザー彫刻技術及び 3D レーザー製造技術並びにレーザー・ジェネレーター製造及び制御システム技術等。

##### 4、電力電子技術

省エネ、高効率、良好な制御機能と特種伝動技術を有する応用システム、大容量化、高頻度化、インテリジェント化、低出力装置チップスライスの電力半導体デバイス、多機能化、インテリジェント制御化、グリーン環境保護化のモジュール、工業用設備、物流システム、都市交通システム、情報と自動化システム等向けの高性能特種モーター及びその制御・駆動技術等を含む。

\*性能が一般的な電源変換製品は除く。

##### 5、紡織工業及び軽工業の専用設備技術

高精度駆動、インテリジェント制御、高信頼性技術等を利用し、開発した紡績機械専用関連部品、コンピューター及びネットワーク技術の応用を基に確立したオンライン検査測定制御システム及び高性能の製品検査測定機器。制御、計量、検査測定、調整が一体化し、クローズド・ループ・コントロール機能を持つ環境保護タイプの包装機械、バッグ成形、充填、密封設備、無菌包装設備、補助操作自動化及び連結ライン自動化のフレキシ印刷、偽造防止印刷、バーコード印刷設備、デジタル・ダイレクト製版機、精密型射出成形機、精密押出成形型及び複合押出成形型設備等を含む。

\*性能が一般的な普通紡織機械、性能が一般的な包装機械及びフレキシ印刷機、回転式材料注入多色凹版印刷機、ドライオフセットラベル印刷機は除く。

#### (四)新型機械

##### 1、機械基礎部品及び金型技術

数値制御マシン等重点メインマシン用精密ベアリング、高性能、高信頼性、長寿命油圧、空気制御部品、精密、複合、長寿命のプラスチック金型及びプレス金型、快速原型及び快速・経済的金型製造の新技術等を含む。

\*一般的な汎用スキル技術、性能、構造、精度、寿命が一般的な標準機械の基礎部品、標準プラスチック金型及び冷却プレス金型は除く。

## 2、汎用機械及び新型機械

新原理を利用し、機能、構造上の重要な創造がある新型バルブ技術と新型ポンプ技術、中核となる専有技術或いは自主知的財産権を持ち、新伝動原理、新機械構造と新加工技術を利用した新型機械技術等を含む。

\*性能が一般的な各種標準ポンプとバルブは除く。

### (五) 電力システムの情報化と自動化技術

#### 1、新型原理、新型部品デバイスを利用した電力自動化装置

新型の原理、新型の部品とコンピューター技術を利用した電力生産、輸送及び電力供給の各プロセスに使用される自動化装置の開発、システムの信頼性を明確に向上させ、生産効率を向上させ、システムの安全及び電力供給の品質を保証する技術を含む。発電設備ユニット新型励磁装置と速度調整装置、新型安全監督制御装置及び新技術を利用した電力ネットワークモニター、制御装置等を含む。

#### 2、デジタル化、情報化技術を利用し、設備の性能及び自動化レベルをアップする技術

デジタル化と情報化技術を利用し、国際基準に適合し、開放性及び汎用性を有する高精度・高信頼性の新型装置。フィールドバス技術を利用した総合状態検査測定機能を有するインテリジェント化した開閉器、制御機能、保護機能、監視機能を有するデジタル化・インテリジェント化・集積化・ネットワーク化したターミナル装置、電力設備のオンラインデジタル化状態検査測定とモニタリング装置、電力エネルギー品質検査測定制御と総合監視制御管理装置、IEC61850通信プロトコルにもとづく変電所総合自動化システム、バーチャル計器技術を使用した電力システム用機器設備、新型電力（原子力発電を含む）システムの連続性・高効率・安全性・信頼性を有する発電・送電・配電設備に使用される新技術と新装置等を含む。

#### 3、電力システム応用ソフトウェア

発電、変電、送電、配電及び電力利用等各領域と関連する制御、手配、管理及び故障診断等の分野の高級応用ソフトウェアにより、電力システム及び電力設備の自動化レベルを向上し、安全経済性運転を保障し、設備効率及び管理レベルを向上させるもの。電力システム最適化制御ソフトウェア、新型送配電オンライン安全モニタリング及び決定ソフトウェア、電力システム管理自動化ソフトウェア、電力設備管理及びバックアップソフトウェア、継電器保護情報管理及び故障診断支援システムソフトウェア、電力建設工事プロジェクト管理ソフトウェア、省エネ運用管理支援システムソフトウェア、電力利用管理ソフトウェア及び電気エネルギー品質オンライン評価、シミュレーション分析ソフトウェア等を含む。

#### 4、送配電システム及び企業の新型節電装置

新原理、新技術及び新型部品デバイスを利用し、無効電力を補償し、力率を高め、電力エネルギーロスを低減し、電力エネルギー品質を改善できる新型節電装置。企業用新型節電装置、企業用省エネ、節電制御装置とその総合管理システム、送配電システム用の先端的無効電力制御装置及び区域のオンライン・ダイナミック周波コントロール装置等に使用されるものを含む。

\*伝統型の高低圧開閉設備、標準の発電、電力供給、配電の設備は除く。

### (六) 自動車業界関連技術

#### 1、自動車エンジン部品技術

乗用車ガソリンエンジン、乗用車ディーゼルエンジン、商用車ディーゼルエンジン等に使用される、自主知的財産権を有する先端的な自動車エンジンの部品技術。ガソリンエンジンの電子制御方式燃料噴射システム、希薄燃焼技術、可変流入空気技術、増圧技術、ガス浄化技術、ディーゼルエンジンの電子高圧燃料噴射技術、ターボチャージャー・インタークーラー技術、ガス浄化技術、新型代用燃料エンジン技術等、新型ハイブリッド動力駆動システム技術、新型電動駆動システム技術、水素エンジン技術、燃料電池動力システム技術、新型動力電池組合せ技術等を含む。

#### 2、自動車主要部品技術

自主知的財産権を有する新型自動車主要部品。トランスミッション・システム、ブレーキ・システム、ステアリング・システム、サスペンド・システム、車体アクセサリ、自動車電気器具、吸気排気システム、新型ハイブリッド駆動システム、新型

純電動伝動システム、インホイールモーター、新型代用燃料エンジン変換器、新型動力電池等を含む。

### 3、自動車エレクトロニクス技術

自動車電子制御システム。車体安定システム、サスペンション制御システム、駆動力配分システム、制動力配分システム、ABS、エアバッグ、自動障害物回避システム、自動停車システム、車両搭載故障診断システム、ボディ・バスシステム、インテリジェント・ワイパー、インテリジェント防犯システム等を含む。新型ハイブリット動力駆動管理システム、車両用動力電池パック管理システム、新型電動車用センサー、電動車用高出力電子部品、電動車用新型 IC チップ、電動車電気機器システム用安全ブロック等を含む。

### 4、自動車部品先端技術

新エネルギー自動車の関連部品技術。ハイブリット動力システム技術、燃料電池動力システム技術、水素エンジン技術、合成燃料技術等を含む。

## 税関総署公告 2009 年第 62 号

国务院の批准を経て、2009 年 7 月 1 日より 2011 年 6 月 30 日まで、来料加工廠組立工場（独立法人資格を有しない来料加工組立工場を指すが、独立法人企業に所属する非独立法人分支機構は含まない、（以下、来料加工廠という））が、外商が提供する免税輸入無償提供設備を以って外商出資法人企業を出資設立する場合、2008 年 12 月 31 日までに加工貿易手冊を登録済み、且つ、2009 年 6 月 30 日までに輸入申告済み、税関監督管理期間内にある無償提供設備について、輸入関税および輸入増値税の追納を免除する。執行に関連する事項について下記の通り公告する。

一、上述の税收優遇政策の適用を申請する無償提供設備に対し、外商企業は 2011 年 6 月 30 日前までに主管税関に減免税申請を提出しなければならない。主管税関の審査同意を受けた後、《中華人民共和國税関輸出入貨物減免税管理弁法》（税関総署令第 179 号）の関係規定に従い関連手続きを行うこととする。

二、現物出資に充当する無償提供設備は、税関に減免税手続き申請した際の申告金額は輸入時の申告価格を上回ってはならず、外資企業の出資総額に組み入れることが可能。無償提供設備の税関監督管理年限は引き続き計算できる。

三、上述政策規定に合致する現物出資無償提供設備に関する減免税審査手続きは《減免税管理システム》に従い、次のようにする。

監督管理方式：減免税設備結転（コード：0500）、徴収免除性質：国批減免（コード 898）《中華人民共和國税関輸出入貨物減免、税証明》（以下《徴免税証明》という）備考欄には「来料加工組立工場転換、某番号 D 手冊より転入」と明記する。

四、外商投資の法人企業が税関に無償提供設備の減免税審査手続き申請の際には以下の証明材料を提出しなければならない。

（一）地方レベル商務部門の、来料加工廠の外資企業への移管同意に関する批准文書及びその確認を取得済みの無償提供設備リスト（原本）

（二）外商投資企業批准証書および外資企業の営業許可証写し（原本を提出し確認）

（三）加工貿易無償提供設備に関する手冊及び元の輸入報関単（原本）

（四）税関が提出を求めるその他の文書

五、外資企業および来料加工廠が現行規定に従い、それぞれ輸出入貨物報関単に記入し、報関単の「備案（登録）番号」欄にはそれぞれ《徴免税証明》番号および加工貿易手冊番号を記入する。企業は上述の形式で通関手続きをした後、来料加工廠は無償提供設備結転輸出貨物報関単を持って、元の無償提供設備手冊備案税関に無償提供設備手冊抹消手続きを申請する。元の無償提供設備手冊を備案した税関は、上述の無償提供設備結転輸出貨物報関単をもとに抹消手続きを行う。

六、来料加工廠は 2009 年 1 月 1 日及びそれ以降に新たに登録した無償提供設備で、または 2008 年 12 月 31 日以前に登録したが 2009 年 7 月 1 日及びそれ以降に輸入申告した無償提供設備で外資企業を出資設立し、新規成立された外資企業が従事するプロジェクトが国家奨励類産業目録または中西部地区外商出資優位産業プロジェクトに該当する場合、現行政策規定に従い関税徴収免除の結転手続きをすることができる（元の輸入時にすでに輸入増値税を徴収されている場合、結転時には改めて徴収しない）。

## 広東省の対外貿易経済合作庁等11部門が協同で公布する来料加工企業が生産停止せずに 三資企業に転換するための指針に関する通知

粵外経貿加字【2008】7号

各地方級以上の市対外貿易経済合作局、公安局、財政局、労働保障局、国税局、地税局、環境局、検験検疫局；国家外為管理局広東省内の各支局、増城、従化市局；各授權工商局；広州、深圳、ゴン北、スワトウ、黄プ、江門、湛江税関

ここに「広東省の来料加工企業が生産停止せずに三資企業に転換するための指針に関する通知」を協同で公布するため、執行に当たり遵守のこと。

2008年8月5日

来料加工企業が生産停止をせずに三資企業に転換するための指針

1. 来料加工企業がその場所で「転換する」とは、来料加工業務のみを行う独立法人格のない企業あるいは工場が、その場所において独立法人格のある外商投資企業（あるいはその他種類の企業）へ転換し、加工貿易業務を継続することをいう。また、「転換後」とは、新規に設立した外商投資企業（あるいはその他種類の企業）が、外経貿主管部門から批准を取得し、その名義で加工貿易契約を締結することをいう。
2. 「転換」手続の基本手順  
来料加工貿易契約の各関係者は、契約終了あるいは早期終了について合意する。  
→外経貿主管部門へ申請  
→新企業の設立に係る審査、登記手続の実施（外経貿主管部門、税関、工商、外貨管理、税務、財務、検疫、環境保護、消防、労働等を含む）  
→税関等の部門において元の加工企業名義で輸入した設備の処理及び契約抹消等の手続を実施する  
→外経貿主管部門の批准を申請  
→関係部門（外経貿主管部門、税関、工商、外貨管理、税務、財務、検疫、環境保護、消防、労働等）において元の加工貿易企業の終止、登記抹消に係る手続の実施
3. 産業政策指針に合致する来料加工企業の外商投資企業（あるいはその他種類の企業）への転換を奨励しバックアップする。各関係部門は企業が生産を停止せずに滞りなく転換及び加工貿易のグレードアップができるよう積極的にバックアップしなければならない。
4. 住所を変更せずに転換する場合、転換前と後の社名及び性質が異なる2つの企業が6ヶ月間に限り併存することを可能とし各種手続を実施する。外経貿主管部門が来料加工企業に提出した来料加工終止に係る審査意見に基づき、転換及び新規設立手続を実施する。外経貿審査部門の審査意見に明記した元の来料加工企業名称で関係部門に手続をする。
5. 工商管理部門は外経貿主管部門が新規設立の外商投資企業（あるいはその他種類の企業）に交付した批准書類に基づき工商登記し、また、転換前の来料加工企業及び転換後の外商投資企業が6ヶ月以内に関連手続を完了する。  
来料加工企業が外商投資企業へ転換後、外国投資者が現物出資する（例えば来料加工企業の現物（設備など）を出資に充てる）場合、国家の現物出資に係る規定に基づき処理する。
6. 新規設立企業の税関登録後3ヶ月以内（特殊の状況が生じる場合には管轄税関に延期申請をする）に、管轄税関において元の加工企業の輸入設備の処理、契約精算及び登記抹消手続を実施する。その期間内は、新旧の企業が通関業務の併存を許可する。関係規定に基づき外国企業が無償提供した設備及び加工貿易契約の下で輸入した保税原材料は、新規に設立した外

商投資企業(あるいはその他種類の企業)に移管でき、当該設備の管理監督期間を通算できる。

7. 元の来料加工企業の転換後には、外経貿主管部門は元の来料加工企業の新規の契約を受理しない。転換後の外商投資企業(あるいはその他種類の企業)が、その企業名義で契約し関連業務を実施する。
8. 転換前の来料加工企業に対して税関が承認した企業分類管理及び外経貿主管部門が承認した生産能力証明など、転換後企業に基本的な状況に変更がない場合には、税関及び外経貿主管部門の審査の上、その取扱いを継承する。
9. 元の来料加工企業が取得している環境、消防資格及び外経貿主管部門の生産能力証明など、また、転換後企業の経営範囲、生産規模、工場建物などに変更がない場合、関連する証明書及び資格証明書などについて、関係部門はその有効期間内は便宜的な取扱いをする。

転換後企業の経営範囲、生産規模、生産工程、工場建物に変更がなく、また、「建築工程消防設計審査意見書」及び「建築工程検収意見書」がある場合には、再度審査を受ける必要はない。転換後企業が改築、拡張あるいは使用用途を変更した場合、消防部門において、建築工程消防設備審査及び建築工程消防検収に係る行政手続をする。1998年9月1日以前に使用した建物で、かつ、消防部門が交付した「改善要求」の“再検査意見”あるいは消防部門の要求に合致する意見に係る法律文書がある場合でも、消防部門は改めて消防監査検査を実施する必要がある。消防安全に問題がない場合、あるいは、現場ですでに問題を解消している場合、新規設立企業は「消防監督検査記録」を取得できる。消防安全に問題がある場合、期限内に改善要求する書類を交付し、期限後に消防部門が再度検査し、その検査に合格すれば新規設立企業に「再検査意見書」を交付する。

10. 転換企業の批准設立日以降6ヶ月以内に、来料加工企業の抹消手続を完了しなければならない。
11. 広東省各級の外経貿、税関、工商、外貨管理、税務、財政、検験検疫、環境保護、消防、労働などの部門は、相互に交流し協力して来料加工企業が生産を停止せずに外商投資企業に転換できるよう、効率的で便利なサービスを提供する。併せて、各関連部門も自らの状況と政策に基づき、転換に関する具体的な方法を定めて公表し、外経貿主管部門はそれを集約し転換業務を推進する。
12. 本通知はその公布日から実施する。

以上

【原文】

原文は以下のURLにアクセスください。

<http://www.gddoftec.gov.cn/gg!/index.asp?dt=522>

## 深圳市来料加工企業が現地で生産停止せず外商投資企業へモデルチェンジに関する意見

科学発展観を全面的に執行し、産業構造の最適化を加速し、加工貿易のモデルチェンジ及び昇格を促進し、本市の経済運営の品質及びレベルを高め、国家の産業政策及び本市産業の発展方向に合致する来料加工企業が生産停止せず外商投資型法人企業へ現地モデルチェンジを積極的に奨励するために、本意見を制定する。

産業政策及び環境保護条件に合致する来料加工企業を同じな投資先が経営する外商投資法人企業へのモデルチェンジを奨励する。企業が生産停止せず、スムーズにモデルチェンジを行うために、各関係部門は積極的且つ有効な措置をとり、加工貿易の産業向上を促進しなければならない。

同じ登録住所にて、モデルチェンジ手続きを希望する企業については、モデルチェンジ前後に、社名及び性質の異なった企業が共存することを認めるが、その共存期限を6ヶ月とする。企業はモデルチェンジの手続きを申請する同時に、必ず関連事項を「深圳市来料加工企業 生産停止せず現地モデルチェンジ登記表」（添付書類参照）に記入しなければならない。貿易工業部門による審査を受けなければならない。貿易工業部門は上記審査に対する設立可能かという回答書を発行する同時に、モデルチェンジ前の元委託加工企業の社名も明記しなければならない。企業はこの回答書及びそのほかの関連資料をもって、関係部門に必要な手続きを取り扱ってもらう。

工商部門はモデルチェンジ前後の6ヶ月以内に、元来料加工企業と新外資企業が同じ住所で共存することを認めるよう、上項の回答書及びそのほかの必要資料をもって、工商登録手続きを取り扱う。

税関は共存期限内、元来料加工企業と新外資企業が同時に輸出入の通関業務を取り扱うことを承認する。監督期間中の無償提供設備について、モデルチェンジ後の外資企業が免税枠があれば、免税設備として引き続き管理することができる。企業がそれを課税設備への転換する申請を提出する場合に、税関は関連規定に基づき、徴税手続きを取り扱う。元来料加工企業に属する保税の設備及び部品・材料をモデルチェンジ後の外資企業外資企業に繰り越すことができ、海外への返送しなくてもいい。

税関がみとめられる元来料加工企業のカテゴリ管理類別について、モデルチェンジ後、企業名称若しくは税関登録コードのみが変わった場合に、税関はモデルチェンジ後の外資企業が元来料加工企業のカテゴリ管理類別を引き続き適用することができる。

モデルチェンジ後の外資企業が元来料加工工場の設備を登録資本金として申請する場合に、貿易工業部門、外国為替管理部門及び工商部門は貨幣出資が登録資本金に占める割合に関する関連規程に基づいて、それを登録資本金として出資することを承認する。

税務部門は具体的な政策を実行する際において、来料加工企業のモデルチェンジ業務への支持に力を入れなければならない。モデルチェンジ後の外資企業についてはその元の税収主体が変わらないものとする。

環境保護の関連資格及び貿易工業部門が発行した生産能力証明書等の証明を持っている元来料加工企業については、モデルチェンジ後に、経営内容、生産規模、工場の建築構造に変更点がない場合に、関連証明書や資格証明書などについてはその有効期限内に更新手続きを行なうものとする。関係部門は便宜を提供しなければならない。

検疫検査、労働保障、外国為替管理などの関係部門はそれぞれの機能範囲内で、モデルチェンジ企業のために、いろいろな支持を与えなければならない。

貿易工業、税関、工商、税務、公安、環境保護、文化などの部門はそれぞれの実況及び関連政策の規定により、来料加工企業を法人企業へのモデルチェンジにおいて、モデルチェンジ操作マニュアルを制定し、モデルチェンジを希望する企業のために便宜を提供しなければならない。

各部門は業務執行の必要に応じ、担当者・窓口指定又はオンライン対話等の多種の手段で、企業のために全面的な指導サービスを提供しなければならない。

各部門の間において、コミュニケーションメカニズムを作り上げ、モデルチェンジにおける問題点を直ちに解決する。以上の

問題点について、自主的に解決できる場合に、各部門は改善・解決対策を直ちに提出しなければならず、多くの部門からの協力が必要があった場合に、貿易工業部門をはじめ、関係部門を集め、協議のうえで問題を解決する。

新外資企業の設立批准日より6ヶ月以内に、元来料加工企業の会社登録抹消の手続きを済ませなければならない。

本意見は公布日より実施する。

添付書類 「深圳市来料加工企業 生産停止せず現地モデルチェンジ登記表」

2008年8月28日

添付

深圳市来料加工企業  
生産停止せず現地モデルチェンジ登記表

(来料加工企業印)

来料加工企業名称			
来料加工企業住所			
対外的来料加工特別許可書の有効期間：      年      月      日から      年      月      日まで			
総協議書 (契約書) 番号		総協議書 (契約書) 許可証番号	
国税登記番号		地方税登記番号	
税関登録登記コード		組織機構コード	
転換後の外商投資企業名称 (工商部門による承認済みのもの)			
<p>来料加工企業の各方は当該来料加工企業を外商投資企業へのモデルチェンジを許可する。 モデルチェンジ後の外商投資企業或いは投資先はモデルチェンジの共存期間において、元来料加工企業による法律連帯責任を負うことを承諾する。</p>			
来料加工企業 経営者 (署名)	来料加工企業 取扱者 (署名)	外商投資企業 出資者 (署名)	
貿易工業部意見： 署名 年      月		備考：	

## 法人の主要税務処理方法

### 深圳市国家税務局より資料提供

来料加工企業が三資企業に転換した場合、独立法人として納税しなければならない。製造業として流通税は主に増値税、消費税が課税される。輸出する場合、一般納税者は「免除、控除、還付」政策に基づき輸出税金還付を受けられ、小規模納税者は輸出免税を申告できる。

#### 1. 増値税

##### 1.1 課税対象

来料加工企業が三資企業に転換した後、中華人民共和国で有形物品（電力、熱力、ガスを含む）を販売、又は、加工、修理、組立役務を提供、貨物を輸入する場合、増値税の納税義務が発生する。

##### 1.2 税額計算

###### 1.2.1 一般納税者：

納付税額＝売上税額－仕入税額

売上税額＝売上高×税率

仕入税額は売上税額から控除できるが、控除額は以下の合法的な証憑に明記された税額に限られる。

●仕入先から取得した増値税専用発票に明記された増値税額

●税関から取得した税関輸入増値税専用納税証明書に明記された増値税額

●農産品を購入した場合、農産品購入発票又は販売発票に明記された購入価格と 13%の控除率に基づいて計算された仕入税額（仕入税額＝農産品購入価格×控除率）

●物品の購入または販売において運送費用を支払う場合、運送費用決済書に明記された運送費用金額と 7%の控除率に基づいて計算された仕入税額（仕入税額＝運送費用金額×控除率）

###### 1.2.2 小規模納税者

小規模納税者は簡易方法により税額を計上、仕入税額を控除できない。

納付税額＝売上高×3%

###### 1.2.3 物品輸入

納付税額＝課税標準構成価格×税率

課税標準構成価格＝関税課税価格＋関税＋消費税

##### 1.3 納税時期

毎月 15 日までに、深圳市国家税務局に増値税の申告納付しなければならない。

## 2. 消費税

### 2.1 課税対象

中国の消費税は嗜好品や贅沢品と呼ばれる物品を課税対象とし、基本的には工場出荷或いは輸入時点で課税が発生する。

### 2.2 税額計算

税額は品目ごとに従価税率法又は従量税率法で計算される。タバコや酒類は従価税率法と従量税率法の結合方式が適用される品目もある。

従価税率法：売上高×比例税率

従量税率法：販売数量×1 単位当たりの税額

結合方式：売上高×比例税率+販売数量×1 単位当たりの税額

### 2.3 納税時期

生産の場合：課税消費品の販売時

自己生産したものを自己使用する場合：払出使用時（それを課税消費品の継続生産に用いる場合課税不要）

輸入の場合：輸入通関時

### 2.4 税率表

税 目	税 率
一、タバコ	
1. 紙巻タバコ	
(1) 甲類紙巻タバコ	45%+0.003 元/本
(2) 乙類紙巻タバコ	30%+0.003 元/本
2. 葉巻タバコ	25%
3. きざみタバコ	30%
二、酒及びアルコール	
1. 白酒	20%+0.5 元/500g（又は 500ml）
2. 黄酒	240 元/トン
3. ビール	
(1) 甲類ビール	250 元/トン
(2) 乙類ビール	220 元/トン
4. その他の酒	10%
5. アルコール	5%
三、化粧品	30%
四、高級アクセサリ及び真珠宝石、玉	
1. 金銀アクセサリ、プラチナアクセサリ、ダイヤモンド及びダイヤモンドアクセサリ	5%
2. その他の高級アクセサリ及び真珠宝石、玉	10%

五、爆竹、花火	15%
六、製品油	
1. ガソリン	
(1) 有鉛ガソリン	0.28 元/ℓ
(2) 無鉛ガソリン	0.20 元/ℓ
2. ディーゼル油	0.10 元/ℓ
3. 航空ディーゼル油	0.10 元/ℓ
4. 石油	0.20 元/ℓ
5. 溶剤油	0.20 元/ℓ
6. 潤滑油	0.20 元/ℓ
7. 燃料油	0.10 元/ℓ
七、自動車タイヤ	3%
八、オートバイ	
1. シリンダー容量（排気量、以下同様）が 250ml 以下のもの	3%
2. シリンダー容量が 250ml 超のもの	10%
九、小型自動車	
1. 乗用車	
(1) シリンダー容量（排気量、以下同様）が 1.0 ℓ 以下のもの	1%
(2) シリンダー容量が 1.0 ℓ 超～1.5 ℓ 以下のもの	3%
(3) シリンダー容量が 1.5 ℓ 超～2.0 ℓ 以下のもの	5%
(4) シリンダー容量が 2.0 ℓ 超～2.5 ℓ 以下のもの	9%
(5) シリンダー容量が 2.5 ℓ 超～3.0 ℓ 以下のもの	12%
(6) シリンダー容量が 3.0 ℓ 超～4.0 ℓ 以下のもの	25%
(7) シリンダー容量が 4.0 ℓ 超のもの	40%
2. 中軽型商用自動車	5%
十、ゴルフボール及び用具	10%
十一、高級腕時計	20%
十二、ヨット	10%
十三、木製割り箸	5%
十四、天然材床板	5%

### 3. 輸出にかかる仕入増値税の還付（一般納税者）と免税申請（小規模納税者）

#### 3.1 一般納税者

一般納税者資格を取得した生産企業は物品を輸出する場合、輸出物品の増値税率は0%、原材料を国内から仕入れる場合に支払う17%（又は13%）の仕入増値税は本来輸出時に全額還付すべきが、実際に輸出時の還付率が税率より低いことにより、国内で仕入れた原材料などにかかる増値税の一部を実質的にコストとして負担することになる。

##### 3.1.1 仕入増値税の輸出還付の計算

仕入増値税の輸出還付には基本的に「免除、控除、還付」方式が適用される。

① 「免除、控除、還付」の意味

「免除」とは生産企業が輸出する自社生産貨物について、生産販売段階の増値税を免除することを指す。

「控除」とは生産企業が輸出する自社生産貨物について、消耗使用された原材料、物品などの仕入税額を国内販売の納付税額から控除することを指す。

「還付」とは、生産企業が輸出する自社生産貨物について、当月に控除すべき仕入税額が納付ぜいがくより大きい場合に、控除しきれない部分を還付することを指す。

② 「免除、控除、還付」方式の計算方法

A. 免除、控除、還付税額＝輸出貨物 FOB 価格 X 為替レート X 還付税率—免税購入原材料価格 X 還付税率

B. 免除、控除できない税額＝輸出貨物 FOB 価格 X 為替レート X (徴収税率—還付税率)

—免税購入原材料価格 X (徴収税率—還付税率)

C. 納付税額＝国内売上税額—(仕入税額—B)

C<0の時、還付を受けられる。

- Cの絶対値≤Aの場合：還付税額＝Cの絶対値
- Cの絶対値>Aの場合：還付税額＝A

3.1.2 仕入増値税の輸出還付の申告

① 申告期限

生産企業が貨物を通関輸出し、且つ財務上の売上処理を行った後、増値税の法定申告期限内に増値税の日常申告を行い、日常申告後の翌月 15 日までに所轄区の税務支局に「免除、控除、還付」の申告を行う。

生産企業は貨物の通関輸出日（輸出貨物通関書<輸出税金還付専用>）に明記する日付）より 90 日以内に、所轄区の税務支局に「輸出貨物通関書<輸出税金還付専用>」のオリジナルを提出しなければならない。提出しない場合、国内販売貨物として課税される。

深圳市では「免除、控除、還付」を申告する場合、輸出外貨受取審査照合書（輸出税金還付専用）の紙ペーパーを提出不要が、国の規定に従い電子データの申告が必要。輸出外貨受取審査照合の電子データ申告期限は輸出貨物通関書<輸出税金還付専用>に明記する日付より 210 日とする。

② 申告主要書類

- 生産企業輸出貨物税額免除、控除、還付申告表
- 増値税納税申告表
- 生産企業輸出貨物税額免除、控除、還付申告明細表
- 輸出売上明細表

- 深圳市輸出商品発票（輸出専用）
- 税関輸出貨物通関所（輸出税金還付専用）
- 生産企業進料加工手冊登記申告表
- 生産企業進料加工税関登記手冊照合申告表
- 生産企業進料加工貿易免税上名
- 生産企業進料加工原材料申告明細表

### 3.2 小規模納税者の免税申請

#### 3.2.1 小規模納税者の免税認定

規定期限内（対外貿易経営者登録日より 30 日以内）に「輸出貨物免税認定表」を所轄税務局に提出して、免税認定を行う。

提出書類は以下の通り：

- 税務登記証
- 対外貿易経営者登録登記表
- 税関が発行する輸出入貨物荷受者通関登録登記証

#### 3.2.2 小規模納税者の免税申告

小規模納税者は貨物を輸出後の翌月に所轄税務局に増値税を申告する際に、「小規模納税者輸出貨物免税申告表」などその電子データを提出、申告しなければならない。

。

## 広東省人力資源と社会保障庁の高温手当問題について回答

(2009年10月19日、粵人社函[2009]20号)

深圳市人力資源と社会保障局、東莞市労働局：

御局から高温手当について質問を受け取り、人力資源と社会保障部から回答は下記通りになります：

一、高温手当の定性問題。採用単位は国家相関規定を応じて、高温天気や露天作業または他場所で高温作業している労働者へ高温手当を支給、これは高温環境で作業や労働者への特殊労働消耗補償です、しかも給料範囲以内と見なす。非高温作業人員へ高温手当と性質に類似な高温手当は職員福祉範囲以内に属す。

二、高温手当政策の徹底施行問題について。高温天気や露天作業または他場所で高温作業している労働者へ高温手当は、採用単位が文件規定より執行；非高温作業人員へ高温手当は、採用単位が相関文件規定や企業實際を応じて、組合や職員代表と平等協議の上で決定。